

平成 21 年 第 3 回 定例会

市 議 会 会 議 録

平成 21 年 9 月 1 日 (開会)

平成 21 年 9 月 18 日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十一年第三回定例会会議録

(平成二十一年九月)

垂水市議会

## 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（9 月 1 日）（火曜）

1. 開	会 .....	4
1. 開	議 .....	4
1.	会議録署名議員の指名 .....	4
1.	会期の決定について .....	4
1.	諸般の報告 .....	4
1.	議長の選挙 .....	6
1.	副議長の選挙 .....	7
1.	議案第 66 号、議案第 67 号 一括上程 .....	9
	委員長報告、質疑、討論、表決（認定）	
1.	議案第 70 号～議案第 75 号 一括上程 .....	11
	説明、質疑	
	議案第 70 号～議案第 75 号 総務文教委員会付託	
1.	議案第 76 号～議案第 78 号 一括上程 .....	18
	説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
	議案第 76 号、議案第 77 号、議案第 78 号（同意）	
1.	議案第 79 号 上程 .....	19
	説明、質疑、各常任委員会付託	
1.	議案第 80 号～議案第 86 号 一括上程 .....	27
	説明、質疑	
	議案第 80 号～議案第 82 号 総務文教委員会付託	
	議案第 83 号～議案第 86 号 産業厚生委員会付託	
1.	陳情第 18 号、陳情第 19 号 一括上程 .....	32
	陳情第 18 号、陳情第 19 号 産業厚生員会付託	
1.	日程報告 .....	32
1.	散 会 .....	32

### 第 2 号（9 月 8 日）（火曜日）

1. 開	議 .....	34
1.	一般質問 .....	34
	尾脇雅弥議員 .....	34
	子育て支援について	
	教育現場の環境整備等について	
	新型インフルエンザ対策について	
	元垂水港の北風対策について	

企業誘致について	
大藪藤幸議員	41
市民課待合所に有料のコピー機設置について及び血圧測定器の設置について	
垂水中央中学校の大規模改造工事に伴うトイレ改修の予定は	
同上校庭の東側への拡張予定は	
同上通学用スクールバス業者選択入札予定時期	
垂水49号線（マイロード）街路樹の剪定にについて	
感王寺耕造議員	46
垂水市食肉センターについて	
道路維持班について	
池之上 誠議員	54
中学校統合準備の進捗状況について	
バイオマス実証実験について	
医療・介護について	
川畑三郎議員	66
漁業緊急保証制度について	
国道改良事業について	
森 正勝議員	71
新型インフルエンザについて	
定住自立圏構想について	
グローバル・オーシャンワークス（株）について	
池山節夫議員	76
新型インフルエンザについて	
全国学力テストについて	
生活環境問題について	
持留良一議員	80
平和問題への取組みについて	
雇用・景気対策について	
地域生活交通（移動の権利の保障）の実現の具体化と課題と対策について	
安心して子育てできる総合的な支援を	
堀添國尚議員	92
牛根地区の諸問題について	
環境問題及び自然保護について	
1. 日程報告	99
1. 散    会	99

第3号（9月9日）（水曜日）

1. 開 議 .....	102
1. 一般質問 .....	102
田平輝也議員 .....	102
本市の財政状況は	
監査機能について	
来年度予算編成について	
国民健康保険税について	
宮迫泰倫議員 .....	109
安心・安全なまちづくり（地域防災対策）	
徳留邦治議員 .....	115
入札制度について	
市のランク付けについて	
工事その他の入札状況について	
1. 日程報告 .....	118
1. 散 会 .....	119

第4号（9月18日）（金曜日）

1. 開 議 .....	122
1. 諸般の報告 .....	122
1. 議案第70号～議案第75号、議案第79号～議案第86号、陳情第18号、陳情第19号 一括上程 .....	122
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第70号～議案第75号、議案第79号～議案第86号（原案可決）	
陳情第18号、陳情第19号（採択）	
1. 議案第87号 上程 .....	126
説明、全協、質疑、討論、表決（否決）	
1. 議案第88号から議案第99号 一括上程 .....	132
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第19号、意見書案第20号 一括上程 .....	132
説明、質疑、表決	
意見書案第18号、意見書案第19号（原案可決）	
1. 閉 会 .....	135

平成21年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・1	火	本会議	会期の決定、議長の選挙、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9・2	水	休 会	
9・3	木	〃	(質問通告期限：正午)
9・4	金	〃	
9・5	土	〃	
9・6	日	〃	
9・7	月	〃	
9・8	火	本会議	一般質問
9・9	水	本会議	一般質問
9・10	木	休 会	
9・11	金	〃 委員会	産業厚生委員会
9・12	土	〃	
9・13	日	〃	
9・14	月	〃 委員会	総務文教委員会
9・15	火	〃	
9・16	水	〃 委員会	議会運営委員会
9・17	木	〃	
9・18	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件 名
議案第66号	平成20年度垂水市水道事業会計決算認定について
議案第67号	平成20年度垂水市病院事業会計決算認定について
議案第70号	垂水市税条例の一部を改正する条例 案
議案第71号	垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案
議案第72号	垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

- 議案第73号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第74号 字の区域変更について
- 議案第75号 鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 議案第76号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第77号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第78号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第79号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案
- 議案第80号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第81号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第82号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第83号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第84号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第85号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第86号 平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第87号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案
- 議案第88号 平成20年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第90号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第91号 平成20年度垂水市後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第92号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 平成20年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第95号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第96号 平成20年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第97号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第98号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第99号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 意見書案第19号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 意見書案第20号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書について

## 陳 情

- 陳情第18号 国道220号牛根麓地区（牛根麓宮崎小路川～牛根麓簡易郵便局）の歩道拡幅工事の早期実施を求める陳情
- 陳情第19号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情

平成 21 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 9 月 1 日

本会議第1号(9月1日)(火曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	( 欠 員 )
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長 補 佐	野 嶋 正 人	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サ ー ビ ス 課 長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保 健 福 祉 課 長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生 活 環 境 課 長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 9 月 1 日 午前10時開会

△開 会

○副議長（川尻達志）皆様御承知のとおり、葛迫猛議長が去る 8 月18日逝去されましたので、地方自治法第106条の規定により私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしくお願いをいたします。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第 3 回垂水市議会定例会を開会します。

△黙 禱

○副議長（川尻達志）この際、申し上げます。ここで、故葛迫猛議長の御冥福を祈り、黙禱を捧げたいと思います。

御起立を願います。

○議会事務局長（松浦俊秀）黙禱。

[黙 禱]

○議会事務局長（松浦俊秀）黙禱を終わります。

○副議長（川尻達志）御着席願います。

△開 議

○副議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△会議録署名議員の指定

○副議長（川尻達志）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において持留良一議員、田平輝也議員を指名します。

△会期の決定

○副議長（川尻達志）日程第 2、会期の決定を議題とします。

去る 8 月26日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の

会期日程表のとおり、本日から18日までの18日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から18日までの18日間と決定しました。

△諸般の報告

○副議長（川尻達志）日程第 3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成21年 5 月分、6 月分及び 7 月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）皆さん、おはようございます。

6 月定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まずは、先月18日、志半ばにして病に冒され、急逝されました故葛迫猛市議会議長の御生前の御功績に対しまして、衷心より感謝を申し上げ、敬意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

次に、水道課関連の事項について御報告を申し上げます。

平成20年度から本格的着工で、今年度が最終年度になります内ノ野浄水場改修工事につきまして御報告申し上げます。

既設緩速ろ過池改修一式、電気計装設備一式、場内整備一式、工期を 7 月 3 日から年が明けまして 2 月26日までを一括入札ということで、6 月26日、入札を実施したところでございます。入札の結果、発注先が理水化学株式会社、発注額が 3 億3,432万円で決定したところでございまして、早速工事に着手してもらっているところでございます。

次に、皆様も御存じのとおり、一時凍結となっておりました国道220号線早崎改良事業につきましてでございますが、7月8日の九州地方整備局事業評価監視委員会におきまして審議の結果、事業継続となりました。

市議会の皆様を初め、協和地区振興会長連絡協議会、垂水市漁協の皆様方の多くの御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

今後は、一日も早い事業完了によりまして、災害に強いまちづくりが実現することを期待しております。

次に、元国務大臣で故田中茂穂氏の長女、坪井伸子氏より、このたび、田2筆181平方メートル、畑5筆5,368平方メートル、山林22筆3万9,055平方メートル、雑種地1筆26平方メートル、宅地1筆1,920.25平方メートル、建物2棟250.51平方メートルの寄附をいただきましたので、御報告申し上げます。

なお、いただきました山林は市有林などとして、また中馬場の宅地につきましては保健福祉施設等として有効活用できないか、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、6月議会後の火災について御報告いたします。

その他火災5件の火災が発生しております。

まず1件目は、7月7日脇田海岸において、枯れ草が3アール焼失した火災、2件目は、7月8日牛根深港において、たき火中枯れ草に延焼し3アール焼失した火災、3件目は、8月3日上元垂水におきまして、たき火中枯れ草に延焼し3アールを焼失した火災でございます。4件目は、8月19日に同じく上元垂水で、たき火中枯れ草に延焼し1アール焼失した火災、5件目は、8月24日中俣清掃センター内におきまして、集積中の枯れ草等が焼失した火災でございます。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

5月31日から6月3日にかけては、関東垂水会及び全国市長会に出席するため上京いたしました。

関東垂水会へは、副市長、企画課長、ふるさと納税担当の職員等と出席いたしました。

今回は、垂水市からの9名の出席者を加え、約120名の参加がございました。

総会では、本市の現況報告やふるさと納税への御礼、今後の引き続いての協力依頼をいたしました。また、懇親会では多くの方々と歓談や意見交換をさせていただきました。

全国市長会議では、1年間の経過などについて会務報告があった後、平成19年度決算報告及び平成21年度予算を審議、承認しまして、各支部から提出された要望議案の「地方分権改革の推進及び地方財源の充実・確保について」外85件と、全国市長会によります「経済危機対策の早期実施による安心と活力の実現に関する決議」外5決議案を全会一致で承認し、政府に提出することといたしました。

6月16日から17日にかけては、全国過疎地域自立促進連盟の第108回理事会へ出席のため上京してまいりました。

会では、平成20年度の事業報告及び歳入歳出決算について、新たな過疎対策法の制定に関する要望についてのほか2件を議案審議し、承認されました。

6月24日から25日にかけては、国土交通省九州地方整備局において開催されました国道220号早崎改良事業についての再評価のための事業評価監視委員会へ出席するため、福岡市へ出張いたしました。

会議の中で意見を申し上げる機会をいただきましたので、地元の熱意を含め、早期の事業再開をお願いしてまいりました。

7月16日から17日にかけては、4市合同の桜島火山活動対策協議会による中央要望活動を行いました。

九州森林管理局、そして内閣府ほか中央省庁、地元選出国會議員を訪問しまして、国道220号の整備促進、桜島火山対策に要する経費の財源措置について、砂防・治山事業の促進及び予算の確保について要望してまいりました。

7月23日から24日にかけては、議会国道整備促進特別委員会の一般国道220号の道路整備促進についての要望活動に同行するため上京いたしました。

国道220号に関する要望活動では、国土交通省を初めとする関係省庁及び地元選出国會議員を訪問しまして、今年度に引き続いての予算確保のお願いをしてまいりました。

8月25日は、伊佐市で開催されました第2回県市長会定例会に出席いたしました。

会は、平成20年度一般会計事業報告及び収支決算等の議案を審議し、異議なく全会一致で承認されました。

そのほか、県市長会からの要望事項として「道路財源の確保について」外18件を一部修正の上承認し、国・県へ要望することといたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○副議長（川尻達志）以上で、諸般の報告を終わります。

△議長の選挙について

○副議長（川尻達志）次に、葛迫猛議長の死亡により議長が欠員となりましたので、日程第4、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○副議長（川尻達志）ただいまの出席議員数は、15人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（川尻達志）投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川尻達志）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副議長（川尻達志）異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

[1番議員から順次投票]

- |     |      |    |    |
|-----|------|----|----|
| 1番  | 感王寺  | 耕造 | 議員 |
| 2番  | 大  菌 | 藤幸 | 議員 |
| 3番  | 尾  脇 | 雅弥 | 議員 |
| 4番  | 堀  添 | 國尚 | 議員 |
| 5番  | 池之上  | 誠  | 議員 |
| 6番  | 田  平 | 輝也 | 議員 |
| 7番  | 北  方 | 貞明 | 議員 |
| 8番  | 池  山 | 節夫 | 議員 |
| 9番  | 森    | 正勝 | 議員 |
| 10番 | 持  留 | 良一 | 議員 |
| 11番 | 宮  迫 | 泰倫 | 議員 |
| 12番 | 川  尻 | 達志 | 議員 |
| 14番 | 徳  留 | 邦治 | 議員 |
| 15番 | 篠  原 | 静則 | 議員 |
| 16番 | 川  畑 | 三郎 | 議員 |

○副議長（川尻達志）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川尻達志）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場閉鎖]

○副議長（川尻達志）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に尾脇雅弥議員、堀添國尚議員、池之上誠議員を指名します。

よって、3名の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○副議長（川尻達志）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 15票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

宮迫泰倫議員 6票

川尻達志議員 8票

持留良一議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、私、川尻達志が議長に当選いたしました。

△新任議長あいさつ

○議長（川尻達志）ここで、私、川尻達志が議長就任のあいさつをさせていただきます。

[議長川尻達志登壇]

○議長（川尻達志）議長就任に際して、一言ごあいさつを申し上げます。

葛迫前議長亡き後、ただいま議長選挙におきまして皆様方の御支持をいただきまして、垂水市議会議長の要職に就任させていただくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、心から感謝申し上げるとともに、改めてその職責の重大さを痛感している次第であります。

特に、前葛迫猛議長の思いに思いをいたすときに、非常に責任の重大さ、彼がどういうことを考えていたのか、そういうことをしっかりと私なりに考えてしっかりとやっていくつもりであります。どうか皆さん方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

今、地方自治体は、地方分権の時代を迎え、地方の自主性・自立性の強化が強く求められておりますが、住民自治の根幹をなす地方議会の

果たすべき役割と重要性はこれまで以上に高まっております。

特に、今議会から一問一答方式も導入をされます。このような中、市議会としてのその持つ機能を十分発揮し、議会の改革、活性化に努め、垂水市のさらなる発展と垂水市民の福祉向上を図るため誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様におかれましては、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時30分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど私が副議長のまま議長に当選し、議長に就任いたしましたので、自動的に副議長の職を失いました。

よって、副議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○議長（川尻達志）お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△副議長の選挙について

○議長（川尻達志）選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（川尻達志）ただいまの出席議員数は、15人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（川尻達志）投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（川尻達志）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

- |     |     |    |     |
|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 感王寺 | 耕造 | 議員  |
| 2番  | 大菌  | 藤幸 | 議員  |
| 3番  | 尾脇  | 雅弥 | 議員  |
| 4番  | 堀添  | 國尚 | 議員  |
| 5番  | 池之上 |    | 誠議員 |
| 6番  | 田平  | 輝也 | 議員  |
| 7番  | 北方  | 貞明 | 議員  |
| 8番  | 池山  | 節夫 | 議員  |
| 9番  | 森   | 正勝 | 議員  |
| 10番 | 持留  | 良一 | 議員  |
| 11番 | 宮迫  | 泰倫 | 議員  |
| 12番 | 川尻  | 達志 | 議員  |
| 14番 | 徳留  | 邦治 | 議員  |
| 15番 | 篠原  | 静則 | 議員  |
| 16番 | 川畑  | 三郎 | 議員  |

○議長（川尻達志）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場閉鎖]

○議長（川尻達志）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの尾脇雅弥議員、堀添國尚議員、池之上誠議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（川尻達志）選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 1票

有効投票中

池山節夫議員 7票

森 正勝議員 7票

以上のとおりです。

すなわち、池山節夫議員と森正勝議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数4票を超えております。

したがって、地方自治法第118条第1項の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選者はくじで決めることになりました。

くじの手續について申し上げます。

くじは、2回に分けて行います。

1回目は、くじを引く順位を決めるためのもので、2回目は、くじを引く順序に基づいて当選人を決定するためのものであります。

まず、くじを引く順位を決めるくじを行います。

なお、このくじで1番くじを引いた方が、この後に行います当選人を決定するくじで先にくじを引いていただきます。

また、2回目の当選人を定めるくじは、1番を引いた方が当選人となります。

以上、御了承願います。

それでは、お二人の池山節夫議員、森正勝議員の登壇をお願いします。

[池山節夫議員、森 正勝議員登壇]

○議長（川尻達志）立会人に先ほどの尾脇雅弥議員、堀添國尚議員、池之上誠議員を指名い

たします。

よって、3名の立ち会いを願います。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

それでは、議員番号の若い方から、くじを引いてください。

[池山節夫議員、森正勝議員の順番にくじを引く]

○議長（川尻達志）くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに池山節夫議員、次に森正勝議員。

以上のおりです。

ただいまのくじの結果、池山節夫議員が先にくじを引くこととなりました。

池山節夫議員、くじをお引き願います。

[池山節夫議員、森正勝議員の順番にくじを引く]

○議長（川尻達志）くじの結果を報告します。

くじの結果、池山節夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました池山節夫議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（川尻達志）池山節夫議員の副議長のあいさつを許可します。

[副議長池山節夫登壇]

○池山節夫議員 皆さん、くじでありましたけど、副議長に当選させていただきました。

これからは、川尻議長を補佐しながら、議会運営のスムーズな、円滑な議会運営に副議長として協力していきたいと思っております。どうか皆様方の御支援をよろしく申し上げます。

短いですが、これで副議長のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（川尻達志）以上で、副議長の選挙を終了いたします。

△議案第66号・議案第67号一括上程

○議長（川尻達志）日程第5、議案第66号及び日程第6、議案第67号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第66号 平成20年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第67号 平成20年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（川尻達志）ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

宮迫泰倫議員。

[公営企業決算特別委員長宮迫泰倫議員登壇]

○公営企業決算特別委員長（宮迫泰倫）おはようございます。

公営企業決算特別委員審査結果報告。

去る6月18日の平成21年第2回定例会において公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査になっておりました議案第66号平成20年度垂水市水道事業会計決算認定について及び議案第67号平成20年度垂水市病院事業会計決算認定についてを、去る8月4日公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に当たりましては、予算が議決した趣旨と目的にのっとり適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かに重点を置き、さらに、計数的なことについては、監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて関係課長の説明を求めながら、予算執行の適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質問について申し上

げます。

最初に、水道事業会計決算での質疑について報告いたします。

歳出において、営業外費用の内訳や給水戸数についての質疑があり、営業外費用として起債償還金のうち企業債利息が4,100万円程度、その他雑支出として不納欠損の振りかえ分があり、給水件数については6,955件で、前年度に比べ30件の減、給水人口は1万4,598人で前年度に比べて212人の減となっており、毎年減ってきているとの回答がありました。

また、不納欠損の件数と徴収方法はどのように考えるかについての質疑があり、件数は16名で104件、金額にして13万1,662円であり、いずれも5年経過しており、全員が住所不明で把握が困難である。今後の徴収方法としては、これまで督促状を出してから催告状、給水停止に至るまで約4カ月程度かかっていたが、今年度はそれを2カ月程度でやり、納付誓約もお願いしているとの回答がありました。

次に、本管の布設がえが終わった後の漏水の状況や配水支管の布設がえは考えているのかという質問に対して、本管の布設がえは99%終わっているので、本管の漏水については1桁台であるが、家庭内漏水については、古い家屋の漏水がふえてきており、それらは検針のときにわかるので、状況を説明して対応しています。また、配水支管の布設がえについては将来的な計画に入っているとの回答がありました。

次に、病院事業会計決算での質問について報告いたします。

まず、早期発見・早期治療という中で、人間ドックの状況及び申し込み時の受診予定日が延びているが、問題点は何かとの質疑に対して、中央病院では、人間ドックは毎年若干ではあるがふえてきており、その上、医師不足等により受診日が延びていると思われる。8月からは常勤の医師が2名ふえるので、人間ドックについ

ても積極的に行っていくという回答がありました。

また、医療機器を購入する際に前の機器を下取りで出した場合、値引き額と下取り額は明示されていないのかという指摘に対して、値引きの中で処理してあり、今後は額の表示をするように指導していきたいとの回答がありました。

次に、欠損金の状況についての質疑に対して、未納者に対して中央病院も市も努力をしているが、生活困窮者が大部分であり、徴収が難しいところであるが、今後は、60万円以下の悪質な未納者については少額訴訟制度を導入し、対応していきたいとの回答がありました。

最後に、前年度に比べ20年度は純利益が落ちているが、その原因とこれからの病院経営に当たり改善の余地はどうあるのかという質疑に対して、一番の原因は、中央病院に病院事業会計から出す人件費相当額に当たる交付金が原因で、医師の定期昇給とか看護師等の人件費アップ、従前は10対1の看護基準（患者10名に対して看護師1名の割合）であったが、これらを7対1に変更したため昨年十数人の看護師を採用しており、その結果経費がかかった。しかしながら、今後は、保険診療が7対1の看護基準に変わったため、保険診療の収入がふえる見込みのため経営改善が見込まれるとの回答がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

両決算の総括として、ともに公営企業として健全な事業運営がなされているが、監査委員の指摘もあるように、水道事業では、収益の基礎となる給水人口の減少、企業債の増加での経営の影響が心配される点、病院事業では、後期高齢者制度を初め、診療報酬のマイナス改定、医師不足による患者数の減少等による経営面での困難が予想される点などがありますが、これらを克服していくためにも、財政運営の改善と健全化に努めていただきたいと思います。

そして、さらに安心安全な水道水の提供と安

心安全な医療サービスの提供に努めていただきたいと思います。

以上の質疑や内容を踏まえた上で、本委員会としては両決算とも適正であると認め、次の要望を付して認定することに決定しました。

要望事項を申し上げます。

一つ、最近、人間ドックの受診希望日より受診日がかかなりずれているので、できるだけスピーディーに受診できるようにしていただきたい。

一つ、今後、医療機器を購入する際、前の機器の下取りを行う場合は、下取りの金額を明示するようにしていただきたい。

また、平成20年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案及び平成20年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案についても、原案のとおり可決することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（川尻達志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号平成20年度垂水市水道事業会計決算は認定、平成20年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案については原案のとおり可決、議案第67号平成20年度垂水市病院事業会計

決算は認定、平成20年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については原案のとおり可決することに決定しました。

△議案第70号～議案第75号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第7、議案第70号から日程第12、議案第75号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第70号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第73号 新たに生じた土地の確認について

議案第74号 字の区域変更について

議案第75号 鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

---

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○税務課長（川井田志郎） 議案第70号垂水市税条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成21年6月24日に公布されました農地法等の一部を改正する法律において、関連法であります土地改良法の一部改正が行われることに伴い、その法を引用しております垂水市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容としましては、埋立地、干拓地の固定資産税の納税義務者について規定しております垂水市税条例第54条第6項中、国または都道府県が行う埋め立て・干拓事業により造成された埋立地等の使用者について引用しております土地改良法第87条の第2項第1項第1号が削られ、同項第2号が同項第1号とされたことに伴い、垂水市税条例の規定も同項第2号を同項第1号

に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、農地法等の一部改正をする法律の施行の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明が終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○市民課長補佐（野嶋正人）** 議案第71号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

先般、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、国民健康保険法の施行令が一部改正され、平成21年5月22日に公布されております。

今回の一部改正の内容ですが、少子化対策により出産費用の軽減を図るという観点から出産育児一時金の支給額を4万円引き上げ、現行の35万円を39万円とするものでございます。

ただし、本年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置となっております。

それでは、お手元の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正しようとする箇所をアンダーラインで記しております。

新旧対照表の上段から中断にかけての第5条、第6条及び第13条につきましては、本条例の文言を整備するものでございます。

次に、今回の出産育児一時金支給額4万円の引き上げにつきましては、緊急の少子化対策としての暫定措置でありますことから、附則において、経過措置の期間と支給額について規定することといたしております。

以上ですが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○社会教育課長（橋口正徳）** 議案第72号垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

地区公民館の地番が国土調査により合筆また

は修正されたために、垂水市公民館の設置及び管理に関する条例第2条第1項の表境地区公民館、水之上公民館、新城地区公民館及び大野地区公民館別館の項中の地番を改めるものでございます。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

また、この条例の改正に伴います関係条例の一部改正を附則第2項及び第3項において行おうとするものでございます。

まず、附則第2項の垂水市役所支所設置条例の一部改正でございますが、垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正において、新城地区公民館の地番が「垂水市新城3453番地」から「垂水市新城3452番地」に改められたことから、第2条の表新城支所の項中の地番につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、附則第3項、垂水市社会体育施設の設置及び管理に関する一部改正でございますが、同様に、大野地区公民館別館の地番が「垂水市田神3754番地」から「垂水市田神3752番地」に改められたことから、第3条の表大野体育館の項中の地番につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○企画課長（太崎 勤）** 議案第73号新たに生じた土地の確認について及び議案第74号字の区域変更については関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第73号でございますが、海潟漁港公有水面埋め立てに関する工事が平成21年6月5日竣功認可されましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

土地の面積は、5,327.82平方メートルでございます。

次に、議案第74号でございますが、先ほどの新たに生じた土地に関連する字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに生じた土地を大字海潟字小山田とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第75号鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについての議案につきまして御説明を申し上げます。

さきの6月議会において地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として定住自立圏形成協定に関する事項を追加し、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部改正をしたものでございますが、その条例の規定により、垂水市及び鹿屋市の間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

別紙大隅定住自立圏の形成に関する協定書（案）で御説明を申し上げます。

この協定書案は、中心市宣言の鹿屋市を「甲」とし、周辺市である垂水市を「乙」として協定を締結しようとするものでございます。

まず、第1条は、甲乙双方が相互に役割分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実をさせ、双方の区域への人材の誘導を促進するために定住自立圏を形成することの目的を規定するものでございます。

第2条は、目的達成のため、各政策分野の取り組みにおける相互の役割を分担しての連携を図り、共同し、補完し合うことの基本方針を規定するものでございます。

第3条は、総務省の定住自立圏構想推進要綱で定められた3つの視点であります、同条の第1号から第3号までの政策分野ごとに、少なく

とも1つ以上について連携する具体的事項を規定することとなっており、今回の協定書締結の取り組み内容と双方の役割分担を別表に掲げるとおりにしようとする規定でございます。

別表につきましては、後もって分野ごとに御説明をいたします。

第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担について規定するものでございます。

第5条、第6条及び第7条は、この協定締結後の変更、廃止及び疑義の解決についての手続を規定するものでございます。

それでは、この協定書第3条に規定している取り組みの内容及び相互の役割について、別表第1から別表第3までを御説明いたします。

まず、別表第1は、生活機能の強化に係る政策分野として、ア、医療の分野と、次ページに掲げてあります、イ、産業振興の分野でございます。

ア、医療分野の1の取り組みとして、圏域共同での初期救急医療体制を維持・確保するため、共同での夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置に向け、関係各市町と共同して整備計画及び運営計画を策定するものでございます。

2の取り組みとして、圏域の救急医療体制を維持するため、救急医療機関の適正受診の啓発を図るもので、連携して出前講座の企画及び開催、フォーラム等の共催や区域内住民参加の促進・協力、パンフレット等の共同作成、地域内住民への配布等を実施していくものでございます。

次のページ、イ、産業振興の分野は、圏域内の畜産飼料自給率の向上の取り組みとして、畜産農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産や基幹農作業を受託するコントラクター組織の育成及びでん粉かすやカンショの茎葉等の未活用資源を有効活用するTMRセンターの

整備を促進する取り組み内容で、本市区域内の農家・畜産農家に対し、これら取り組みの利用、活用の促進を図っていくものでございます。

また、酪農家の粗飼料生産を受託する酪農コントラクター組織の整備につきましては、酪農家利用組合員外の本市区内の農家に対し、酪農コントラクター事業の利用促進を図っていくものでございます。

次のページの別表第2は、結びつきやすいネットワークの強化に係る政策分野として、ア、地域公共交通の分野と次ページのイ、地域内外の住民との交流・移住促進の分野でございます。

まず、ア、地域公共交通の分野の取り組みとして、交流人口の増加のための圏域の地域公共交通のバスネットワークの構築を図る取り組みで、九州新幹線、さんふらわあ等の誘客効果を大隅地域へ導入するとともに、地域住民の県都鹿児島市への交通の利便性の向上を図るため、鹿児島中央駅一鹿屋間の直行バスの運行の利用促進の取り組み、鹿屋一垂水間の路線バスやフェリー等との接続調整、共同して鹿屋市のバス待合施設を活用した観光・交通情報等の提供や、廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する取り組みを図っていくものでございます。

次のページ、イ、地域内外の住民との交流・移住促進との分野は、圏域の誘客の促進及び観光資源のネットワーク化の推進を図る取り組みで、スポーツ合宿・大会等の誘致・開催によるスポーツ交流を促進し、遊休施設を利活用するため、地域内スポーツ施設等のネットワークの構築、広報・PRに参画し、鹿屋市が構築するスポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムを活用して、野球場や体育館等が集積する垂水中央運動公園等の垂水市内の特色ある施設等の利活用促進により、スポーツを核とした交流人口の増加による地域経済の活性化を図るものであります。

次のページの別表3は、圏域マネジメント能

力の強化に係る政策分野として、アの圏域内市町の職員等の交流の分野は、本協定に基づく広域の計画策定や研修を通じて、圏域内市町の職員の交流の促進を図る取り組みで、本市職員が協定に基づく取り組みに参画し、交流を図るものでございます。

なお、この協定書案につきましては、中心市の鹿屋市において総務省との事前協議がなされております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○森 正勝議員 75号の鹿屋市との定住自立圏形成協定についてお聞きいたします。

あくまでも甲と乙が共同・対等という立場でならないと思うんですが、その辺のところと、それから2つ目が、これは中心市になると交付税措置が4,000万円ぐらい、それから末端の市で1,000万円というような形になっているようですが、鹿屋市は財政がちょっと危機的な状況ではないんだろうかというふうに思うんですが、そのための取り組みではないのかという危惧を私はするんですが、その辺のところ。

それから最終的には、こういうことをしながら合併を進めてくるのではないかという、そういう危惧はあると思います。非常にあると思います。ですから、その辺のところはどう考えているのか。

それからメリットとしては、救急体制とかそういうこと、それから小児科の病院なんかの選定とかそういうのがあると思うんですが、メリットとデメリットですか、その辺のところのメリットが多ければ進めていくべきだと思うんですが、私は先ほど言いました3点ぐらいちょっと心配がありますので、その辺のところについてお聞きいたします。

○企画課長（太崎 勤）定住自立圏のこの協

定につきましてはあくまでも、中心市が鹿屋市でございますが、各協定事項につきましては、周辺市であります垂水市との協定ということで、対等と考えております。

さきの6月議会でも話をしましたが、財政的な問題でございますけれども、中心市につきましては4,000万円の財政支援、特別交付税があると、周辺市につきましては1,000万円程度、特別交付税措置をされているということでございます。

中心市につきましてはその他、平成21年度におきまして、経済危機対策臨時交付金の中心市が宣言をした上乘せ分として7,000万円程度、あるいは22年度以降の取り組みに使われる予定でございます。定住自立圏形成推進基金1億6,497万円の財源も、基金も国のほうから中心市について交付されておりますので、これ等につきまして、協定事項についていろいろこの取り組みにつきましては鹿屋市のほうで充当をされてくるということでございます。そういう説明を受けております。だから、財源的にも鹿屋市だけ使うということではないということでございました。

先々の合併でございますけれども、いろいろ議論はございますけれども、あくまでも地域の、大隅地域の生活機能あるいは都市機能を充実するために、中央と地方の格差を是正する新たな広域行政の仕組みでございます。したがって、各いろいろな大隅地域におきましても、人口減少や過疎化の著しい進行あるいは財政環境の悪化、こうした完結した行政サービスを持続的に提供していくことが将来困難だというようなことでありますので、あくまでも新しい広域行政の仕組みだというようなことで、新たな合併の布石にはなるものではないということでございます。

○市長（水迫順一） ちょっと私のほうで補足させていただきますが、企画課長がお答えをし

たとおりなんです、今までは広域行政圏として大隅はくくっておったわけですが、新たな合併が、平成の合併が一段落しまして、そしてその中でも都市と地方のやはり格差が今後も非常に問題であると、地方が特にいろんな問題を抱えておると、それじゃ地方にもうちょっと活力を与えよう、いろんな事業を持ってくる中で、5万人以上の中心市を手を挙げさせて、そこが中心となって、すべてその目的のためにいろんな事業をする協定を結ぶわけじゃないんですね。

ですから、例えば例でいきますと、鹿屋市と、我々垂水市は周辺市なんです、何を鹿屋と組んでこの事業をやったらいいかといいますと、まず医療関係がございまして。これは夜間の医療、この間新聞にも出ておったように、夜間医療体制の一次医療的なものを、緊急的なものをやるには到底垂水市で対応できることはできません。ですから大きくくった中で、鹿屋市にそういうようなものを求めていって、そことの協定で垂水も入ってやっていくということが非常に大事でございますので、それはやりたいということでございます。

それともう1つ例をとりますと、1つ、2つ例をとりますと、例えば広域の交通体系、新幹線があと1年半ちょっとで全線開通します。ここから、鹿児島中央駅から鹿屋に向けて直行バス、新幹線と連係した直行バスを出そうということでございますので、これが垂水を経由していきますから、垂水でも乗り降りができるというものにしてもらえば、大阪とか福岡とか新幹線を利用する客が垂水に来やすいというメリットがございまして。ですからそういうものもやっていきたいというふうに思いますし。

それと農業関係で一部、これには今のところ、農業関係で例えば牧草関係を盛んにしようと、自給率を安いえさの提供になる方向で検討しようというような事業もございまして。これはこれ

に、今のところ畜産がうちの場合は乳業なんかを中心にしたところは一切ございませんので、牧草地といっても限られておりますから、これは今ではそう需要はないかもわかりません。だけど、この事業に入っていないと、これは国が支援してくれるわけですから、この事業に入っていないと使えないということになりますので、一応入っておって、垂水に使いやすい内容に切りかえてもらおうというような努力はしていきたい。そういうふうに思います。

もう1つだけ例をとりますと、どこも大隅半島、一次産業ですので、非常に一次産業が厳しい状況にあります。農業も水産業もそうですが、これに加えることで観光を持ってこようと。そうすると観光が一次産業に果たす役割が非常に大きいものがございますので、観光は、垂水市だけで観光を完結することはできません。ですから、どうしても広域観光を考えていくには、そういうような面でとらえたそういうものを今後この事業の中で取り入れていくことも必要じゃないかと、そのように思っておるわけです。

今申しあげましたように、垂水市に必要なこと、それは入る必要ございませんし、垂水市が本当に今後も見据えて、これにはこの事業には参加したほうが良いという事業にのみ参加をしていくということでございます。

ですから、繰り返しになりますが、今までの広域行政圏を形成しておいた、それにかわる新たな定住自立圏の地域形成であるという意味でございまして、これが道州制につながっておるんじゃないかと懸念があられる方もあると思いますが、決してそういうようなことは私はないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 関連しまして、質疑をさせていただきますけれども、確かに市長の言われるような中身というのはいろいろあるかと思えます。しかし、現実には実際滋賀県で、ある

町では、この定住圏構想をやるんだったらもう合併しようということで、突然町長が合併をするというふうに言って大混乱を今、来しているという町もあるそうです。

そういうことを考えると、本当にこの中身が一体何なのかと私たちはしっかり見て、見定めていかないと、先ほど市長が言われたとおり道州制の基礎自治体づくり、大体1,847近く今度のこの定住圏構想で国のほうとしてはやりたいと、そうなってくるとそれ自体はもうまさに基礎的自治体づくりという形でのベースをそこでつくっていくと、消防の広域行政の問題もありますけれども、これは約30万を基本としながらですけども、そういうことも含めて、私たちはやはりそこにしっかり視点を置いた形でこの問題を見ていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、そうやってきたときに、私たちは今まで一部組合だとか広域連合、互いに対等・平等で住民へのサービスを確保してきたわけですよ。だったら、何らそのところにおいて、それをわざわざする必要はどこにあるんだろうかという非常に一方では不思議な問題として考えざるを得ないわけなんです。

そうやってきたときに、じゃ実際そういう広域連合の定住自立圏形成になってきたときに、じゃ自由にすべての行政を選択的にやるのが本当にできるのかと、やはり中心都市が中心になってそのことをある意味ではそれぞれの自治体に強制的に求めてくる可能性というのはないのかと、じゃこのあたりをどう担保していくのかという点があると思うんです。対等・平等に本当にやるんだったらどうじゃ担保していくのかという点もあるかと思うんです。そのあたりがどんなふうに、この間の協議なんかも含めて市長は考えられたのか、そのあたりどう確保しようと言われてきたのかということなんですけれども。

それからあと、個別的な形に市長は先ほどな

っていこうと申されましたけれども、しかし、やはり今回、垂水市の場合には特に問題はないと思うんですけども、権限移譲が町村には相当数少なく、市にはいっぱい来ていますけれども、町村には少なくなっているわけですよ。それを1万以下規模の小規模自治体が1つの大きな問題として、国としてはこれを何とかしたいという形で出てきたのが、1つはこの定住自立圏構想だろうというふうに思うんですが、そうなってきたときに、やっぱりそのあたりの関係で自治体としてのそういう自主性、自立性というのをどのように一方では市長自身が確保されたか、その2つの点についてお聞きしたいと思います。

**○市長（水迫順一）** 新たな圏域を対象にした事業でございますので、いろんなことを考えて進めていかなければならないというのはもう事実だと思うんですね。

ただ、今まで、先般首長会議もございました。そのときに特に申し上げたのは、全くこれは対等でございますので、鹿屋市から押されて、これをやれというような形で参加することは一切ございません。

逆に、この間首長会議で申し上げたのは、今回は鹿児島県で薩摩川内市と鹿屋が中心市として手を挙げて、最初の構想、総務省との打ち合わせの中で、まず鹿屋が中心になって今までの、今、提案しておる事業を考えたのは事実でございます。これは届け出をせんといかんですから、どういようなことで鹿屋市は周辺を巻き込んでいこうと申しますよと。その前には当然打ち合わせもしておるわけですが、ただ、これはあくまでも強制されるような事業があってはいけないということと、それから対等であるということ。

それから逆に、今回は鹿屋市だけがそうやって提案をしたのがほとんどの事業ですけど、今後は地域の、周辺市からの提案を受けるような

関係をつくってほしいと、そういうことは今後やっていくということを確認をいたしました。

それと、不利な部分については、都度やはりチェックができるようなことにしていかなければいけませんし、ですから、垂水市に全然関係のないようなことはもう一切入るようなことはいたしません。そういう形で進まないで垂水市にメリットはないと思うんですね。

ただ、一方で、せつかくのこういう事業が立ち上がるわけですから、少しでもメリットがあることは入っていないと、そのサービスを受けられないというところがございますから、これはやはりその辺の取捨選択をしながら、垂水市民にとって入っておくべきことには積極的にその事業に参画をしていくということにしていきたい、そのように思います。

**○持留良一議員** 今、そここのところは非常に重要だというふうに思うんですね。これはこの協定書なんかを見てもそのあたりをうかがい知れるものがなかなかないということと、それから先ほどの中身においても、やはりその文言等を含めて、やはり鹿屋が中心になるような形がどうしてもなっているんですね。先ほどいろいろ説明もありましたけれども、これはまた委員会のほうで細かく対応していきたいと思いますが、基本はやっぱり平等の条約だろうというふうに思うんです。だから、そここのところをきちっと私たちも、また市民の皆さんに向けても担保できるように、ぜひそのあたりはきちっとした形での提携も含めて、ぜひ取り組みをしていただきたいなと思います。

以上です。

**○議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（川尻達志）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第70号から議案第75号までの議案6件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第75号までの議案6件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第76号～議案第78号一括上程

○議長（川尻達志）日程第13、議案第76号から日程第15、議案第78号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第76号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第77号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第78号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市長（水迫順一）議案第76号及び第77号の垂水市教育委員会委員の任命についてを一括説明申し上げます。

まず、議案第76号は、現在、垂水市教育委員会委員であります平野利孝氏が平成21年8月31日をもって辞職されましたことから、下津正典氏を新たな委員として任命しようとするものでございます。

なお、任期は通常4年でございますが、任期途中での辞職に伴い、前任者の残任期間となりますので、任期は、平成23年9月30日までとなります。

任命しようとする下津正典氏の住所は、垂水市二川573番地1で、生年月日は、昭和20年6月

6日でございます。

続きまして、議案第77号でございますが、現在、垂水市教育委員会委員であります橋口敬二氏が平成21年10月17日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする橋口敬二氏の住所は、垂水市中央町4番地5で、生年月日は、昭和18年4月25日でございます。

なお、両議案とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第78号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります児玉望氏が平成21年9月27日をもって任期満了となりますことから、新たな委員としまして、出水政文氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする出水政文氏の住所は、垂水市松原町68番地、生年月日は、昭和22年11月8日でございます。なお、委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時38分休憩

午前11時45分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第76号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第76号は同意することに決定しました。

次に、議案第77号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は同意することに決定しました。

次に、議案第78号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第78号は同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、午後1時10分から再開します。

午前11時47分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第79号上程

○議長（川尻達志）日程第16、議案第79号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）よろしくお願ひします。

議案第79号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の第1次補正予算であります経済危機対策を実施するための補正に盛り込まれました国・県からの100%補助事業の予算措置、また、国が昨年度から地方再生戦略に基づき創設した地方の元気再生事業を企画費に、漁港建設費には垂水南漁港整備事業費の前倒し分を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回歳入歳出ともそれぞれ1億6,615万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は、86億9,277万1,000円になります。

2ページから5ページに歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第2表地方債の補正をごらんください。

漁港漁村整備事業に充当する一般公共事業債並びに一般財源の不足分に充当する臨時財政対策債の借り入れ限度額をそれぞれ右の欄に示します限度額に増減し、借り入れ総額を6億5,450万円から3,150万円引き上げて、6億8,590万円に変更しようとするものであります。

次に、事項別明細の主なものを御説明いたします。

金額については、お示ししてありますので読み上げないことを御了承ください。また、事務経費等の説明も省略いたします。

まず、16ページの歳出から御説明いたします。

一般管理費の報償費は、故田中茂徳氏の遺族からの申し出によります宅地・山林等の寄附に対する謝礼であります。

財産管理費の委託料は、財政健全化法の施行に伴い、新公会計制度が実施されます。これに伴う公有財産台帳の整備等を行う経費であります。

す。

企画費につきましては、冒頭補正の主な理由でも御説明いたしました。地方の元気再生事業に要する経費です。事業内容といたしましては、中学校区を単位とするコンパクトなまちづくりの推進及び垂水型定住モデルの構築に係る調査業務を行うこととしております。

次に、17ページであります。税務総務費の償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の還付金の増額によるものであります。

あけていただきまして、18ページであります。農業委員会委員選挙費は、選挙が行われなかったことによる減額補正であります。

次は、20ページをお願いいたします。

障害者福祉費の扶助費は、利用者及び対象者の増加に伴う補正であります。

下の段の国民健康保険事業費の繰出金の減額は、財政安定化支援事業繰出金の減額によるものでございます。

21ページであります。

児童福祉総務費は、小学校就学前3年間に属する子供1人当たり3万6,000円を支給する子育て応援特別手当交付金支給事業に要する経費です。

あけていただきまして、22ページの生活保護費につきましては、離職者で住宅を喪失し、またはそのおそれのある者に対し、住宅手当を支給する住宅手当緊急特別措置事業に要する経費であります。

下の段の環境衛生費の委託料は、簡易水道や集落水道の施設点検、水質検査に要する経費です。また、次のページの繰出金は、それぞれの会計の確定に伴うものであります。

健康増進費は、女性特有のがんについて、特定の年齢の女性を対象に検診費用が無料になるがん検診無料クーポン券を送付する女性特有のがん検診推進事業に要する経費であります。

子育て相談支援センター事業費は、今回新た

に設けた目であります。FMたるみずが入っております情報センターの1階に保育士を配置し、出産や育児の相談を受けたり、子育てサークルの支援を行う経費であります。

次は、25ページの下段、林業振興費であります。

林業振興費の負担金、補助及び交付金のうち森林整備地域活動支援交付金は、森林組合等の実施計画に基づく区域の事業に対する交付金であります。森林整備基金事業交付金も、森林組合等が実施します間伐や作業道整備事業に交付されるものであります。

26ページの漁港建設費につきましては、補正の主な理由でも簡単に御説明いたしましたが、垂水南漁港地域水産物供給基盤整備事業費の前倒し分に伴う経費であります。

観光費の委託料、緊急雇用創出事業は、高峠公園の維持管理業務に要する経費であります。

26ページから27ページにかけての消費者行政相談費は、消費者相談窓口の機能強化や消費生活相談員等のレベルアップに取り組むための経費であります。

土木総務費の委託料は道路台帳の整備に、使用料及び賃借料は建設残土処分場の整備に要する経費であります。

28ページの道路維持費は、主に振興会の要望への対応分としての経費であります。

それから下の段の河川維持費の使用料及び賃借料は、追神川など防災上必要である河川の寄州除去に伴う経費であります。

29ページの住宅管理費は、主に市営住宅、定住促進住宅の維持管理に要する経費であります。

あけて30ページの教育費をお願いいたします。

教育費につきましては、事務経費等が主ですが、その中で事務局費の備品購入費につきましては、垂水中央中学校の校旗購入に要する経費であります。

31ページの保健体育総務費は、錦江湾シーカ

ヤック大会の中止による減額補正を行っております。

歳出につきましては以上でございます。

これらの補正事業に要します歳入の補正予算は、前に返っていただきまして7ページ、補正予算事項別明細書の総括表にお示ししております。

具体的には、9ページからの歳入事項別明細にお示ししておりますように、補正財源のほとんどにそれぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び市債などの特定財源を充て、不足する部分につきましては、地方特例交付金、財産収入、繰入金、前年度繰入金などの一般財源を充て、収支の均衡を図っております。

なお、財産収入と寄附金であります。財産収入につきましては、国道拡幅に伴う柘原地区公民館用地等の売却に伴うものであります。

教育寄附金につきましては、株式会社玄海様から瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールに賜ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 歳出のほうなんです。26ページですね、7款商工費1項商工費目の3観光費、節の13委託料500万円ですね、緊急雇用創出事業ということで、また課長の説明の中でも高峠の公園の部分の維持管理という部分ですね。この委託の中身ですけれども、だれに委託したのかですね。だれというか、何名ほど雇用したのか。またその中身ですね。ユズとかクリですか、ツバキとか、そういう話がありましたけれども、作業内容、委託内容の中身についてちょっと具体的に教えていただきたいと思っております。

以上、ちょっと確認のため。

○商工観光課長（倉岡孝昌）緊急雇用創出事

業臨時特例基金事業についてでございますけれども、この事業の平成23年度までの目安配分額の再配分がございました。この再配分は、3年間の再配分を3,200万円ほど増額するというものでございまして、現在、商工観光課で実施しております公園維持管理作業を拡大しようとするものでありまして、具体的な内容は、高峠公園のユズ栽培地の造成を当初単独費の起債事業で実施する計画でございましたけれども、これを現在、森林組合に委託しております事業を継続することで作業をいたそうとするものでございまして、この雇用には4人雇用いたしております。

以上でございます。

○議長（川尻達志）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 3点ほど質疑をしたいと思うんですが、1つは、歳出の関係で23ページの健康増進費ですね。基本的に先ほど課長が言われたとおり、今回、経済危機、景気対策という側面もあるということだったんですけど、私は、1つは、このさまざまな今回提案された事業のいわゆる目的等々関係と、やっぱり効率的にいわゆる中身としてそれがきちっと有効的に活用されると、そういうことがちゃんとやられるかどうか、そういうところに視点を置いてちょっと質疑をさせていただきたいんですが、1つは、今言いましたこの健康増進費、いわゆる国のがん対策推進事業の一環としてこれが取り込まれているわけなんですけれども、課長と話をさせていただいても、いわゆる検診率がこれまでも低いという側面と、もう1つは限定されていると、期間が限定されているという問題点があると思うんですが、ある町ではもうとにかく早く、期間が短くなるからということで6月議会もしくは臨時議会等を開催して早目に対策をとったというところもあるんですが、そういう中で、これをやっぱり有効的に、なおかつきち

と達成していかなきゃならないと思うんですけども、今言いましたとおり検診率が低いと、いわゆる認識的にも非常に十分な状況じゃない中と期間が短い中で、これをどうやっぴり効率的に推進していくのかというのがあると思うんですね。

そしてもう1つは、やっぱりこれを機にこれらの事業をどのようにきちっと検診率を高めていく形でとられているのかですね。ただ単に一過性の国のこういう景気対策の交付金という形で単なる利用するという側面だけでいいのかという点もあると思うんですが、その2点について、保健福祉課長にお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、ページ25ページの林業振興費の問題ですが、今回、補正という側面から見たときに、この事業というのは計画を当然作成をしていると、計画的な森林整備の促進をしていかなきゃならないということと、基金のほうは、先ほど言われたとおり道路等の整備、高機能の機械の導入等で間伐材等の低減をするというふうになっているんですが、同時に、木質バイオマスの利用拡大だとか、間伐材の安定供給維持のためのシステムの構築といろいろあるんですが、今回補正で出てきた景気対策という点でもこれを取り入れられたということなんですけれども、私たちから見たらやっぱりそのあたりが、このような形で計画を作成され、計画的に森林整備がされているんだろうな、しかしなぜ補正でこのことを組まなければならないのかという1つの疑念が出てくるんですが、この点について農林課長はどのように認識をされているのかですね。今回これを導入された目的は何なのか、補正で出てきたということは何なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、ページ26ページの漁業建設費のところでの先ほど南港の前倒しということが出てきたんですが、朝ほどもちょっと課長との

意見交換をさせていただいたんですが、この点についてはこれまでも批判があり、どうするかということではいろいろあったんですけど、しかし事業を達成していかなきゃならないと。また、対策の問題として突堤もきちっとつけていかなきゃならないというところの関係で事業は推進していくということだったんです。

ところが、沖出しされたのは漁業振興の問題だと。であるならば私たちはこの時点で立つのは、どうこの南漁港を活用して振興策を図っていくのか、それがきちっと伴わないと、この予算を私たちは「じゃ、そうですか」という形で認めるというのは非常に問題だと。おまけに前倒しという形になってくると、財政的にもやっぱりいろいろと配慮されてのことだろうと思うんですが、そのあたりの漁業振興というのを、新城地区含めた南漁港を活用するための振興策というのはきちっとあるのかどうなのか、そのところをお聞きしたいと思います。

それからあと、先ほど感王寺議員から出ましたけれども、観光費の問題なんですけど、緊急雇用創出事業の問題なんですけれども、当初の計画ではやれるというものでなかったのかどうか。この間、課長等も話されたとき、そのあたりの計画性の問題を言われたと思うんですが、ここにやっぱりこのお金をつぎ込まなきゃならなかったか、それとも当初の計画が問題であったのか、他にこれらの財源を活用することはできなかったのかという疑問が出てくるんですけども、そのあたりでここにやっぱりこれだけの500万円というお金をしなきゃならない問題、そのことがやっぱり当初観光課で進めている事業との関係でやっぱり率先してやらなきゃならない、ここに500万円を投入しなきゃならない、そういう問題なのかということにちょっとぶち当たるんですけども、そうすると、やっぱりさっき言った意味での計画性の問題が1つは出てくるんですが、そのあたりも含めてここに落

ちついたということ、いわゆる商工観光課長はそれなりの訴えをされたらと思うんですけども、そのあたりについてお聞かせいただければと思うんですけども。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今の持留議員の御質問にお答えします。

健康増進費でございます。今回、女性特有のがんとして、がん対策ということで国のほうで今回新たに事業を導入した分でございます。がんの早期発見と正しい健康意識の普及ということで健康保持及び増進を図ることを目的に、一定の年齢に達した女性に対して、子宮がん、子宮頸がん及び乳がん検診を行うものでございます。内容としましては、無料クーポン券をお配りし、検診手帳を交付することによって、受診率の向上を図ることを目的に行っております。

今回、保健師のほうの配備も何とか整いそうで、今から検診後の追跡を十分にやれるまではちょっとないんですけど、今、保健師を1人確保しながらその対策を練っているというところでございます。

今回、無料のクーポン券ということでございますので、これを市報等でさらに周知を図りながら行っていきたいというふうに思っております。

**○農林課長（山口親志）** 25ページの林業費の森林整備基金事業交付金の1,600万円の件であります。垂水市森林整備事業計画書、20年から24年度の5年間の計画の中にも、重点項目の中に間伐の推進ということをやっておりますが、今回は、間伐を県の事業等を利用しながら毎年間伐実施をしてきているところではありますが、なかなか思うように間伐ができないところがあります。

そうした中、今回、21年度において、経済危機対策事業としましてこの事業が出てまいりました。県といろいろ協議をする中で、道路網の整備とそれから間伐ということで3年間の事業

であるんですが、本年度手を挙げてまいりましたところ、1,600万円の事業を森林整備加速化・林業再生事業ということでいただきましたものですから、今回補正で上げたところです。もちろん特有の森林の持つ役割は、間伐等で森林を守っていかないといけないということなんですが、この事業を3年間で利用しまして、先ほども申しましたとおり、間伐と道路網の整備をしたいということで補正に上げております。

今回は21年度は間伐を8ヘクタール、それから道路網整備を1,000メートルということで県と協議を現在行っているところでありますので、そういった形で森林整備を行ってまいりたいということで今回上げております。

**○水産課長（塚田光春）** 漁港建設費の工事請負費の補正についてでございますが、まず今回9月補正に出した理由ですが、既に御承知のとおり、垂水南漁港は国の補助事業によりまして整備しているものですから、その補助事業としての整備期限が平成22年度までとなっております。したがって、昨年度に実施しました実施設計に基づき、今年度以降に整備をします沖防波堤の工事を積算しましたところ、全体事業費は2億7,000万円ほどかかることから、21年度当初予算の1億円を差し引きますと、来年度の残事業費が1億7,000万円残ってしまうわけでございます。

つきましては、22年度の予算要求について財政課と協議しましたところ、来年度の財政を考慮した場合、事業費1億7,000万円のうち7,000万円を今年度に前倒しして執行したほうが財政的によいという結論を得たものですから、今回9月補正で計上するものでございます。

先ほど漁港としての活用策ではございますが、この活用策としまして、もちろん漁船の係留のことだと思っておりますけれども、垂水市漁協や新城地区漁業振興会に今後の漁船係留について調査しましたところ、来年度の沖防波堤完成を見

込んで今年度末には新城地区内の組合員へ係留するかしないか呼びかけを行い、実施したいとのことで、現在、新城地区には57名の組合員がおりまして、地元漁船数は32隻あります。遊漁船のプレジャーボート等を入れますと約40隻程度はいるのではなかろうかというふうに考えております。その中で、垂水南漁港の新城地区に係留する漁船予定数を垂水市漁協や漁業振興会へ聞きましたところ、約20隻以上は利用するであろうという結果を得ております。

そして、最後に漁業振興策のほうですけれども、漁業振興策につきましては、先ほど言いましたとおり、新城地区には漁協の組合員が57名おられまして、すべてがこの新城地区漁業振興会という組織へ入会されております。したがって、漁船漁業でこの方たちは頑張っておられますので、この組織を中心としまして今後、漁業振興に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 現在、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で行っております公園維持管理事業は、この事業の当初の配分額の範囲内でツバキ園の造成、それとつつじヶ丘の頂上部のつるでありますとか雑木の除去などの作業を委託していたわけでございますけれども、先ほどもお答えしましたように、今回これに加えて高峠公園のユズの栽培地の造成、約2ヘクタールほどでございますけれども、これと猿ヶ城のキャンプ場の間伐作業も一部含んでおりますけれども、それを加えようとするものでございまして、この森林組合による委託作業は順調に進んでおりまして、ユズの栽培地は現在荒れた状況でございますけれども、この荒れ地の造成という作業計画を立てにくい作業内容でありますけれども、これにも十分対応できると判断されますこと、また当初の公園維持管理事業が3カ月という短い期間でありましたことから、

今回この事業を拡大することで雇用期間も6カ月余りとなりますので、雇用対策効果も向上できるものと期待しているところでございます。

**○持留良一議員** 最初の点なんですけれども、保健師の雇用の問題と市報等で推進の徹底を図るということなんですけれども、實際上、環境整備の問題等については、例えば受け入れる側の病院の問題等も出てくると思うんですね。そして先ほど言いましたとおり、検診率が低い意識の問題等もある中で、相当なやっぱり作業も、精神的にも含めて必要になってくると思うんですが、私もこの前ちょっと鹿児島島の相良病院へ行っていろいろ話も聞かせてもらいましたけれども、やっぱりなかなかそのあたりの意識を変えろというのは、こういう制度ができてても非常に難しい面も多いということだったんですね。

そうすると、相当なやっぱり力を入れていかないと、期間も限定されている中、対象者ももう何名かというのは大体この予算から含めて設定されていると思うんですけれども、やっぱりそういう意味では、がん対策推進事業の一環だということと、これを機に今後の来年度以降も含めてその検診率を高めていくという2つの側面があると思うんですね。だからそういう意味でもそのあたり、今の対策だと、やっぱり従来どおりのある意味でのスタンスかなというふうに思うんですね。

だからそのあたりでは、現状の検診率が低い問題と期間が短いということも含めてどう対応していくのかと、もっと細かな対策、対応が必要だというふうに思うんですが、このあたり、そのあたりの議論というのはされなかったのか、再度お伺いしたいと思います。

それから森林振興費の問題ですけれども、これについてはいわゆる計画的という点が非常に重要だと思うんですけれども、これはいわゆる計画的な整備の促進だという一方でその事業の目的をうたっているわけですから、そのあたり

では、どのように農林課サイドはそのあたりのことをチェックしながら全体の森林整備のこの事業の目的達成をチェックされているのか、効果をきちとはかっていらっしゃるのか。

そのあたりがちょっと私自身もまだ先ほどの説明では十分つかめていないんですけれども、要は計画的に推進をしていくんだということなんですけど、実際にはやっぱりそれだけのきちとしたお金が使われるという、やっぱりそういう意味での経済効果の問題、事業の達成の問題等々あるんですが、そのあたりではどうなのかと、そのあたりをどんなふうにチェックされているのかですね。そうでないと、やっぱりこれだけの事業を推進していくというわけですから、今後、先ほど言われました3年間のそういう交付金の造成も含めてやっていくという対策もとっていらっしゃるわけですから、そのあたりの点についてお聞きをしたいというふうに思います。

あと漁港建設費の問題ですけれども、当然係留の問題等も含めながらこの活用というのを図っていかなきゃならないんでしょうけれども、やはり垂水のそういう意味での地域資源を生かした漁業振興というところが、いまいち僕自身も、課長の説明でもまだまだ不安というか、見えにくいというか、そのあたりがあるのかなというふうに思うんですね。

そうやってきたときに、例えば今、今後向このほうへカンパチですかね、生けすの移動の問題等もあります。またそのあたりも、どう地域との合意も含めて図っていくのか、またこの漁港の活用というのも当然出てくるのかなというふうに思ったりするんですけれども、そのあたりの振興策というのがない限り、やっぱりこの部分、これだけの相当の事業費を投入してきたはずなんですけど、そういう意味でも費用対効果ということから考えても、今この時点でもうそういうことは余り充実しないんですよ、

とにかく漁港の整備だけですよというだけで本当にいいのかなというずっと疑問が付きまとうんですけれども、そのあたりで本当にその地域の再生も含めた問題、そしてそのことによって雇用の創出も図っていく、結果として漁業振興が繋がっていくということが今大事な視点だろうと思うんですが、そのあたりについて本当にもう計画というのは今以上にないのかどうなのか、図っていく考えはないのかどうなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 御指摘のとおり検診率がなかなか上がっていないと、いろんな私、垂水市内のがんの検診率、かなり県内でも低いようでございます。トップテンが5カ所ぐらい、トップテンに入っている検診率では5件ほどございます。胃がんにしましても、肺がんにしましても、乳がんにしましても検診率は本当に低いようでございます。

今回、この事業をもって50%ぐらいまで上げたいということに一応しているんですが、12月の末日ころに2日ほど期間を持ちまして、対象が1,705名ございます。この方につきましてはもう今すべて抽出を行いまして、12月のその段階で受診してもらうように、必ず受けてもらうような対策を今、講じているところでございます。脱漏に関しては2月、その後、年が明けまして2月に市内の病院のほうで受診してもらうということで計画しております。

期間につきましては、国の指定等もございまして長時間持てないのが現状でございます。他市町につきましては、医療機関が多いということで診療機会も多いようでございますけれども、今、垂水市においてはこの日程が最大といたすか、計画した中ではこれが一番よかったかなというふうな計画をしております。

今後、その受診率の向上につきましては、先ほど言いましたようにスタッフの補強等含めまして、さらなる啓蒙、それと振興会につつまし

て、昔、保健推進員とおったんですけど、今、その制度をもう2年前から廃止されておまして、今度、振興会長さんに、県の保健センターを含めまして、がんに対する危機感とかいろんな対策を講じていきたいというふうに計画しております。

以上です。

**○農林課長（山口親志）** 2回目の質問にお答えします。

この事業を取り入れたときに効果はどのようなものかということですが、森林整備のために間伐を県の事業で、単費の分もつけながら事業を毎年しているところではありますが、なかなか県のほうも厳しい状況の中で、こうした100%の事業を3年間実施できるということで、やはり手を入れないといけない部分の森林にも間伐で手を入れられるということは、非常に効果はあると思います。

あわせて、間伐だけじゃなくてこの事業の中で、垂水市で一番問題になっております路網整備という事業ができますので、間伐をして持ち出しができていなかった材料も、すべての路網整備には至らないんですが、非常に持ち運びを、出して木材を売りたいと、売りたいというときに路網整備が一番課題でありましたので、この路網整備の1年間に今の計画では1,000メートルずつなんですが、3年間、3,000メートル整備ができるということで森林整備上、非常に効果が出てくると思います。

あわせて、経済対策でありますので、森林整備については森林組合の御協力をいただきながら整備を進めているところであります。あわせてこの金額を、この事業が採択を受けた場合に経済効果それから雇用対策にも非常につながってくるんじゃないかと思います。

ただ、先ほども申しましたとおり、3年間の中でそれじゃその後の計画はということも出てくるでしょうが、そこあたりは森林整備計画書

に基づき、また森林組合とも協議をしながら、どこが、この3年間の中でいろんな事業と絡みを受けて、どこを先にしたほうが、どの箇所をしたほうがいいのかというのは十分チェックをし、協議をしながら進めてまいりたいと思います。

**○水産課長（塚田光春）** 持留議員の2回目の質問にお答えいたします。

垂水南漁協の整備につきましては、昭和58年に工事着手以来、今年度までで27年間という長い年月の月日を要しまして、これまで総事業費約14億円程度の事業費を要しているところでございます。せっかく防波堤や物揚げ場が完成し、沖防波堤を残すのみとなっております。沖防波堤なしでは漁港としての機能が発揮できませんので、今まで投資した額が無駄になろうかと思えます。漁港を供用開始した場合、何年もたたないうちに漁業者よりこの沖防波堤の建設の要望が持ち上がってくるのは目に見えているかと思えます。現に垂水港の元垂水地区でも、沖防波堤はあるのに、さらに防波堤の延伸の要望がございすけれども、今ではこの防波堤の延伸につきましては、国の補助事業にお願いしてもなかなか採択できない状況でございます。

このようなことから考えますと、莫大な事業費をこれまで投入しており、この南漁港としての機能を今後使用していくためには、沖防波堤の建設は是が非とも必要なことと思えます。そして先ほど言われました養殖生けす40台を今年度、垂水南漁港沖合約1.1キロのところに移転してまいりますけれども、今この場では、新城地区の住民の方々と垂水市漁協の方々の契約の中で、垂水南漁港は養殖の生けすの給餌作業には使わないということになっておりますので、ここでどうこうというのはちょっと言えないわけでございますけれども、ただ、海潟から新城まで漁船でえさを運ぶとなった場合、重油価格もまた最近値上がりをしているようでございます。

そのようなことを考えますと、養殖の給餌の関係も生えさでなくて、今、E P という固形飼料も使っていることから、それらはおいとかそういうのもしない関係で、それを使う場合はというようなことでまた新城地区の住民の方々の話し合いもまた必要ではないかというふうに考えております。

今後、このようなことを総合的に考えながら、漁業の振興を図ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第79号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第80号～議案第86号一括上程

○議長（川尻達志）日程第17、議案第80号から日程第23、議案第86号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第80号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第82号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第83号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第84号 平成21年度垂水市簡易水道事業特

別会計補正予算（第1号）案

議案第85号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第86号 平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市民課長補佐（野嶋正人）それでは、議案第80号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1 ページ目をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも2,334万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億6,913万7,000円とするものでございます。

補正の主な理由として、4点ございます。

1 点目は、国保税の医療費分、介護分、そして後期高齢者支援金分の7月1日時点における本賦課による調定額と予算との整合性を図るための減額補正であります。

2 点目としましては、今般介護報酬改定により介護従事者の処遇改善が図られたことから、それに伴う介護納付金の上昇を抑制するために必要な交付金として国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金が新設されましたので、これに伴う補正でございます。

3 点目は、議案第72号の出産育児一時金の改正に伴う補正でございます。

4 点目は、平成20年度事業実績確定に伴う国庫支出金の返還金の補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算の事項別明細により御説明いたしますが、金額はお示ししてありますので読み上げないことを御了承ください。

8 ページ目をお開きください。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費の2 項運営協議会費は、運営協議会委員の変更に伴う費用弁償の補正でございます。

2 款保険給付費の 1 項療養諸費は、歳入補正に伴う財源更正です。

9 ページ目です。

4 項の出産育児諸費については、10 月 1 日より出産育児一時金が 38 万円から 42 万円に増額されることに伴う補正でございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等は、歳入補正に伴う財源更正です。

10 ページ目です。

5 款 1 項の老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金及び同項 2 目老人保健事務費拠出金については、社会保険診療報酬支払基金より拠出金の額の確定に伴う減額補正でございます。

6 款 1 項介護納付金は、歳入補正に伴う財源更正です。

11 ページ目です。

8 款 1 項の保健事業費、2 目健康づくり推進事業費については、生活習慣病の予防のため新規健康教室開催に伴う謝金等の経費を補正いたしております。

11 款 諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、5 目国庫支出金還付金につきましては、国や社会診療報酬支払基金へ過年度分の返還金を補正いたしております。

8 目高額療養費特別支給金につきましては、平成 21 年 1 月より実施された高齢者の医療の確保に関する法律、施行令等の一部改正に関するもので、平成 20 年 4 月から平成 20 年 12 月にかけて 75 歳に到達した被保険者が属する世帯を対象としております。被保険者が 75 歳に到達した月に実際支払った自己負担額と制度改正後の算式による自己負担限度額に差額があった場合に、その差額を支給するための予算を新たに設けたものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますが、5 ページ目をお開きください。

1 款 1 項の国民健康保険税の補正は、7 月 1 日時点における国保税の本賦課に伴い、調定額

が判明いたしましたので、減額補正しようとするものでございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、平成 20 年度事業実績確定に伴う療養給付費交付金の追加交付金の補正でございます。

6 ページ目です。

2 項国庫補助金、7 目国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、介護報酬改定により介護従事者の処遇改善のため、それに伴う介護納付金の上昇を抑制するために必要な交付金として、予算を新たに設けたものでございます。

8 目出産育児一時金補助金につきましては、10 月 1 日より出産育児一時金が、議案議決後においては 38 万円から 42 万円に増額されることとなるため、その 2 分の 1 を国から補助金として受け入れるため、予算を新たに設けたものでございます。

11 款繰入金、2 項他会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業の確定通知による減額補正と、10 月 1 日からの出産育児一時金の増額に対する一般会計からの繰入金を受け入れる予算を新たに設けたものでございます。

7 ページ目です。

12 款繰越金、1 項繰越金につきましては、国保税の歳入減分の財源を補てんし、収支の均衡を図っております。

13 款 諸収入、3 項雑入につきましては、平成 19 年度老人保健拠出金の精算により社会保険診療報酬支払基金から還付の通知があり、補正いたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の説明を終わります。

次に、議案第 81 号平成 21 年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）案について御説明申し上げます。

1 ページ目をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも 430 万 8,000 円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,192万6,000円とするものでございます。

補正の主な理由として、3点ございます。

1点目は、国庫負担金及び県負担金の過年度分医療費負担金の追加交付分の補正であります。

2点目は、平成20年度事業実績確定に伴う支払基金への返還金の補正でございます。

3点目は、平成20年度事業実績確定に伴う一般会計への繰出金の補正でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたしますが、金額をお示ししてありますので読み上げないことを御了承ください。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

4款諸支出金の1項償還金は、平成20年度事業実績の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金への医療費及び事務費負担金の補正でございます。

2項の繰出金につきましても、平成20年度事業実績の確定に伴う一般会計繰出金への補正でございます。

次に、歳入ですが、4ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項の国庫負担金の補正は、平成20年度事業実績の確定に伴う国からの追加交付分でございます。

3款県支出金、1項県負担金につきましても、同様に平成20年度事業実績確定に伴う県からの追加交付分の補正でございます。

以上で、老人保健医療特別会計補正予算案の説明を終わります。

次に、議案第82号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページ目をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも132万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,735万2,000円とするものでございます。

補正の主な理由として、2点ございます。

1点目は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料の補正でございます。

2点目は、一般会計繰出金の補正でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたしますが、金額はお示ししてありますので読み上げないことを御了承ください。

5ページ目をお開きください。

歳出から御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、平成20年度の保険料収納のうち平成21年度に繰り越した分の調定額を計上いたしております。

3款諸支出金の2項繰出金につきましては、平成20年度督促手数料の一般会計へ繰り出すための補正でございます。

次に、歳入ですが、4ページ目をお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料につきましては、滞納繰越分の補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が平成21年3月31日で保険料等納付金の受け入れを締め切ったために、本市において出納閉鎖期間に収納した保険料及び督促手数料を繰越金として処理するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（迫田裕司）議案第83号平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1項1目の一般管理費は、排水設備工事費補助金に不足を生じるため増額補正しようとするものでございます。

4款諸支出金の1項1目の繰出金は、この特

別会計の前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

4 ページの歳入につきましては、3 款繰入金、1 目一般会計繰入金と 4 款 1 項 1 目前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,772万2,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○水道課長（迫田義明）** 議案第84号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正理由でございますが、平成20年度繰越金の確定に伴い、繰越金を施設内機器の修繕に対応する経費に追加することが主な理由でございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ126万円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ3,755万3,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5 ページでございますが、1 款総務費、一般管理費の修繕料でございますが、牛根境浄水場施設の監視モニター故障に対応する修繕として、126万円増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、4 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、簡易水道使用料の滞納繰越分でございますが、20年度簡易水道使用料未納額の確定に伴い、7万7,000円増額補正するものでございます。

次に、3 款繰越金でございますが、20年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越金483万6,000円を増額補正するものでございます。それに伴って、2 款繰入金でございますが、365万3,000円減額することによりまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 議案第85号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

今回の補正の理由は、平成20年度決算に伴う国・県等への返還金と介護給付費準備基金への積み立てが主なものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ4,030万6,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ19億1,902万4,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款総務費、総務管理費、1 目一般管理費の補正額1,790万3,000円は、介護給付費準備基金への積み立てが主なものでございます。

役務費は、通信運搬費の切手代の不足を補正するものでございます。

積立金は、前年度繰越分を介護給付費準備基金への積み立てと、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子分2万1,000円を積み立てるものでございます。

次の2 項要介護認定諸費につきましては、平成20年度基準財政需要額の確定による大隅肝属広域事務組合への負担金の増加分でございます。

あけていただきまして、2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費の負担金、補助及び交付金は、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費に予算不足を生じるため、見込み額の不足分を細節間の予算組み替えで行うものでございます。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、国・県及び支払基金への返還金が主なものでございます。

1 目第1号被保険者保険料還付金につきましては、過誤納に伴う還付金でございます。

3 目償還金につきましては、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金への返還金でございます。

ます。

次に、2項繰出金の1目一般会計繰出金につきましては、平成20年度決算に伴う一般会計への繰出金でございます。

4ページに返っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で歳入について御説明申し上げます。

6款財産収入は、介護従事者処遇改善特例基金の利子分でございます。

繰入金は、一般会計の事務費繰入金で大隅肝属広域事務組合の負担金増額分と通信運搬費の一般事務費繰入金でございます。

8款繰越金につきましては、20年度繰越金から当初予算額分を差し引いたものでございます。

以上で、歳入合計4,030万6,000円で歳入歳出の均衡を図っております。

続きまして、議案第86号平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由は、医療機器の購入による建設改良費の追加補正が主なものでございます。

補正内容につきましては、5ページで御説明を申し上げます。

資本的収入及び支出であります。支出は医療機器の購入費用でありまして、お示ししてあります上から6種が新規購入医療機器であり、超音波診断装置から下の5種は老朽化に伴う更新をしようとするものでございます。全部で11種類の機器購入をしようとするものでございます。

予算額につきましては4,520万円を計上しており、財源は企業債を充てております。

1ページに返っていただきまして、資本的収入及び資本的支出の補正後の予算額は、資本的収入合計が4,520万円、資本的支出合計が1億8,622万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。  
質疑はありますか。

○宮迫泰倫議員 83号について御説明願います。  
これの補正の理由、何だったか教えてください。  
よろしく願いいたします。

○生活環境課長（迫田裕司）補正の理由。まず歳入、前年度繰越金が出たものですから、それを一般会計へ繰り出すということと、それから工事費の補助金に不足を生じたものですから、その分を追加補正しようとするものでございます。

以上です。

○宮迫泰倫議員 それを最初言われなかったんです。ほかの人はみんな言われたんです。おたくだけ言われなかった。以後、気をつけてください。

以上です。

○生活環境課長（迫田裕司）今後、説明の場合、それを物すごく悩みました。普通「補正の理由ですが」というのが書いてあったんですけど、今度の場合はもうそれだけだったものですから、説明で終わらすということで御了承いただきたいと思えます。

○宮迫泰倫議員 今のこのやりとりをもう1回、皆さんのほうでどちらがいいか決めてください。1人1人ばらばらなんです。スタイルはあると思うんです。自分のいいのがどっちがいいのか、もう1回執行部で品よくやってください。

以上です。

○議長（川尻達志）わかりました。

ほかに質疑。

○森 正勝議員 議案第84号、簡易水道の一般管理費の修繕料ですね、これは何と言いましたか、牛根境のと言ったんじゃないの、監視盤と言ったよな。この間つくったばかりなのにまだ何か修理をするところあるの、何をやるの。

○水道課長（迫田義明）境地区の簡易水道の修繕料でございますけれども、平成13年にシス

テムを導入しまして、平成15年から運用を開始しております。それで、開始から6年から8年が経過しておりますけれども、その設備の中での監視機器、設備の制御装置の修繕、取りかえということでございます。（発言する者あり）一応そこら辺も影響もあるかと思っておりますけれども。

こういった制御装置がコンピューターのそういった制御装置になっている関係から、その修繕でございます。（森正勝議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号から議案第86号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第86号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託のすることに決定しました。

△陳情第18号・陳情第19号一括上程

○議長（川尻達志）日程第24、陳情第18号及び日程第25、陳情第19号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

陳情第18号 国道220号牛根麓地区（牛根麓宮崎小路川～牛根麓簡易郵便局）の歩道拡幅工事の早期実施を求める陳情

陳情第19号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情

---

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの陳情2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第18号及び陳情第19号の陳情2件については、いずれも産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明2日から7日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、8日及び9日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、3日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これにて散会します。

午後2時16分散会

平成 21 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 21 年 9 月 8 日

本会議第2号(9月8日)(火曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	( 欠 員 )
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企画課長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財政課長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	森 下 利 行
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市民相談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービス課長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年9月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川尻達志）日程第1、これより一般質問を行います。

さきの申し合わせにより、本議会定例会より、質問は、従来の一括方式と、新たに一問一答方式のいずれかを選択することができるようになりました。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間20分以内に制限しますので、御協力よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、3番尾脇雅弥議員の質問を許可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 皆さん、おはようございます。

8月30日総選挙において自民党が破れ、民主党が勝利をいたしました。自民から民主へ政権が交代することとなりました。自民党には解党的な出直しを期待し、民主党にはマニフェスト実現へ向けて力を尽くしていただきたいと思います。

ます。

また、去る8月18日葛迫猛前議長が志半ばでお亡くなりになりました。56歳という若さでした。この場をおかりして、前議長のこれまでの御功績に対し感謝を申し上げ、御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして5点質問をいたします。

まず初めに、子育て支援について伺います。これまでに市内5つある子育てグループのお母さんたちから強く要請のあった拠点づくりにつきまして、今回新たに予算化をし、提案していただいております。いつごろから、どのようにスタートされるのか伺います。

次に、教育現場の環境整備について伺います。

今回は、就学前児童の健康診断の現状に絞って、いつ、どこで、だれが、どのような中身で行うのか伺います。

次に3点目、新型インフルエンザ対策について伺います。

今回のそれは流行の始まりが例年より3カ月も早いと言われておりまして、秋から冬にかけて国内でも大流行が予想されます。早目の万全な対策が必要と思われませんが、ワクチンが大きく不足している現状です。そこで、優先順位を決めて接種する方針が決まっております。厚生省のデータによりますと、最優先で接種すべき対象者は全国で約1,900万人、内訳は、医療従事者100万人、妊婦100万人、重症化しやすい人900万人、生後6カ月から就学前までの親子600万人、生後6カ月までの子供の親200万人となっております。次いで優先をして接種すべき対象者は全国で約3,500万人、内訳は、小・中・高校生合わせまして1,400万人、高齢者2,100万人となっております。合計で5,400万人の方々の方々を必要としております。

そこで質問ですが、垂水市における最優先あるいは優先接種すべき対象者がそれぞれ何名程

度おられるのか、保健福祉課長に伺います。

次に4点目、元垂水港の北風対策について伺います。

水産業は本市の中心的産業の1つです。垂水、牛根両漁協のカンパチ、ブリの養殖がメインであります。これに対しては、国あるいは県によって、また市の貸し付け等によってハード、ソフトの両面からの支援体制が進んでおります。一方、これら養殖業者以外にもエビ、アジ、イワシなどの漁を中心とした漁業者も多く、本市に多くの利益をもたらしております。しかし、養殖業者に比べ、ハード、ソフトの支援整備が整っているとは言えません。

一例を申し上げますと、元垂水港、特に冬場の北風が強く、港内に入港、着岸することができずに沖合で何時間も待つこともたびたびでございます。現状を踏まえ、何らかの北風対策、ハード対策が必要であると考えますが、見解を伺います。

最後に、企業誘致について伺います。

8月27日の南日本新聞に垂水市とグローバル・オーシャン・ワークス株式会社との立地協定調印式の記事が掲載されております。この不況下、垂水市にとって久しぶりの企業進出で明るい話題だと思いますが、今回の概要を教えてくださいまして、1回目を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）おはようございます。

今、御質問ございました尾脇議員の御質問にお答えします。

1番目の本市の子育て支援につきましては、以前から地域の子育てサークルが行います子育て家庭の育児に関する情報交換や、相互協力などの活動を側面から援助するというようなものでございました。昨年、子育てグループの代表者の方々から、より専門的な知識を持った職員等が常駐する子育て支援センターの設置要望が出されました。

このことを受けまして、社会福祉協議会を初め、関係機関と協議を行い、今般垂水情報センター1階に子育ての拠点となります、仮称ではございますが、垂水市子育て相談支援センターを開設すべく、またこれに係る補正予算も本議会に計上いたしまして、準備を進めているところでございます。当面週5日、午前10時から午後1時までという要望の多かった時間帯で開設し、臨時職員の保育士により対応したいと考えております。

業務内容につきましては、保育士、保健師による育児相談、子育てサークルへの支援、あわせましてグループに属さない方々の利用促進等を検討しております。場所、開設時間などまだまだ十分なものとは言えませんが、子育て支援の拠点としてさらに施設の機能充実に図っていきたいと考えております。

続きまして、3番目の新型インフルエンザ対策についての御質問ですが、本市におけるワクチン接種の優先順位の対象者ということでございますが、患者を診察する医療従事者が本市では300名、妊婦が70人、1歳未満の乳幼児と両親含めまして約300人、1歳から就学前の幼児約500人、基礎疾患を有する者、慢性呼吸器疾患とか慢性心疾患等でございます、この方が約2,000人が対象で、合計約3,170人が対象と考えております。また、優先接種が望ましいものとして、小・中・高校生1,652名、65歳以上の高齢者6,340人と把握しております。合計しますと、優先接種の合計が7,992名、総計で1万1,162名ということでございます。

ワクチンの接種につきましては、本市でも国の指針に基づき対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広）就学前の児童の健康診断について、尾脇議員の御質問にお答えします。

学校保健安全法第11条にありますとおり、「市町村教育委員会は、就学時の健康診断を行う」となっております。本年度垂水市は10月に実施を予定しております。

まず、10月15日木曜日は新城小と柗原小を対象に新城地区公民館で実施します。20日火曜日は垂水小、21日水曜日は牛根小、松ヶ崎小、境小を対象に牛根地区公民館で実施します。23日金曜日は協和小、水之上小で実施します。

健康診断当日は、学校医を初めとしまして、市教育委員会職員及び学校の教職員の協力を得て実施しております。

内容は、学校医による内科健診、また学校歯科医による歯科健診、そして視力検査、聴力検査、知能検査となっております。

以上でございます。

**○土木課長（深港 渉）** 次に、4点目の元垂水港の北風対策についてでございますけれども、これは港湾事業でありますことと、垂水市漁協より垂水市へ要望書が提出されており、これを土木課より所管の鹿児島県へ進達しておりますことから、土木課のほうでお答えいたします。

御質問の港は、垂水港元垂水地区事業として鹿児島県により建設されてきており、要望の趣旨であります沖防波堤は平成3年に建設、整備されているところでございます。

要望書におきましては、北風の強いときは高い波と風が港内まで及んでおり、入出港時の危険性や、荷揚げ時あるいは停泊時の船舶の損傷といった状況も指摘されているところではございますけれども、もともと港湾建設の際は、波高、風速あるいは風力なども十分に調査・検討し、整備されているものとしておりまして、既設沖防波堤もこれにより整備されてきているものとしております。

要望によります延伸には約2億円程度の整備費が試算されておりますけれども、平成3年に整備されましてから、今回延伸の要望が提出さ

れました平成21年度までに要望がなかったことや、隣の旧垂水港の整備計画が22年度で終了しますことから、同整備事業での一環としては非常に厳しく、また新規の事業申請にも該当しがたいと聞いているところでございます。

現実的な危険性排除という観点からは、旧垂水港にあります旧フェリー発着場横の、つまりパチンコ店下の物揚げ場でございますけれども、ここや、22年度までに整備予定されております同港での浮き桟橋によります荷揚げや停泊係留が可能ということでございますので、漁協等との調整で場所の移動についての検討も対策の1つと言えるかと思えます。

担当課としましては、例えば防風ネットなど強風対策のためのほかの方策等につきまして、今後も協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○企画課長（太崎 勤）** 5番目の企業誘致についての御質問にお答えいたします。

先月末既に新聞等でも報道されておりますが、本市の牛根麓地区に、市の基幹産業であります養殖ブリを原料とする加工・販売の水産物加工業の会社建設の計画があり、市に新規事業計画書が提出されました。

会社名はグローバル・オーシャン・ワークス株式会社、住所は指宿市で、平成21年5月の会社設立でございます。工場建設計画では、会社の牛根加工場として、用地面積1,121平方メートル、建物面積420平方メートル、工事の着工予定は本年9月、操業予定は本年12月、従業員体制は事業開始時パートを含む24名で、10名以上の地元雇用の予定でございます。生産計画は、初年度、年約6億円の生産額を見込んでおります。

事業内容は、牛根・垂水産の約6キロ以上の養殖ブリを原料として仕入れ、自社工場にて特許取得済みの独自の技術で切り身に加工し、真空冷凍生鮮品で海外へ輸出する事業でございます。

す。

なお、本市は、平成21年8月26日に、当社との間に県商工労働部長を立会人として立地協定書を締結いたしております。

以上です。

**○尾脇雅弥議員** それでは、2回目に入ります。

一問一答式を宣言せよということでございますので、一問一答式でやらせていただきたいと思えます。

それでは、子育て支援について質問をいたします。

今、お答えをいただきました。なぜこの子育て支援が必要なのかということでございますけれども、将来への投資だけと思われがちなんですけれども、私はそういうことだけではなくて、この子育ての環境を整えていくことというのが、20代、30代、40代の働き盛りの親の働く環境の充実にもつながるんだ。結果として、この若者世代の定住につながり、財政も向上して、高齢者対策等にもつながるんじゃないかと。働く世代を確保する目的からもこの支援が必要ではないかというふうに思って、この問題を取り上げました。

と申しますのも、時々こういった形で私のもとへ手紙が届いたり、相談があったりするんです。その大体の内容を御紹介しますと、垂水は非常に風光明媚で恵まれていると、いいところだと。ただ、残念ながら子育てに関しては非常に環境的によくないというような手紙をいただきまして、そのために鹿児島市とか鹿屋市へ引っ越しをすると、せざるを得ないと、本当は垂水でやっていきたいんだけどというような御相談も時々受けてたりします。

そういった意味からも、将来への投資というだけじゃなくて、現在の垂水の抱える問題を解消するためにも、若い世代を引きつける政策の一環でもあるんじゃないかということで、この子育て支援、特に今回は拠点をつくっていただ

いて、非常にありがたいなというふうに思っております。

市長のリーダーシップもあって、この課題を御理解をいただいて、妊婦健診の拡大がなされました。そして中学生までの医療費の無料化ということも他市に先んじて実施をしていただいております。あわせてこの拠点をつくっていただくことで、さらに中身のあるものにしていただきたいということで、これは引き続き要望をして、終わりたいと思えます。

次に、就学前児童の健康診断についてですけれども、10月に日程、それぞれの地区で行うということでございました。今お伺いしますと、5つの場所で行うというようなことございました。そして学校医とか、学校歯科医等が参加して、それぞれの地域でやるんだということでございましたけれども、当然、謝金というのが発生すると思うんですが、これは幾らぐらいになるのかお尋ねいたします。

**○学校教育課長（有馬勝広）** 謝金などについてお答えいたします。

まず、医師への謝金ですが、1名につき1万3,680円です。全体で12名の医師に依頼しており、合計で16万4,160円です。

知能検査用紙は一部100円で112名分を予算化し、実施の手引も含め、合計1万3,600円となっております。

その他、通信運搬費、印刷費などで3万9,600円となっております。

以上のとおり、就学時健康診断の予算は合計21万7,360円となっております。

以上でございます。

**○尾脇雅弥議員** はい、ありがとうございます。

私、提案をしたいのは、無駄を見直して効率的に行うという意味からも、今、5つの地区で行われているこの健康診断を1カ所でやればもっといいんじゃないかなと。今、お医者さんのお金が言われましたけれども、12名分で16万4,

160円ということをごさいますて、このドクターの人件費だけでも、1カ所に集中することによって10万円近く削減ができるというふうと思うわけです。その分をほかの学校、図書費に回したりとかそういった形で有効活用、見直しができるんじゃないかなと思っております。その辺の見解を教育長にお尋ねをいたします。

**○教育長（肥後昌幸）** 今、尾脇議員の御提案ですけれども、そういう方法もあるというふうに思います。

ただ、1カ所に集めるとなりますと、いわゆる保護者が、一番中心というのは垂水市内だろうと思えますね、市民館とかいうことが考えられますけれども、例えば牛根地区からわざわざこちらに来ないといけないとかいろいろありますので、そういうデメリットもあるということをごさいますので、今、5カ所でやっております。各学校ごとじゃございせんけれども、例えば垂水小みたいな大規模校なんかは1カ所でやるわけですけれども、そういう方法も含めて、どういう方法があるのか検討してみたいというふうに思います。

**○尾脇雅弥議員** 実際、条件は違いますけれども、錦江町などでも1カ所で集中してやるというようなこともあります。教育長がおっしゃいました、メリットがあればデメリットもあるとよく理解をいたします。ただ、時代が変わって生徒数も少なくなって、これから今までと違ったやり方でどうやったらいいのかということも、また検討していただかなきゃいけないと思えますので、その辺もひっくるめて今後の課題として検討していただきたいと思えます。

それでは3番目、新型インフルエンザ対策について質問をいたします。

今、垂水市におけるそれぞれの最優先、優先の方の数をお聞きしたわけですけれども、傾向として、非常に高齢者の方とか、そういった方が他地区に比べて非常に多いんじゃないかなと

思っております。けさほどの新聞でも、タミフルなんかの治療薬というのはある程度確保されているという報道でございましたけれども、ワクチンに関しては、国内ワクチンの不足の関係で輸入ワクチンを検討していくと。ただ、いろんな不安もあるということをごさいます。本市において、このワクチンというのをいつごろ、どのような段取りで接種をしていく計画なのか。また、垂水市の現状、発生状況などもわかれば聞かせていただきたいと思います。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** ただいまの質問にお答えいたします。

ワクチンの接種についてでございますが、ワクチンの製造が年末までに1,300から1,700万人分、2月まで製造を伸ばしても最大3,000万人分の確保が限度だとされているようでございます。早ければ10月下旬ごろ市場流通の見通しであるようでございますが、まだまだ不確定であるようでございます。接種につきましても、先ほど申しましたように国の指針に基づき対応していきたいと考えているところでございます。

また、インフルエンザの市内での発生状況でございますが、新型インフルエンザ、季節性インフルエンザは同じ扱いをしております。今月の9月3日から5日までの間、インフルエンザ様の症状で医療機関を受診した人が20名、うち3人がインフルエンザと診断されておるようでございます。ほかの17人につきましては、一応マイナス判定を受けているようございます。この17人につきましても、二、三人は疑わしいという判断が出ているようございます。それと、9月6日中央病院で高校生が1人、昨日徳洲会病院で小学生が1人、インフルエンザに感染しているようございます。

あわせて、インフルエンザの予防接種の状況についてちょっとお知らせしたいと思います。

市内の10の医療機関で、桑波田診療所、垂水

中央病院、相良病院、垂水温泉病院、徳洲会、もう受け付けを終了しておるようでございます。牛根中央クリニック、これはかかりつけの優先と、接種は確定ではないということで、まだ受け付けをしているようでございます。福丸皮膚科と桑波田医院、東内科、受け付けはするが、接種は確かでないということで、けさほどの情報でこういうことを伺っております。受け付けをされましても、皆さん接種ができるかどうかというのが不確定であるようでございます。

以上です。

**○尾脇雅弥議員** 現状は理解しました。

足音が聞こえているようでございますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

危機管理面から総務課長にお尋ねをいたします。

集団感染の拡大防止策ですね、学校ですとか福祉施設、また消毒液やマスクなどの防疫対策、これはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

**○総務課長（今井文弘）** ことしの4月にメキシコで端を発したインフルエンザですが、この暑い夏に向けて終息するものと思われていたが、ここに来て急速に感染が拡大してきております。このような状況下で、本市がこれまで実施してきました感染予防対策について簡単に御説明いたします。

4月27日に最初の新型インフルエンザに関する情報提供が県の健康増進課からあり、これを受けてその日に、総務課、保健福祉課、消防、学校教育課の関係課で今後の対応について協議し、4月28日には住民に対して防災行政無線で情報提供を行いました。

これ以降6回ほど関係課と予防対策について協議を行い、防災行政無線での放送5回、新型インフルエンザの予防対策のチラシを全戸配布など、住民への状況提供を実施してきました。

また、保健福祉課と消防においては、国内感

染が始まる前にマスク、消毒液、防護服の購入を実施し、国内感染に備えました。

さらに、小・中学校の児童生徒に対しましては、教育委員会から指示のもと、各学校の担任がうがいや手洗いの指導を実施し、福祉施設等に対しましては、保健福祉課で県等から情報が入るたびに情報を提供し、特に市の管轄であります地域密着型サービス事業所については、集団指導の際、管理者に対して直接、予防と対策についての指導を実施してまいりました。

こうした中、5月22日に発表された国の基本的対処方針では、国内で患者が発生した状況を分析した結果、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である。つまり弱毒性の新型インフルエンザであることが明記されましたので、8月に強毒性の新型インフルエンザを想定して策定しました業務継続計画を、社会的、経済的な影響と市民生活への影響を最小限にするために弱毒性に合わせることにいたしました。

また、8月1日から県の新型インフルエンザに対する対応も変わりましたので、これを受けて市といたしましては、9月号の市報で「10分で分かる新型インフルエンザQ&A」の特集を組み、さらなる市民への感染予防への啓発に努めてきております。

また、関係課による対策会議を開催し、市役所等で不特定多数の市民を相手する窓口に消毒液を設置することとし、既に設置したところでございます。

さらに、小・中学校においては、毎朝児童生徒の健康チェックを実施するなど、感染予防に努めてきております。

このように、新型インフルエンザの急速な感染拡大に対しましては、市といたしまして、関係課一丸となって予防に努めてまいります。

また、今後の市が主催するイベントや会議等

につきましては、現在、各課から9月以降の開催予定の情報を収集しておりますので、開催日前の感染状況等から開催の決定等を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○尾脇雅弥議員** 感染力は強いけれども、弱毒性であるということで一安心をしたわけですが、今、話がありました周知徹底も含めて、これからシーズンですので最善を尽くしていただきたいと思っております。

それでは4番目、北風対策について質問をいたします。

先ほどいろいろ経緯をお話をしていただきまして、経緯は理解をいたしました。確かにそのとおりだと思います。私も昨年の暮れぐらいに相談を受けてから、まず現場だということで現場に足を運んで、その思いというのを感じたわけです。こういうほとんど風のない状態でも、やはり現場に行きますと、ちょっと歩くのには踏ん張らなきゃいけないという現状がありますし、冬の海でございますので、風が少し強くなりますと、とてもじゃないけれども最先端のほうはなかなか立っているのも大変だという状況でございます。そんな中で作業をされるという現状があるわけでございます。

私自身は漁をすることにしましては、魚をとったりそういうことに関しては、船長なり会社の社長の責任でこれはやらなければいけないことだと思うわけですが、それとは別に、港内に入ってくる。着岸をする、こういったことは非常に危険性が伴って、場合によっては本当に命を落としかねないというような状況に対しては、行政サイドがしっかりと対処するべきだと考えております。

確かにいろんな管轄の問題とか、これまでの経緯はあろうかと思っておりますけれども、自然状況も変わって環境が変化しているわけですから、それに即した形で命を守るという観点からも最

優先で取り組んでいただきたいと思います。

御提案がありました場所の移動の問題もひっくるめて、関係する方々とよく協議をして、どういった方法がいいのか、その辺も話し合いながら方向性を決めていただきたいと思います。これは要望でとどめておきます。

最後、企業誘致につきましてでございます。今、概要を教えていただいたわけですが、雇用ですとか、あと本市へ与えるメリット、デメリット、この辺を教えていただきたいと思います。

**○企画課長（太崎 勤）** 本市へのメリットでございますが、地元で雇用が生まれ、税収の増加が見込まれること、また、「かごしまのさかな」としてブランド認定された養殖ブリのPRに役立ち、垂水、牛根両漁協組合の販売増大への相乗効果が期待される。また、本社からの技術職員等の移住が見込まれることなど、このようなことから地域が活性化してくるものと思われれます。

デメリットでございますが、会社のほうで環境の施設整備に万全を期していただければ、それなりの環境の問題につきましてもデメリット的なものはないと考えております。

**○尾脇雅弥議員** ありがとうございます。

詳細の内容につきましては、この後、森議員や堀添議員の質問にゆだねるといたしまして、私のほうでは最後に要望を付して終わりたいと思います。

今、御説明がありました、今回特殊な技術をもって垂水のブリを加工して、さらに独自の販売ルートで垂水の魚を多分海外に輸出をしていただくということ、また、内容的に地元の業者と競合する点がほとんどなくて、雇用も含め、環境問題に配慮していただければメリットが大きいんだという御説明でありました。今回は非常に、市長の御尽力もありましたけれども、ラッキーな面が多かったんじゃないかなと思いま

す。今後、水産物に限らず農畜産物をひっくるめて、加工して販売をする。そういう企業誘致あるいはそういう地元の企業の積極的な支援というものに取り組みをしていただくことが、垂水を生かしていく方向性だと思いますので、そのことを最後をお願いをして、さらなる御尽力を重ねてお願いをして、私の今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（川尻達志）** 次に、2番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

**○大藪藤幸議員** おはようございます。

私は時間の許されるときには、荒崎パーキングを通るときにたまに海を眺めております。と申しますのは、あそこに国交省が整備をされた護岸に、タイルに詩が書いてございます。我々の先輩でいらっしゃる、元垂水出身だと思いますけれども、北迫さん、学生時代に不幸にも体の自由を奪われた先輩でございます。その詩の1つの中に「明るいところから暗いところは見えない」、こういう詩がございまして。何を意味するんだらうと最初は考えてみましたが、我々は少なくとも、私もそうでございますが、明るいところから見ているのではないかと。

きょう、私の同級生が中央病院に入院しておりますが、肺気腫で動きがとれない、入退院を繰り返しております。中学校卒業と同時に関西方面の洋裁店に就職をされました。しかし、20年近く前に肺気腫を患って地元に戻ってきております。いろいろな相談を受けるのでございますけれども、私は果たしてその同級生のために何がしてやれるんだらう。彼は自動車を運転することも、私みたいにいつでも自由に乗り回すこともできません。常に呼吸器を携えて外出しております。

このような社会的弱者が身の回りにいらっしゃることをよく自分で理解をし、我々議会人は

特に自分の信念を持って活動をしなければならないと思っております。

次に、きょうは通告をいたしておりませんが、市長に一言だけお伺いをしたいことがございます。御理解をいただければ答弁をいただきたいと思っております。

私もこの議事に席をいただきましてから2年数カ月余り経過しておりますが、私の質問も含めて、先輩・同僚議員の質問で、答弁の中で、質問への回答で「検討いたします」というような答弁が多々ございます。しかし、この「検討いたします」ということは、本当に検討をなされているのか、その後に検討結果の公表がない、報告がない。ならば、大事な時間を使って、大事な公費を使って再度質問しなければならない。何らかの方法で、検討されたなら検討結果を報告いただけないものかということをお伺いをいたします。

さて、本題に入ります。

市民課待合所に有料のコピー機の設置はできないのだろうか、血圧測定器の設置はできないでしょうか。

2番目に、垂水中学校のトイレの改修予定は、これは児童生徒の、現在もそうでございますけれども、統合された後、児童生徒の生活環境の改善には避けて通れない問題じゃなかろうかと思っております。

3番目に、垂水中央中学校校庭の東側への拡張の予定はございませんか。

中学校も統合されると、過去には教職員住宅、教頭先生の住宅として一軒家が2つほど東側の市有地でございます。今は行政財産に変わっているということでございますので何ら問題はないのではないかと。過去の議会答弁の中でも、つけかえ道路の問題等が解決できればというような答弁があったことを記憶しております。

次に、やはり中学校の問題でございますけれども、通学用のスクールバス、この業者選択の

入札時期についてお伺いいたします。

これは、私が個人で教育委員会にお聞きしたところでは3月というような、3月ごろをめどに計画を練っていると。先週から二、三、教育委員会に、私の同僚議員と勉強に行政視察に行つてまいりました。やはり統合される年度の、年度末の1月ぐらいにやらなければ、とても試験運行等を含めて無理なのではないか。そして、バスの運行会社さんが車の手配、ドライバーの手配等を含めて、相当な準備期間が必要であろうかと私は思います。

最後に、垂水49号線、マイロードと呼んでおりますけれども、この街路樹の問題でございます。

最近、市民からこの街路樹の、広葉樹でございますので落ち葉の問題、そして側溝の清掃等の問題、自分たちでは重い側溝のふた、蓋版と言いますけれども、持ち上げられない。自分たちの住む場所であるから自分たちでやる気持ちは十分持ち合わせている。ところが、落ち葉の掃除が、落ち葉が側溝に入り、桜島の降灰を伴った掃除ができないという意見をいただいております。

以上で1回目の質問を終わりますが、通告いたしておりますとおり、一問一答方式をお願いいたします。

以上で終わります。

**○市長（水迫順一）** まず、大藪議員が私のほうに質問をされました、議会等におきます「検討する」という回答の中での検討結果の公表についての質問をされました。

確かに大事な部門だと思ふんですね。往々にして行政側は「検討します」という回答をすることもたくさんございます。実際、大方検討しておると思ふます。その中で、やはり緊急性、それから効率性、それからまた財政的な側面、いろんな側面から検討した結果が、できることもあって、できたことは公表しないことも、ま

た本人にお伝えしないことも、できたことでもあるんですね。

また、議員おっしゃるのは、できないことのほうに重点を置いた質問かと思ふんですが、何でできなかったのか、その理由等の公表、本人へのお知らせというのは非常に大事だろうと思ふます。これは時代が随分変わってきましたもので、行政もしっかり変えていかなければいけません。そういう方向で、どういう形で公表するかもひっくるめて検討していきますが、やる方向で前向きにしていきたい、そのように思ふます。

**○市民課長（葛迫隆博）** 御質問の中の有料のコピー機設置に関してお答えいたします。

新たなコピー機の設置となりますと、設置場所の確保、それからリース代などの維持管理費、あるいはコピー機の操作問題等が発生いたします。

そのため、図書館あるいは市民館などで現在実施しておりますように、市民課にありますコピー機を利用しまして、1枚当たり10円ということで早急に体制づくりを行つてまいります。

**○財政課長（三浦敬志）** 血圧測定器の質問に関するお尋ねにつきましては、財政課でお答えいたします。

血圧測定器の設置につきましては、設置したいと思ふます。ただ、各課が持っています事業費の活用はできないか、どの程度の機種が適当か、配置する場所などを関連する課と協議しますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

**○大藪藤幸議員** 市民課のコピー機というのは、私は実際コピーをしていただいております。でも、ほかの市民には、「いや、原則としてできません」という市民課の対応があったから質問をさせていただいているんです。なぜ私はできて、ほかの人たちにはしていただけなかったのか。ならば、同じ10円払うなら、近くのコンビニ

二、タイヨーストアにまで足を運べば簡単なことかもしれません。しかし、垂水は特有な地で灰も降ります。雨も考えなければならない。我々みたいな、私みたいな元気な者ならいざ知らず、つえをついてやっと庁舎においでになる市民もいらっしゃるはずです。

だから、庁舎内に市民課の受付、待合所に有料のコピー機があれば、市民課の職員の方の手ほどもを受けて簡単にコピーができる。そのような発想から質問いたしたのでございまして、今後は、10円いただいて、その手続上必要なものに関してはコピーをしていただけないという答弁でございまして、それをしっかり市民課窓口あたりで、「手続上必要なものにおいては」というような特定を出しまして周知をしていただきたい。口コミで広がるのは変なふうに広がることもございます。「昔はしっくれおったて、今はせんなよ」とか、これは行政財産であります公のお金なのか、たとえ10円にしても市民のお金なのかを区別するために、しっかりと周知をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

血圧測定器に関しましては、過去には私も市民課あたりでよく自分の血圧を測定しておりました。私も余り病院に行かないものですから、市民課に行けばあるなど、役所に足が向いたときに測定をさせていただいておりました。急になくなりまして、市民課に最近お聞きしましたところ、壊れて撤去したと、そしてまたレシートが出てくる器械は高いんだと。わざわざレシートが出てくる器械を購入する必要はないような気もいたします。自分の目で確かめられない人は歩いて市民課にはおいでにならないと思います。ですから、なるべく安いものを市民の健康増進のために、その意識向上のためにも、ぜひ設置をお願いをいたしたいと思います。

以上で、この件は質問を終わります。

○教育委員会総務課長（北迫睦男） 2番目の

垂水中学校の大規模改造工事に伴うトイレ改修の予定についてお答えします。

当初大規模改造工事の事業計画は、生徒や学校関係者の安全面を考慮し、校舎、体育館の耐震化を優先する考えで計画してまいりました。したがって、既に耐震化されましたトイレの改修予定はございませんでした。しかしながら、現状でも、絶対数の不足や老朽化に伴って再三故障するなど問題が生じておりまして、統合による生徒数の増加によりさらに不便が生ずることが考えられ、学校側も大変心配しております。

生活環境の中では大事な部分でございまして、洋式トイレの増設や障害を持った生徒等への対応としての多目的トイレの設置、また老朽化した部分の改修等、検討する必要があると考えております。

大規模改造事業におきましては、校舎等の老朽改造工事とは別に、トイレの質的整備の事業がありますので、今後、関係者と協議を行い、できるだけ早い時期に事業計画の変更を検討していきたいと思っております。

次に、3番目の垂水中学校校庭の東側への拡張予定についてお答えします。

現在の校庭は、統合による生徒数の増加に伴い、部活動等にも支障があるのではと懸念されまして、拡張について議会でも質問を受けておりました。現在、東側の市道を挟んで市有地が2筆、民有地が2筆あり、この2筆の民有地を買収し、市道のつけかえを行うことにより、校庭は1,500平方メートルほど拡張できる見通しでございまして。

用地取得費や市道つけかえ工事費、また旧教職員住宅の解体工事費など財源が必要となつてまいりますが、できるだけ早い時期に用地取得ができるよう関係課と協議を進めてまいります。

次に、スクールバスにつきましては、これまで統合準備委員会総務部会で協議を行い、ある

程度の方向性は出しております。運営形態につきましては、現在の犬野方式の車両を含めた全業務を委託する専用スクールバス委託型を考えておりました、運行台数につきましては、牛根方面2台、新城方面2台、犬野方面1台の合計5台を計画しております。

また、入札時期につきましては、地元業者を中心に大隅半島に支店もしくは営業所を有する業者を選定いたしまして、議員が指摘されましたように、車両、運転手の確保、法的な手続等から、ある程度の期間が必要とのことでございますので、来年1月ごろには入札を行いたいと考えております。

また、先日実施しました通学手段希望調査の集計結果もできておりますので、早目に総務部会を開催し、運行計画、運行経路等、詳細にわたり協議を重ねまして、スクールバス導入に向けて早目の準備を進めていきたいと考えております。

**○土木課長（深港 渉）** 次の5点目の市道垂水49号線、通称マイロードでございますけれども、この維持管理につきまして土木課でお答えいたします。

もともとのマイロードは、住民生活の中心部にありますことから、日常の生活に密着している道路とも言えます。平素より個人や振興会での清掃ボランティア活動が盛んであり、また、毎年のように実施しております市の職員ボランティアにも多くの参加をいただくなど、その積極的な環境維持精神には頭の下がる思いでございます。

しかしながら、一方、樹木が大きくなり過ぎるの家屋への接触がありました。先ほどの御質問のとおり落ち葉対策など、そのボランティアにも限界があるとは言えます。

また、側溝の清掃につきましても、御指摘のとおり、その構造上、ふたのほうはすき間が少なく、また重量もありまして、ボランティアに

よりも人力ではなかなか困難であると言えます。また、その危険性も高いと言えます。また、ふたの枚数でございますけれども、約2メートルにつきまして、2枚のふたしかないところでございます、中の清掃そのものもしづらい構造と言えるところでございます。

特に、側溝につきましては、危険性も伴いますので、所管課としまして早急に調査を行い、側溝の機能が十分果たされるよう対策を実施してまいります。

また、今後の、先ほどの伐採や剪定のことでございますけれども、お答えしましたとおりボランティア活動が盛んな地域でありますことを踏まえまして、高所にありますそういう樹木の伐採でありますとか、側溝清掃などにつきましては行政が行いまして、その他の清掃でありますとか、低い位置の剪定でありますところとか、そういうところは今までどおり協働で推進できればと思っておりますのでございます。

以上でございます。

**○大園藤幸議員** 教育委員会の関係は、学校のトイレ改修、東側への拡張予定、スクールバスの件、この3項目一遍に質問させていただきます。よろしいですかね。

トイレ改修に関しまして、当初計画に入っていないということでしたので質問させていただいているわけなんですけれども、二、三、大規模改造等行われた学校も勉強に行ってまいりましたが、先ほど申し上げましたけれども、今後はトイレは特にバリアフリー化を考えなければいかんと。最近でも、足をけがをされた児童生徒がいらっちゃって、車いすですらでも学校に行くんだということで登校される。バリアフリーで対応をされていてよかったというような意見もございました。先ほど課長のほうから答弁いただいておりますが、多目的トイレ、一部洋式化、このことも検討をしていただければということでございますので、答弁は要りません

が、よろしく願いをいたします。

次に、スクールバスの件でございますが、統合されてスクールバス登校を活用していらっしゃる市町村は、今、2009年の9月でございますけれども、3月まで何カ月あるんでしょう。入札まで、先ほどの答弁を用いましてお話をさせていただきますと、9、10、11、12、4カ月しかございません。スクールバスの業者選定までですね。そして、このスクールバスの選定においても、業者の安全な運行ができるや否やを問いただすために、確認するためにコンペ方式も採用されていたみたいです。どのような運行マニュアルで、どのような安全対策を事業所は、バス会社は持っておいでなのかということでございます。そこら辺もやはりスクールバスの選定においてはやっていかなければならない。

それと、ちょっと話はずれましたけれども、時間が余らないと思います。1年前ぐらいからどこの市町村も準備をされたと思います。まだ4カ月ございますので、早急に頑張ってくださいれば、よりよき統合ができるのかと。教育長がいつも言っている「よりよき統合」、これは統合を進めた我々としては責任がございます。

ですから、スクールバスの運行状況に関しましても、私は、1分おくれたばかりにスクールバスに乗れなかったというようなことが想定されるのではないかと、そのようなことを頭に置いて、二、三の市町村に勉強をさせていただきましたが、それは逆に、当初は当然ありました。しかし、保護者、当然児童生徒が先ですけども、児童生徒、保護者の意識が逆になりてきた。責任感を持って、5分おくれて家を出ても徒歩、自転車通学で間に合ったものが、1分おくれたらバスに乗りおけると、登校できないと、欠席になるというような意識が芽生えて、逆にいいのではないかとというような意見をいただいておりますので、私の危惧

していたことがどうも間違いだったような気がいたしまして、そこは総務課長におわびを申し上げておきます。しかしながら、想定されることはいろいろ検討を重ねて、いろんな事態に対応ができる体制をよりよき統合のために準備をしていただきたいと思います。

教育委員会は以上でございます。

次に土木課ですね、マイロードの件でございますけれども、これはマイロード事業の関係等で当時、木を植えられていらっしゃる。

○議長（川尻達志）大藪議員、今の教育委員会は、答弁は要らないの。

○大藪藤幸議員 要りません。

○議長（川尻達志）要らない。はい。

○大藪藤幸議員 言いませんでしたかね、答弁要らないと。ごめんなさい。

マイロード事業の関係で木を植えられたと思うんですが、やはり当時の事業はそういう規制があったかもしれませんが、実際に木が大きくなり過ぎてしまった。インターロッキングも持ち上げてしまっている。課長会等でボランティアで作業をされていることも十分承知しております。その中で気づいていただけなかったのがひとつ残念でございますが、もう1点、防犯灯の効果ですね、防犯灯の次に樹木が植えてあればいいんでしょうけれども、防犯灯を挟んで樹木が植えてある、防犯灯の意味をなしていない。そのような点から防犯灯を阻害するような樹木は剪定なり、伐採なり思い切ってやっていただきたいということでございますね。このことをひとつ土木課長さんに答弁をお願いいたします。

○土木課長（深港 渉）議員のマイロードにつきます補助事業あるいは伐採、剪定について、2回目の答弁を申し上げます。

御指摘のとおり、このマイロード区間につきましては、国土交通省によりますマイロード事業という特別な事業でやっておりまして、平成

2年度より8年度にかけましてマイロード区間につきましては整備しているところでございます。先ほどちょっと特殊な事業と言いましたけれども、これは市民の憩いの場的な一種の公園を伴ったような道路整備ということでございまして、先ほどから大きくなった木の伐採や剪定のこともお答えしておりますとおりに、この補助金の適正化等に関する法律により制限年数を超過しておりますところから、伐採や剪定につきましては何ら問題はないと考えております。維持管理上の観点から必要であればそれはできるといってございまして。

また、御指摘にありましたとおり防犯灯、この事業では街路灯ということで設置しておりますけれども、この街路灯が樹木が大きくなり過ぎて阻害しているのではないかとございまして、今回の質問の通告がありましてから緊急的に実際調査しましたところ、このマイロード区間には全部で54基の照明灯がございまして。街路灯がございまして。この中の数基には確かに樹木によりまして目的とされる明かりが阻害されるということが確認できております。マイロードは、49号線全部含めましてでございますけれども、通学道路として幹線的に利用されており、特にこれからの季節におきましては、部活などの生徒の帰宅や、あるいは夜間における市民のウォーキングなどの安全性の観点もございまして、こういう街路灯を阻害しているような大きな樹木につきましては伐採を至急に行うことと考えております。

また、議員の御質問の中で、思い切った伐採というようなこともございましたけれども、御指摘のとおり、いわゆる木の根元にありますツリーサークルと言いますけれども、これを阻害していたり、あるいは舗装そのものも持ち上げたり、傷めている場所もございまして。御指摘のとおり、気づいてはおるところでございましたけれども、こういうところにつきましては根元

からといたしましうか、大きな幹からの伐採、これも含めまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○大園藤幸議員** 答弁は要りませんが、マイロードの件に関しましては、本当に中学生が、部活動の子供たちが今から先、さつき課長さんも言われましたけれども、今から先、遅くなりますと本当に暗いんですね。だから、暗いときに安全に下校できるように街路灯を阻害するものは、撤去できる時期に来ているということをお答えいただきましたので、ぜひそのようなふうをお願いをいたしたいと思っております。

それと、振興会等を通じて、また付近の住民に要望をやっぱり調査をして、そして、「いや、うちはこの木があるから陰になるんだ」と言われるお宅もあるかもしれません。そこら辺は付近の住民の同意を得て、またそして要望を吸収して対応をしていただきたいと思います。

以上で終わりますけれども、ちょっと一問一答できようからでございますが、少し不手際がございましたけれども、議長におわびを申し上げて、以上で終わります。

**○議長（川尻達志）** ここで、暫時休憩します。

次は、10時50分から再開します。

午前10時40分休憩

午前10時50分開議

**○議長（川尻達志）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番感王寺議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 議長の許可をいただきましたので、前段は抜きにいたしまして、早速一般質問に入らせていただきます。関係課長及び市長の明確な答弁をお願いいたします。

まず、垂水市食肉センターについて、6点ほど生活環境課長に伺います。

まず1点目、と畜場特別会計の近年の収支状況と今後の収支の見通しはどうか。

2点目、と畜場特別基金の推移と今後の見通しはどうか。

3点目、今後更新すべき機材、設備の内訳は。金額まで含めて具体的にお示しください。

4点目、平成20年度豚と畜の産地別集計の内訳についてと、食肉センターでと畜された豚の何割を大隅ミートさんが購入されているのか伺います。

5点目です。と場を新設した場合、土地代を省いて幾らぐらいかかるのか。また、補助金は見込めないのか伺います。

6点目でございます。平成16年10月制定の垂水市新行政改革大綱の中で本施設の民間委託が打ち出されております。これを受けて、平成17年11月と平成18年3月の2回、垂水市と畜場運営協議会が開催をされておりますが、参加メンバーと、どのような議論がなされたのか伺います。

以上6点、生活環境課長お願いいたします。

市長をお願いいたします。この食肉センターは昭和51年に設立され、これまでもたび重なる増築・修築工事が行われてまいりました。私も産業厚生委員会も議会閉会中の8月3日に視察させていただいたのですが、本体施設、設備の老朽化が著しいと再認識した次第でございます。市長、これまでどおり改修の方向性でいかれるのか、新築の方向性を考えておられるのか伺います。

次に、道路維持班について、土木課長に伺います。

1点目、職員、臨時職員の配置状況はどうなっているのか。また、作業内容について詳しくお示しください。

3点目、維持班は土木課内に設置されておりますが、耕地係等との連携は図られているのか、以上3点、土木課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（迫田裕司）垂水食肉センターについてお答えします。

まず、今後の収支の見通しについてでございますが、垂水市食肉センターは昭和51年に新設されて以来、豚を中心にと殺が行われ、ほぼ順調に経営がなされてきました。と場特別会計では平成11年度末に2億5,000万円程度の基金を有していましたが、と畜場法改正に伴い、平成11年度から平成14年度にかけて衛生的な面から施設の大改修を実施したため、平成15年度末には基金は2,182万円まで落ち込みました。

さらに、ここ数年、豚の処理頭数が減少してきており、また原油価格の上昇や施設の老朽化により、その維持管理費に多額の費用を要するようになり、平成21年9月現在では基金も約300万円程度しかございません。平成20年度の豚のと殺数は約11万9,000頭で、仮に本年度も同数で、今後高額な機材修理等が発生しますと、一般財源からの繰り入れも考慮しなければならない状況でございます。

2番目の御質問の基金の推移でございましたが、21年度末の予定といたしましては、約300万円程度でございます。

次に、今後購入すべき主な機材、設備の内容と予定金額でございますが、冷凍機が耐用年数15年を既に過ぎており、購入の必要があると思われま。金額は2,500万円程度でございます。横型スキナーが32年経過しており、金額は約2,000万円程度でございます。それから汚水処理施設が約3億円から5億円かかるのではないかと考えられます。

それから4番目の質問なんですけど、平成20年度垂水市食肉センターに持ち込んだ業者数でございますが、市内が約4万頭、県内が12業者で約7万頭、県外が7業者で約8,000頭、市内の業者が食肉センターに持ち込む割合は約3割でございます。

5番目の、もしと場を新設した場合の経費はどれくらいかという御質問でございますが、正式には積算しておりませんが、今のと殺数でいきますと、恐らく15億円から20億円程度と予想されます。

6番目の御質問なんですけど、新設に対し、国の補助事業はありますかということでございますが、農林水産省に食肉流通合理化総合対策事業があります。補助率は補助対象経費の約3分の1で、実施主体が4人以上の農業法人または個人業種の場合のみでございます。1企業だけでは補助は出ません。

最後の御質問だったと思いますが、垂水市と場運営協議会のそのメンバーと主な内容についてお答えします。

会議のメンバーは、垂水市が副市長と生活環境課職員、大隅ミート産業、市食肉組合、その他必要と思われる者となっておりますのでございます。

主な協議内容は、今後のと畜場運営に対し、使用料の値上げ、屋根の修理、民間委託を総合的視点で判断する必要にきており、民間委託を基本に置いた協議会が必要になっていることから、開催したようであります。

以上でございます。

**○市長（水迫順一）** 垂水市食肉センターは築後32年経過し、建物の基本構造につきましては、耐震性に不安があり、また屋根裏の鉄骨部分は腐食がひどく、その鉄骨に施設内の機材が吊り下げてあるため、かなり危険な状態にあります。設備についても、今、課長が申しましたように、冷蔵庫等が耐用年数を超えているために新規購入の必要に迫られております。また、既存の施設の老朽化に伴いまして、衛生、労働基準面から見ましても悪化しておりまして、また、と畜場法の改正に伴いまして、衛生管理基準が強化され、より安全・安心な食肉の供給が求められております。

仮に施設の大規模改造をしようとする場合、既存施設の稼働をとめるわけにはまいりません。と場開設者としまして、安全で安心な食肉の安定供給を行うための施設を整備し、と場機能の充実を図る必要がありますことから、今後は新設を中心に検討してまいりたいと考えております。（「課長、ちょっと答弁漏れが。いいですか、議長」と呼ぶ者あり）

**○感王寺耕造議員** と畜の部分でですね、食肉センターでと畜した部分の何割程度を大隅ミートさんが購入されているのか、その質問が。買い受けられているのか。

**○生活環境課長（迫田裕司）** 御説明申し上げます。

大隅ミートさんが購入された分ですか、購入。（「と畜された後の枝肉自体を大隅ミートさんが買い受けておられると思うんですけども、その部分の割合は現在どういう、大隅養豚も含めて」と呼ぶ者あり）大隅ミートの購入された分は7割です。（「大隅養豚さんが3割程度ですね」と呼ぶ者あり）そのほかは大隅ミートさんが購入されるものでございます。（「購入されているわけですね」と呼ぶ者あり）はい。

（「すべて大隅ミートさんがじゃ買い受けているということですね」と呼ぶ者あり）最終的には。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（川尻達志）** よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○土木課長（深港 渉）** それでは、2点目の道路維持班につきましてお答えいたします。

御質問の中に、ほかの課等との連携の御質問もありますので、これは作業内容にも関連してございますので一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の職員等の配備状況でございますけれども、現在は職員が1名、臨時職員が5名の計6名体制でございまして、作業内容によりまして、2班体制など臨機応変に対応してい

るところでございます。

次に、作業内容でございますけれども、主には市道、集落道におきます路面の舗装などの補修や清掃、それから附属します側溝等の維持管理や草木の伐採、河川におきます土手等の刈り払い、あるいは総体的な施設の点検・巡視等も行っているところでございます。

また、市道、集落道に限らず、農道の全般的にわたります維持補修、あるいは原材料支給によりますコンクリート舗設時の市民との協働作業、また学校等におきます奉仕作業等での伐採草木等の処理や公園などの維持補修、それから集落で行われております環境保全作業での処理作業など、ほかの課、あるいは市民等とも協働あるいは連携しながら、多種多様な作業を行っている現状でございます。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 一問一答方式により選択いたしましたので、質問いたします。

まず、食肉センターですね、生活環境課長、ちょっと多く質問したもんですからちょっと申しわけなかったですけれども、お話を聞いておって、単年度収支また基金の部分、これだけ疲弊したのかという部分がまず第一の考え方です。ただ、今、支出の部分だけ生活環境課長が説明いただいたんですけれども、経営の原則といいますか、金科玉条の言葉として「入るを図って出るを制す」と、入る部分の説明が全くないんですね。

例えば、この部分について質問しますけれども、年間の処理頭数、平成10年には豚だけで14万頭ありました。平成20年11万8,900頭、大分減っております。これは感染症の問題ですね、この部分で一時期減ったという部分は考えられるんですけれども、この部分の頭数の部分の維持ないし増頭をどうやって図っていくのかという問題が1点ございます。

あと施設使用料ですね、この部分、この部分

について県内14、と畜場でございます。豚、牛合わせて14あります。一番安いのが知覧ですね、豚に関しては。ここが834円、ここは大きい工場ですね、全農さん、経済連さん、今、牛のほうの特化していますけれども、豚も以前はやっておりました。ここが834円で一番安いと。次に安いのが我が垂水でございます。840円。高山の共同ミートセンターも840円。ほかは、高いところをいいますと名瀬、中種子、屋久島、ここは2,100円です。離島だからこれは余りにも高過ぎると。ほかの部分を見てみますと、比較的新しくできた加世田の食肉センター、ここは1,200円なんですね。また、一番身近な部分の鹿屋、ここも経済連が行っていますけれども、ここは1,030円と、優に200円以上の開きがあるということで、この部分をですね、今までどうやって入ってくる部分をどうやってふやしていくのかという部分の議論がなされたのかですね、それについてまず生活環境課長に伺います。

あともう1点目、この施設についてはいろいろやっぱり問題があると、補助金の部分について農林課と實際上協議されたのかですね、協議されたのか。私も調べましたら、事業自体はいろいろあります。若干紹介させていただきますけれども、食肉センターの整備計画、この部分については、大規模な分については強い農業づくり交付金の可能性、この部分がありますね。この分が、ただ頭数、1日の処理頭数1,400頭以上なんですよね。そうすると使えないと。あと食肉等流通合理化総合対策事業、これは機構事業ですけれども、この部分については、先ほど課長にも説明がありました4個以上の中小企業が集まれば可能性がある、まだいろいろ必要条件ありますけれども、これが3分の1の補助でできます。ただ、その部分を具体的にこれからどうするのかという部分を、例えば農林課と協議されたのか。

また、移設の場所に関しても、この施設はや

っぱり迷惑施設でありますし、水利、排水、この部分を考えていきますと、やはり本城川流域の部分でしかできないだろうと。市長は先ほど新設の方向で考えていくということでありましたけれども、そうしますと、おのずと建設する場所というのは決まってくるわけです。後でまた市長とも議論をさせていただきますけれども、し尿処理場跡と。そうなりますと、ここの部分は都市計画法の部分で用途地域の部分が指定されております。また、し尿処理場跡地については起債の部分、2年間残っているはずですね。2,000万円だったか3,000万円だったか、この部分の処理もしなきゃいけないと。こういう部分が1つ1つ各担当課のほうと協議なされたのか、その部分について生活環境課長、2点で結構でございます、お願いいたします。

次、この問題について市長についてお伺いしますけれども、一応新設ということを考えておられるということではございました。私どもも見せていただきました。私も高所恐怖症なんですけれども、高さ15メートルぐらいあるところをはしごを上って行って、実際屋根裏を見させていただきました。さびが鉄骨に生えていると、そしてまた鋼材が昔の建物ですから、直径が7～8センチしかないんですね、あの部分であれば屋根自体ももたんだらうと、かけてもですね。また、天井裏が落ちるんじゃないか、そういう危険性も感じた次第でございます。新設することではございますけれども、ただ、市長、これが運営協議会、この部分が17年、18年、と畜場運営協議会、2回しか開かれていないんですよ。この部分、何で2回しか開かれていないのかと私はちょっと頭をひねったんですけれども、この分について特段の事情があるのか、その点についてだけ市長、1点だけお願いします。

以上です。

○生活環境課長（迫田裕司）入りの部分の説明がなされなかったが、特に使用料について検

討を今までされなかったかという御質問でございますが、先ほどのと場運営協議会等でも協議されておるようでございます。使用料は確かに840円でございます。しかしながら、先ほど申しました食肉センターに持ち込まれる約7割は大隅ミート産業以外から持ってくる豚でございます。使用料が840円、解体料が1,050円、そこまでは持ち込み者の負担でございます。もし仮に使用料を840円を高くしますと、養豚農家はちょっとでも条件のいいところ持っていかれまして、なかなかそれも難しいというようなことが検討されているようでございます。まず1番目については説明を終わります。

次に、補助事業とそれから移設問題について関係課とこれまで協議してきたかということではございましたが、まだ協議されてきておりませんので、今後、関係課と検討委員会なるものを組織し、協議していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一）協議会がなぜ2回しか実施、開会されなかったかということではございますが、私のほうで聞いておりますのは、やはり協議の中で、市側が出席者が副市長とそれから生活環境課だけであったと、そうしますと、どうしても質問の内容に十分お答えできないというようなところがあったというふう聞いておまして、この辺が非常に今後、重要な点であらうと、そういうふうに思っています。

○感王寺耕造議員 もう3回目ですかね、入らせていただきますけれども、利用料の部分については半ば了解いたしました。

これから市長について、2点ほどお伺いいたしますけれども、まず1点目、今、市長の答弁の中でありました、運営協議会が2回しか開かれなかったのはやはり市の庁議の部分できちっとした議論がなされなかったからだということなんです。

ただ、これは思いますと、単年度赤字の部分も、私の資料によりますと、平成16年度4,400万円ですか、あと平成19年度でも1,700万円、平成20年度が900万円からの単年度赤字になっております。また、基金の部分も、冒頭生活環境課長から説明があったように、ことしの末は300万円しか残らなっどというような状況でございます。こういう厳しい状況をわかっていながら、何で私はこれをほっておかれたのかという部分が1点目の質問でございます。

運営協議会が2回しか開かれてないという部分ですね、やっぱりワーキンググループをきっちりつくって各関係課が集まってくると、この部分がやはり必要だと思うんですね。生活環境課は当然ですね、あと農林課も関係がありますわな、先ほど言った土木課さんの部分もある、企画の部分もありますね、総務課長の部分も職員の配置がえの問題が出てきます。こういう部分を各関係機関が集まって、これからどういう形の新築を図っていくのかという部分がやっぱり必要だと思います。そのためには早急に各関係課長を呼びつけてワーキンググループ立ち上げていただきたいという部分が、1点目のお願いでございます。

その部分については、1つだけまたさらにこの部分について市長にお願いしたいんですけれども、今まで、私も議員になって2年半になりますが、いろいろな市の事情を勉強をさせていただきました。その中で、政策立案した過程が自分たちに見えない、自分たち議員がそれについてどういう判断をしていいのかという部分がわからない部分があるもんですから、庁議の部分ですね、ワーキンググループには入れていただかなくて結構ですけれども、ただ、市側と食肉組合の方、あと委託者の大隅ミートさんですね、この部分の運営協議会については、できれば議長であるとか産業厚生委員長、この部分を入れていただきたいという部分が切なる要望で

ございます。そうすることによって、我々議員も事業の中身についてよりわかり、そしてまた取捨選択しながら、是は是、非は非として判断させていただきますので、その点についてどうお考えなのかが1点目でございます。

あと新設の方向性ということでございますけれども、これにもどういう形でじゃ新設して運営していくのかという問題が出てくるかと思えます。そうしますと、今、県内14と畜場ありますけれども、垂水だけが公営での運営でございます。方法としては、完全に民営化してもらうのか、あと今までどおり公営にするのか、それとも三セクでやるのか、大体そういう方向性しかないと思うんですよ。そうした場合、市長はどのような部分での新設を考えておられるのか、その部分の現在の情報の部分で結構ですので、その2点について市長にお伺いいたします。

**○市長（水迫順一）** この問題は大変頭の痛い問題でございまして、途中、議員が言われたように随分支出を伴った、単年度を比べると随分経費を使っておるじゃないかと。それは御存じだろうと思えますけど、屋根を修理したり、水の処置をしたり、いろんなことをやっておりますので単年度で支出が特化したと、それで基金が急に減ってきたという背景があることは御理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

ただ、築32年と先ほど申しましたように、かなり厳しい状況になっておりますので、これは急いで、まず関係各課のですね、議員指摘のとおりだと思うんですね、関連する課がまず集まって、今後どうするのかも市の考えとしてまとめた上で運営協議会、それに対応していかなければいけない。ですから、運営協議会が機能しないというのはその辺に問題があったんだろうというふうに反省をしておりますので、そういう方向でやっていきたい、そういうふうに思います。

県内14と言われました。県本土のほうは12ですかね、県本土の12が全部民営化されておるですね。民営の形、あるいは第三、詳しい内容は私のほうまでちょっと知らせておりませんが、民営を中心にして運営をしておるというのに変わってきております。離島だけ残っておるんですね。こういう時世を考えますと、当然民営化の方向、民が中心になってやっていただくという方向にこの際やはり変えていかなければいけない、そういう方向をあわせて検討していきたい、そういうことであります。

**○感王寺耕造議員** 最後は要望で終わらせていただきます。

今、市長答弁がありましたですね、民営化の方向性ということでございます。私は、やっぱり財政健全化法の絡みから言っても、やっぱりこの部分は民営化すべきだと思っております。

ただ、ここの分が、大隅ミートさんの会社概要を一応インターネットで手に入れてみますと、資本金、平成18年度現在の資料ですけれども、6,515万円と、売上高が66億円、平成18年度の連結決算が81億円と、パートタイマーを含んだ従業員数が149名と、また大隅養豚で従事されている方々も入れますと、大体200名以上の一大事業所であるということは理解しておりますし、この部分についてやっぱり守って育てていかなければいけないという部分は私も認識持っております。

ただ、民営化の部分で大隅ミートさんの経営が苦しくなる状況という部分もやっぱり解決していかなければなりませんし、また、ワーキンググループを早急に設置していただくということですが、その点については、先ほどの議会でも出た固定資産税の減免とか、あと土地の部分ですね、どこになさるか、まだ今から勉強もされて決定されるんでしょうけれども、もし市有地で、し尿処理場跡であれば、その部分について貸し付けであるとか、あと長期の返済

であるとか、そういった部分も庁舎内で議論していただいて、一番の問題はやっぱり大隅ミートさんでしょうから、その部分を理解をしていただいて民営化を図っていくと、この方向性が大事だと思いますので、その点についてよろしく願いいたします。

それでは、食肉の部分についてはこれで終わりにいたしまして、道路維持班の問題について土木課長が詳しく述べていただきました。一応作業として、市道だけではなくて集落の農道とか、側溝とか、草木とか、そういう刈り払いであったりとか、点検ですね、なさっていただいているということでございます。市民にとってはこの道路維持班の活動というのは一番ありがたい事業だという部分の御意見を賜っております。

市の予算に余裕があれば、地域の皆さんの御意見を聞いて道路の新設という部分でできるんでしょうけれども、そういう時代ではないという部分も市民もわかっておりますので、「維持班のしがなおせってくれたがよ」という部分ありがたい部分だと思っております。

ただ、それは土木課長にはそれでいいんですけれども、総務課長、ちょっと1点だけですが、今、職員の方が1名、あと4名の方の臨時職員での対応ということなんですけれども、（発言する者あり）5名でしたかね、みんな6名でしたっけ。済みません、失礼しました。

そうしますと、指揮監督権者であります職員の方、この方が退職なさるという話も聞いております。そうしますと、やはりその後の後任をどうするのかという部分の問題が出てくると思うんですけれども、やはり土木技術だけじゃなくて、ユンボとか、あと重機、この部分の習熟の部分も必要になってきますし、また指揮監督するだけの人格も必要になるかと思っておりますけれども、この部分の補充について課長はどう考え

ておられるのか、1点だけお伺いいたします。

あと市長にお願いいたします。

現在、土木課内に設置されているわけですが、思い起こすと、市民ニーズの部分もいろいろな部分があると思うんですね。例えば、市内の市中心部に住んでおられる方も、インフラの部分であったりとか、その他もろもろの部分について、こういう部分をやっていただきたいという分もやっぱり相談があるかもしれません。まだ隠された市民のニーズがあるかもしれませんから、そうしますと、市長が就任されてすぐつくられました市民相談サービス課ですね、ここの部分、今のこの部分でそこに配置がえをして、市民の対応のニーズを引き受けて、その後、じゃ土木課と連携して情報の交換をしながらこうしましょうとか、農林課と、耕地係と協議しながらこうしましょうとか、学校の総務課ですとかそういう部分の、そういう広がりを持ったような組織に再編されていく必要もあるのかなと思っていますけれども、この点について市長はどうお考えかという部分が市長への1点目の質問でございます。

あと2点目、市長へお願いしたい部分が、この道路維持班の前の段階という部分は失業対策事業であったかと思っております。そうしますと、今、これだけ失業率がふえた、また有効求人倍率もなかなか上がらないと、100年に一度の経済危機と言われる中で、市民の方々も職場がないという部分が一番頭が痛いところでございます。

先ほど、全協の部分でいただきました、企画課の方々がつくられた垂水市市民満足度調査、よくできた資料で私も一晩かけてみんな目を通しましたけれども、その中で一番、男女とも、また若年層、壮年層、高年層とも共通した部分、1位の部分が「働く環境の充実」なんですね。結局働く場所がないと、この部分が一番大きい部分でございます。そうしますと、昔の失対事

業みたいな形でそういう部分も勘案していただいて、雇用の部分の創出を図れるんじゃないかと思っておりますけれども、この点について市長はどうお考えなのか、この2点についてお願いいたします。

○総務課長（今井文弘）道路維持班の職員のことでございますけれども、現在、議員言われますとおりに職員1人、臨時職員5名ということで、今、作業を行っていただいておりますが、その中の職員が来年退職ということになりますと職員がなくなるということで、これまで所管課であります土木課とも、そういう職員が必要なのかどうかということでも協議もしてまいりましたけれども、やはりそこには効率的な作業を進めていく、そういう市民のためにもそういうことをやっていく上でも、やはりそういう方々を動かすリーダー的な存在というのは大事であろうというふうに考えております。

そこで、現在、職員を持ってくるということを含めまして、やはり臨時職員の中でもそういうようなことのできる方々もおられないのかというところも含めまして、今、土木課と検討をしているところでございます。今後また十分に検討をしながら、効率的な作業ができていくことに向けて、十分協議をしてみたいというふうに思っております。

○市長（水迫順一）維持班につきましては、今まで市民のいろんな需要にお答えしてきておりますし、今後もこれはやはり続けていかなければいけない、そのように思っております。

ただ、編成内容、それから担当課をどこにした方がいいのか、その辺は今後ちょっと検討していかなければいけないと、そういうふうに思っております。今、総務課長のほうからもありましたように、ちょうど職員が退職しますので、これを機に新たな体制というのを検討していかなければいけないと、そういうふうに思っております。

ただ、農林課にかかわる農道関係もかなりあるわけなんです。高齢化が進んでおりますので、一方では集落によってはなかなか、今まで対応できたんだけど、そういうのに対応できない集落もふえてきております。そういう需要を本当にどう把握していくのかと、そういうことまでやはり考えていかなければいけないと思っております。一方では職員をどんどん減らしておりますので、減らした中でそれじゃどういう形でやっていくのが適当なのか、その辺も考えていきたいと、そういうふうに思います。

また、このことが雇用に対しての果たしている役割、これはもうおっしゃるとおり非常に、1人でも雇用の場をつくりたい本市でございますので、重要な部分だと思っております。雇用に関しましては、そのほかにも後にいろんな議員さんの質問がございますが、雇用の推進事業をいろいろ取り組んできておりますので、全体としてできるだけ雇用の場をつくっていくという努力は引き続きしていきたい、そういうふうに思います。

**○感王寺耕造議員** 前向きな答弁をいただいてありがとうございます。

これはもう最後、お願いしておきますけれども、市長のほうでも幅広い雇用を図る部分と、また市民ニーズにこたえるためということであったと思うんですけども、我々、人家が密集していない新城地域とか、あと水之上地域、この部分についてはやはり農道が生活道路としての役目も果たしておりますし、また市長答弁にもいただきましたように高齢化という部分で、自助努力を図っているんですが、それでもなかなかできないという高齢化の部分も抱えております。具体的に言いますと、下のほうは何とか払えるんですけども、手の届かない灌木とか、竹とか、アシとかが発生しておりますして、毎日通る道路の部分がなかなかうまく通れないという問題もございますので、人員配置の部分、ま

た機材の充実の部分、財政状況厳しいでしょうけれども、そういった分もお願いしたいと思っております。

あともう1点言い忘れましたけれども、市管轄の河川、この部分が私ちょっと、もうお願いですけれども、一番問題かなと思っております。そう言いますのは、今、国の災害復旧事業、この部分の採択要件、市長も当然御存じのとおり厳しくなっております。昔は工事の規模、あと降水量だけでした。今、河川の底床から上まで50%以上の水かさが上がらないと、この分を災害復旧事業として認めないと、県の部分の指導が入っているようでございます。

また、アシ等がそこに茂っておりますと、この部分は市の管理不足じゃらよという部分で県のほうは認めていただけないということも聞いておりますので、そういった市河川の部分ですね、災害があったら、災害復旧事業を使わないと市の財政じゃちょっと厳しいわけですから、そういう細かな仕事自体も道路維持班の方々に果たしていただきたい役割かなという部分で考えております。

ただ、1点だけ、やはり森林組合の方々の仕事、また建設業、この民業を圧迫しないような形でどういった線引きをするのかという部分も大事でございますので、この点についても御配慮いただきまして、市民ニーズにこたえていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（川尻達志）** 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

**○池之上 誠議員** 皆さん、お疲れさまでございます。

まず初めに、病の中、志半ばで御逝去されました前議長葛迫猛氏の御冥福を衷心より申し述べさせていただきます。

さて、新議長も就任最初の一般質問でありまして、また最初の一問一答方式であり、大変に采配に難儀されておられるだろうと御推察いたしております。昼からのつもりでしたので、ちょっと言葉を考えていたんですけれども、午前中になりまして、昼までのいつとき、できるだけ静かに質問をしていきたいと、難儀をかけないように質問をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

議長より許可をいただいておりますので、早速通告に従い、順次質問をしてみたいと思います。

中学校統合準備については、毎回質問に立ちまして、教育委員会の皆様には辟易の思いもあられるでしょうが、市政の大きな事業ですのであえて質問をしてみたいと思います。

6月議会では閉校記念行事について質問いたしました。各中学校では閉校に向けて看板やのぼりを設置し、また記念誌等の編集作業、あるいは寄附金集め等、各地域も閉校、統合を実感し始めているのではないかと思います。垂水中央中開校に向けては準備委員会などを中心に着々と進んでいると理解しております。校旗、校歌も既に決定し、準備態勢は磐石だろうと思っております。

そこで1番目に、開校への進捗状況をまずお伺いをいたします。

2番目に、開校するに当たり、問題点と解決策についてお伺いをいたします。

今の段階で考えられるハード面、ソフト面の問題点もたくさんあると思います。ハード面につきましても、校舎、校庭などの施設整備、スクールバス等の運用などがありますが、さきの大園議員の質問で理解をいたしましたので割愛をいたしたいと思います。

ソフト面につきましても、教職員の配置やPTA役員を選考などが考えられますが、どのような問題意識を持ち、どのような解決策を持たれているのかお伺いいたします。

3番目に、開校式についてお伺いいたします。

冒頭述べましたように、統合は、垂水市の聖域なき行財政改革の大きな事業の1つであります。開校式は、教育委員会の業務の範囲の中で式典を粛々に行われると思いますが、教育委員会の現在の認識、計画をお伺いいたします。

次に、バイオマス実証実験についてお伺いいたします。

さきの全協での地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業に関する報告の説明を受け、個人的には非常に残念な思いをいたしました。あくまでも実験の域を脱し得ない事業だとしても、市長初め、担当課のこれまでの説明を聞いておきますと、厄介者でしかなかった家畜排せつ物、焼酎かす等の産業廃棄物がエネルギーに変わり、堆肥に変わる、一石二鳥を超え、三鳥、四鳥の循環型社会の構築に大きく貢献する事業だと大変な期待を寄せておりました。

テスト後の事業継続については、さまざまな問題点も指摘され、運営上の財政持ち出しも懸念され、議会からは事業継続断念の声が大きかったように思われます。断念については、過疎債での起債が不可能になったこと、燃料費での維持管理経費の相殺が不可能なこと等によると説明をされました。今後の財政負担の可能性を考えると、結果的には譲渡断念の決定はいたし方ないものと判断するところです。

全協で詳細な説明は受けましたが、この本会議場で再度、実証実験の結果報告とプラント譲渡と断念について簡潔に説明をいただきたいと思っております。

また、事業の観点からの報告では、「10倍から15倍のスケールアップで事業性が得られる可能性があることが示唆されました」とありますが、実証事件の共同展開者として、スケールアップで実際にやれる事業であるのか、あるとすれば垂水市として、実証実験の目的と垂水市の役割を正しく評価した上で、他の自治体、団体

あるいは民間に広く公表、後押ししていく考えがあるのかどうかをあわせてお伺いいたします。

最後に、医療と介護についてお伺いいたします。

議案第75号の大隅定住自立圏の形成に関する協定書案の中で、医療について初期救急医療体制の維持・確保、救急医療受診の適正化の項目があり、これに位置づけた格好で鹿屋に夜間急病センターが来春開設される新聞記事が載っておりました。医師不足等の課題はまだ残されているようでもあります。生命と財産を守る行政の使命からはぜひとも参画すべき政策だろうと思われまます。今後、消防組織の広域化も現実化してきます。ちなみに県議会議員選挙も鹿屋との任意合区となります。このような現実を踏まえ、定住自立圏形成は広域化の波とともに避けて通れないと思われまます。垂水市の医療政策の方向性としてどのように救急医療体制の構築に取り組みられていかれるのか、お伺いをいたします。

2番目に、乳幼児等医療費助成制度の現状についてお伺いいたします。

市長の英断で中学生までの医療費を無料にする制度が本年4月からスタートしております。子育て支援、定住化促進等のねらいもある制度だと理解しております。中学生までの助成制度は全国の自治体で2割、鹿児島県内では垂水のみと新聞に報道されておりました。子供たちが心配なく安心して生活でき、財政に極端な負担がかからない制度として運営されれば非常に喜ばしいことだと思っております。月額3,000円を超える自己負担分を助成する制度と理解しておりますが、医療費助成制度の内容について説明をいただき、あわせてこれまでの実績と制度上の問題点について、あればお伺いをいたします。

3番目に、介護保険制度の現状についてお伺いいたします。

まず、垂水市の介護認定者数について、在宅介護、施設介護それぞれの現状の具体的な数字を聞きたいと思ひまます。

また、介護保険発足以来、介護認定方法については何回も改正されてきております。4月の改正では介護度が軽度化することが指摘され、ここまで経過措置が行われております。介護現場と厚生労働省のギャップが浮き彫りにされた改正でしたが、この10月にもまた改正があると聞いております。これらの一連の改正内容について、また市の経過措置等の現状について、わかりやすい言葉でわかりやすく説明をお願いしたいと思ひまます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○教育委員会総務課長（北迫睦男）** 1番目の中学校統合準備の進捗状況についての御質問でございますが、平成22年4月の垂水中央中学校の開校に向けまして、これまで、制服、かばん、ジャージ、体操服等の身の回りのものを決めてまいりました。また、校名、校章デザインは公募により決定しまして、7月には校歌も制作し、先日の市報並びに市のホームページで市民の皆様にお知らせしたところでございます。このように目に見えて選定しなければならないものにつきましては、計画どおり順調に進んでおります。

また、学校長印、学校印等の公印の整備もいたしましたので、今後は校章旗等の作成、門柱の学校名プレート、校舎並びに体育館演台の校章の変更、体育館ステージ幕の補修等を年度末に整備していきたいと考えております。

また、問題点と解決策についての御質問でございますが、ソフト面について多少検討課題がまだ残っております。

生徒会組織、交流計画及びPTA組織・規約につきましては、準備委員会のPTA・生活指導部会の管轄で、以前に開催しました部会である程度協議しておりますが、最終的にまだ決定

しておりません。年内に最終的な事務打ち合わせを行って、4中学校のPTA組織及び生徒会組織がスムーズに引き継がれるよう努力していきたいと考えております。

次に、開校式の御質問でございますが、詳細はまだ詰めておりませんので、先進校を参考にした現状での考え方でお答えさせていただきます。

開校記念式典は、平成22年4月6日の予定でございます。当日は、まず開校式、始業式、入学式の順に予定されるために、大変時間の制限がございます。したがって、開校の式典は教育委員会主催の短時間での行事になると考えております。

内容は、開校セレモニーでのテープカット、開校記念式典では、告辞や式辞、PTA会長や学校長などのあいさつ等中心の式典になるのではと考えております。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 2点目のバイオマス実証実験についての御質問にお答えします。

バイオマスフィールドテスト事業は、これまで御説明してまいりましたとおり、地域の実情に応じた新エネルギーに係る実証フィールドテスト事業として、平成18年度より3カ年実証実験を行ってまいりました。事業の成果として、メタンガスの発生量、精製・圧縮充てん機能、メタンガスの運搬、燃料としての使用という当初の目標に関して、それぞれ十分な成果を得て、鹿児島大学と北海道大学の先生方や民間企業から成る評価委員会でも高い評価を受けたところでございます。

しかしながら、事業性という面からは、精製・圧縮工程で発生する人件費や運搬工程での費用、道の駅での電気削減効果、燃料削減効果が、現状では既存エネルギーに対して効果が上がりにくいことなどから、この実証実験規模では採算性を確保することは困難であることがわかりました。

結果、この事業を継続していくことは、採算性の確保は図れなく将来の財政負担になること、また、この施設における民間資産の購入に係る財源の起債充当は困難と判断されましたことから、現状では本市はこの施設の譲渡を受けられないことを民間各社に伝えたところでございます。

また、民間各社からの無償譲渡による施設利用や、発酵槽部分のみの焼酎かすの飼料化への利用なども検討してまいりましたが、運転経費の問題や焼酎かすの飼料化への利用については課題があり、検討に時間を要しますことなどの理由から、このようなことへの利用についても困難な状況と判断いたしております。

次に、将来的な事業展開に関するフルスケール化につきましては、さきに御報告しましたとおり、現在の10倍から15倍の規模であります。事業化に向けての課題はございますが、スケールメリットを図れますことから、事業としての成立性は高くなると結論しております。

そこで、このバイオマス事業について今後どのように取り組んでいくか、またどのように他自治体へも宣伝していくかという御質問でございましたが、これまで事業を行ってきた日本総研を初めとする企業体によりますと、本市のシステムを参考にして、精製したメタンガスにより公用車を走らせようとする自治体や、今回のシステムと循環型農業とを組み合わせ、地域活性化計画を策定しました自治体もあると聞いております。あとの自治体については、本市にも視察に来られております。

そのほか、これまで精製していない生ガスでの発電事業をしていた自治体が、本市のシステムを利用して生ガスを精製し、これを既存の都市ガスにまぜて使うという実験を本年度から行う企業もあるようです。バイオガスを利用したこのような動きは大なり小なり、本市がこれまで行ってきた地域バイオマス熱利用フィールド

テスト事業による研究成果等がフィードバックされた結果と考えております。

バイオガスの利活用に関する事業は、バイオガスの種類、収集できるバイオガスの規模、利用の用途などいろいろなケースがあり、事業としての成立性という観点からは、本市の実証実験での成果をそのまま利用できる事例は余りないと思いますが、本市の実証実験結果の報告書を参考資料として利用できるようホームページへ掲載することも検討してみたいと思っております。

また、これまでの実証実験での経験や成果などを活用したい自治体もしくは民間企業などありましたら、御相談をお受けしたり、情報の提供を行うなど、バイオマス事業の普及に努めてまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、3番目の医療介護について、まず1番目の救急医療体制の構築についての御質問にお答えいたします。

今回計画しております夜間急病センターの概略を御説明申しますと、鹿屋市では救急などさまざまな医療の問題に対応するため、鹿屋医療センターと鹿屋市医師会との連携・協力により、平成12年から鹿屋方式という地域医療連携がスタートしております。

また、平成13年5月から鹿屋医療センターと鹿屋市医師会に加えて、大隅肝属地区消防組合の3者で協議を行い、大隅地域の医療機関または医師からの二次救急に全面的に対応することや、救急隊が鹿屋医療センターへの搬送が適切と判断した重症患者の受け入れなど、鹿屋医療センターへの救急搬送基準を作成し、大隅地域の一次救急は地域医療機関が、二次救急は鹿屋医療センターが受け入れるという救急システムが構築されて運用されております。

その結果、鹿屋医療センターは二次救急に特化したため、救急医療患者を最初の搬入時から、

疾患に対応した診療科の医師が対応するようになったことから、二次救急患者の受け入れ数が激増しているようでございます。

このように、地域医療機関と鹿屋医療センターが取り組んでいる、一次医療は地域の医療機関で、二次医療は鹿屋医療センターでそれぞれ担当する地域医療連携の鹿屋方式を行っておりますことにも、小児患者の断りとか、小児専門医の受診希望家族とのトラブル、コンビニ受診の増加、診療患者数の増加による開業医の疲弊で経年的にさまざまな問題が発生しており、鹿屋方式での地域医療機関が担う一次医療は崩壊の危機にあることから、今回、大隅地域定住自立圏構想の中で、3市5町の自治体が初期救急医療体制の確立として夜間急病センターを整備しようとするものでございます。あわせて、圏域の救急医療体制を維持するため、救急医療機関の適正受診の啓発を図っていただくものでございます。

なお、今回計画されております夜間急病センターにつきまして、概略説明申し上げます。

名称は、大隅地域夜間急病センター、設置場所は鹿屋市中心市街地に設置、実際のところまだ場所は決まっておられませんけど、中心市街地に置くということでございます。

運営方式は、鹿屋市医師会を指定管理者とする委託運営、取り組み地域としましては、初期救急医療体制の整備については市町村が責任を持って主体的に実施される事項であることから、鹿屋方式の存続のため各市町の協力は不可欠なものとして、鹿屋市、垂水市、志布志市、南大隅町、錦江町、肝付町、東串良町、大崎町の3市5町で行うものでございます。

診療日と診療時間等につきましては、夜間18時から翌日7時まで年中無休とし、平日昼間は各病院にて対応、休日昼間は在宅当番医にて対応することとしております。

診療科目としましては、内科と小児科、従来

の病院群輪番制の内科と、受診者数が多く肝属保健医療圏でも夜間診療体制が構築されていない小児科を加えて行うものでございます。外科に関しましては、比較的初期救急、二次救急の判断が容易であるため、鹿屋市医師会が構築を検討されています医療ネットワークや鹿屋医療センターに搬送するものとしております。

診療体制につきましては、医師、看護師、医療事務で対応するという事になっております。

病院規模につきましては、初期救急医療のみを行い、無床とするということで計画しております。建物面積が80坪程度、駐車場を10台程度、医療設備機器、初期費用、運営費等につきましてはまだ未定のようでございます。

次に、乳幼児医療費助成制度の現状につきまして御説明申し上げます。

子育て支援の一環としまして、本年度から、従来の制度を大幅に拡充し、実施いたしておりますが、制度内容につきまして改めて御説明いたしますと、保険診療に係る自己負担額を0歳児は全額助成し、1歳から中学校卒業までの乳幼児等は自己負担額が月3,000円を超えた分を助成しております。ただし、市県民税非課税世帯は全額助成とするものでございます。

医療費の支払い状況でございますが、制度改正後の4月から6月診療分の医療費と、改正前の直近3カ月分とを比較してみますと、改正後が改正前のほぼ1.5倍になっておるようでございます。制度利用者が着実に増加しているものと思われま。

今後の課題といたしましては、制度の周知とあわせまして、他の医療制度に見られます多受診、重複診療等がないように適正な受診をお願いしていく必要があるかと考えております。

次に、3番目の介護保険制度の現状につきまして御説明申し上げます。

まず、垂水市の介護保険の運用状況でございますが、財政的には、平成12年の制度発足以来、

鹿児島県の財政安定化基金の貸し付けを受けることなく安定的な運営がなされております。また、平成18年に発足しました地域包括センターを中心に、市民の方々からの相談への対応、またここ数年、市町村が監督・指導を行う地域密着型のサービス事業所への指導・助言を初め、保険料を初めとする制度の広報・啓発につきましても円滑な実施に努めているところでございます。

御質問の在宅介護の利用状況でございますが、ここ3カ年の特徴を見ますと、在宅サービスでは、数年前から次々と開設されておりますグループホームや小規模多機能事業所の地域密着型サービス、また福祉用具購入、住宅改修件数等が大幅にふえている反面、訪問通所系サービスや在宅介護支援が減少している状況であるようございます。

また、介護給付費の現状でございますが、これも、在宅サービスが地域密着型サービス事業所の開設等により年々増加傾向にある反面、施設サービスのうち介護療養型医療施設の給付費の減少が見られ、給付費全体としては抑えられているようでございます。

20年度決算では、すべての介護給付費15億2,729万円のうち、施設サービス費6億9,510万円に対し、在宅サービス費が7億510万円と、平成12年の制度開始以来初めて在宅サービスが上回っている状況でございます。

次に、要介護認定についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ことし4月に、要介護認定の適正化のため要介護認定の改正が行われました。これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかという利用者からの懸念を受けて、4月に改正されたにもかかわらず、厚生労働省では4月13日には要介護見直し検証・検討会を設置して、見直しの影響について検証を行うと同時に、検証を実施している期間については、従前の要介護区分によるサー

ビス利用が可能となるような経過措置が設けられております。

垂水市におきましても、更新申請404人の方のうち経過措置を希望する326の方が、経過措置を使って以前の介護度で更新しておられます。

検討会では、認定調査項目のうち、これまで市町村間のばらつきが拡大した項目や要望が多数寄せられた項目を中心に調査項目の修正を図って、経過措置については、市町村や認定審査会への大きな負担となっていることから、9月30日で終了することとなり、10月1日申請分より新基準による要介護認定が適用されることとなります。

今回の主な修正点は、介護の方法や起き上がりの項目などのほか、各調査項目の修正が行われる予定でございます。

なお、ことしの3月以前に比べ、非該当となるケースもあり、新規申請につきましては幾らかの影響が出ているように見受けられております。先週、来月からの認定調査の説明会が開催されましたが、一部はことし3月以前の基準に戻ったものもあり、今後、混乱のないように図っていく方針でございます。

御理解方よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、午後1時10分から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

池之上議員の2回目の質問を許可します。

○池之上 誠議員 御飯を食べられまして元気もあるでしょうけど、眠たくなるだろうと思っております。心静かにまぶたを閉じて聞いていただければ幸いかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、通告書の中に3番目、「閉校式」と書いてありますけど、「開校式」の誤りでございますので、私の過ちではございませんけど、一応訂正をしておってください。

それでは、一問一答方式で通告しておりますので、それに沿ってやりたいと思います。

まず、順番どおり中学校校統合の準備からいきたいと思いますが、進捗状況につきましては、目に見えるものは着実に進んでいると理解いたしました。

今後、開校までそんなに時間がございませんので、目に見えるもの、見えないもの、いろいろ問題もあろうかと思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

問題点と解決策もいろいろありましたけど、ソフト面については、PTA役員とかあるいは生徒会組織とか、これから詰めていかないといけない。一番大きな母体となるのは、中学校は垂中なんだけれども、その垂中に、持ち上がってどうのこうのという意識は通じませんので、新しい学校だと、中央中だということで、すべてを4月の開校を迎えるまでには済ましていかなければいけないだろうと思っております。

そのために準備委員会等がありますので、やっていただきたいんですが、現場は今、閉校式を一生懸命やっております、多分開校式については、もう準備委員会も多分形骸化しているんじゃないかと思っております。その中ではやはり教育委員会の主導というのが一番大きいんじゃないかと思っておりますので、開校まで、教育委員会が一生懸命頑張って段取りしてやっていただきたい。

先進地というか、事例では、PTA総会を暫定の総会を開いて役員を決めたり、そういうことも教育委員会の主導のもとでやられていたということでした。現場サイドは閉校式でなんどころじゃないがということを考えていただいて、その点は要望していきたく思っております。

あと、学校の先生方の配置も、子供たちが新しく中央中に来るわけですけれども、垂中以外の牛根、協和、南、新しく今の2年生、1年生が持ち上がってくるわけですけれども、だれもいない先生たちよりも、そこに何人かその中学校の先生たちがおれば、心強いし、いろんな面でいいんじゃないかと。そこは人事のところですから教育長の頑張りが必要だろうと。

この点については堀添議員も質問の中に書いていらっしゃると思いますので、私は詳細なことは堀添議員のほうに譲りたいと思いますので、一応、問題点については教育委員会主導でやるという気構えでいてほしいと、要望しておきます。

続きまして、開校式ですね、式典は先ほど言われました。開校式、テープカットいろいろ粛々とやられるだろうと思います。その辺についての予算ももう当然考えていらっしゃるだろうと思いますので、開校式についてはいいだろうというふうに思いますが、冒頭言いましたように、統合ということは、好きで統合したわけじゃないんですけれども、行財政改革の一環ですね、そういうところで強制的な面が多分多かっただろうと思います。

そういうところで、今、閉校式も記念事業をやったり、ほかの創立10周年とか20周年とか100周年とか、そういう節目のときも記念事業というのはあるわけですね。開校式で、今の時点で開校式の記念事業を考えているかいらないか、その1点質問します。

○教委総務課長（北迫睦男）先ほど申しあげましたような開校式だけを考えておきまして、その他特に記念事業を実施する計画はございません。新設校ではありませんし、また閉校になります3中学校にも配慮したいというふうに考えております。

○池之上 誠議員 今の答弁で、閉校になる3中学校と言われましたが、4中学校ですね、垂中も閉校になりますので。その点は間違わない

ようにしていただきたい。

であればなおさら、一緒になるわけですから、何かこう一体感をつくるようなそういう記念、どういうことをするというのも私も案はないんですけれども、何か一体感を醸成するような、そういう記念事業を考えたらいいんじゃないかなという思いで質問をしているわけですけれども、これは今のところそういう記念事業は考えてないということでしたが、今からの、だんだん閉校が進み、開校の準備なんかになって、そういう事業はというような話も出てくるかもしれませんので、そういう地域の声、そういう学校の声、その辺を酌み上げてもらって、その点についても教育委員会の主導で、もし要望があれば検討をしていただきたいと思いますと思うわけです。

子供たちにとっても、新設校でもないと言われましたけれども、対等で統合するわけですから、記念品といいますか、スポーツタオルでもみんなやって、一緒の中学校になったんだよという意識をつければ、なおさらいいんじゃないかというふうに思っております。

そういうことをするにしても、やはり開校式じゃなくてそういう記念事業と、記念事業と言うとちょっと大げさですけども、そういうものを買うにしてもお金がないとできないということですので、いろんな意見を聞きながら、もしそういうのがあれば検討していただきたいと思いますと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○教委総務課長（北迫睦男）先ほど3中学校と申しあげましたが、申しわけありません、4中学校に訂正させていただきます。

今の御質問につきましては、今のところ開校記念事業は実施する考えはございませんけれども、関係者の要望がありまして、必要であれば検討してみたいなというふうに思います。

以上です。

○池之上 誠議員 開校までそんなに時間もご

ございません。解決すべき問題もたくさんあると思いますので、教育委員会の主導的な役割を期待をして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、質問のバイオマスの実証実験、これについて聞いていきたいと思いますが、実験自体は十分な成果が得られたという評価委員会の評価もあったということで、垂水のこのデータ等も公開していくというようなことを言われたんだと思いますね。

それはそれである程度の目的が達成したのかなとは思いますが、それまでの、実験が終わった、それであと何というか、これまでの実験の進め方というか、執行部、担当課の実験に対する進め方、その姿勢がちょっとどうかなと首をひねるところがあったもんですから。スケールメリットも図れて、事業の可能性もあるんだということですが、厳しい、本当は厳しいんだろうというふうに思っております。将来性があれば民間企業も手を挙げてやるんだろうと思いますが、そこ辺の動きも余りないんじゃないかなと思います。

そういった流れの中で、それは結果、実験ですからどうのこうのということはないかもしれないけれども、一応夢を見させていただいたということで、我々も本当に一石二鳥、三鳥の事業だというふうに思っていたわけですね。大隅の、畜産の関係の多い大隅地域では非常にすばらしい事業、テストだなということで希望に燃えていたのがありますが、この垂水市が実際その実験に対して幾らの出費をしたのかといいますと、まとめのほうにも113万円ぐらい出したと、それで今度の解体費用が二、三百万円かかるだろうということで三、四百万円の支出があるわけですね、これは見えるお金だと思います。

そのときですね、この事業を今、何年ぐらいやっているかという、3年ちょっとじゃないかと思いますが、その中に、係のそういう費用とか事務の費用とか、見えない費用も結構入

っているんですね。そうした中に、行政というのは夢を見させるのもいいかもしれんけれども、市民の利益につながるようなことをしていかなければいけない、それが一番の目的じゃないかなと思うんですね。そういう面から見たら、今回の三、四百万円という支出があるわけですが、その辺についてはどう思われているかですね。

それと一緒に、事業の決め方、この前、7月28日の臨時議会ですか、あどきに地域経済対策のお金があって全額補助だったんですね、どっか999万6,000円ぐらいのバイオマスについての補正を上げられたと思うんですね。それから9月1日、1カ月ぐらいです。その中で、補正を上げたのにすぐ「もう今回は断念しました」と。1カ月ですね、その中で本当に事業の進め方がどうなんだろうかと、いろんな面を考慮されてそうしたかもしれんけれども、何かこう朝令暮改という言葉はあるかもしれんけど、長い目で見れば、行政の目で見れば、これはもう朝令朝改だというぐらいの期間だと思うんですね、短さだと思うんですね。

そういうところは、庁内で市長初めいろいろと検討されたと思いますけれども、庁内でのそういう検討の結果というか、経過があったのかどうかですね、1カ月の間に。所管課と市長でやられたのか、その辺がわかれば教えていただきたい。そういうところで行政担当課の今回のこの進め方、事業断念までに至るこういう進め方についてはどのような見解をお持ちなのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 御質問にお答えいたしたいと思います。

今回の実証実験期間中に市が直接した費用のほかに、私ども商工観光課の人件費を要しておりますことは、議員御指摘のとおりでございます。

まず、本市がこの実証実験に参加いたしました

た理由について御説明させていただきたいと思  
います。

このことにつきましては、報告書にも記載い  
たしておりますけれども、まず1点目に、バイ  
オマス事業に関しての最新・最先端の知識・技  
術を共有できること、2点目に、最先端のノン  
カーボン技術を間近に見ることは子供たちの環  
境学習としての価値が高いと思われること、3  
点目に、技術の確立が行えれば、これまで堆肥  
化しかできなかった家畜のふん尿にとり、新た  
な活用の方法の可能性を見出せること、4点目  
に、新しい技術の確立ができれば垂水方式とし  
て普及し、本市のPR効果が図れること、この  
ようなことを本市のメリットとして考えていた  
ところでございます。

今回のバイオマスフィールドテスト事業がバ  
イオマス利活用のモデル事例となるよう、今回  
のシステムを垂水方式と名づけて民間各社は、  
この実証実験の成果の共有という目的は当然ご  
ざいますけれども、垂水市のためになるように  
多額の費用を投じ、実験成果を出して、そのた  
めに尽力してくださったことは御理解賜りたい  
と思えます。

今回の実証実験での成果はこれまで御説明い  
たしておるとおりでございますけれども、その  
後の利用として計画した本市での事業の継続に  
つきましては、環境への配慮、化石燃料の高騰  
傾向、新政権におけるエネルギー政策等々考え  
ますと、大変惜しい気持ちが残りますものの、  
これまで御説明しましたとおり、現時点での施  
設の譲渡は受けることは困難というふうに判断  
いたしているところでございます。

支出についての113万円、フィールドテスト事  
業に直接の支出がございました、そのほかに  
今回、解体費用として200万円から300万円ほ  
どの金額を支出したいということで御説明いた  
しておりますけれども、この費用につきましては、  
この事業成果というものは、1つにこのフィー

ルドテスト事業の成果というものが大きく評価  
しているものと思っております。それについて  
の支出ということで垂水市としては、決して少  
ない費用じゃございませんけれども、この程度  
の支出をさせていただきたいというふうに思っ  
ているところでございます。

それと、未利用バイオマスの事業についてで  
ございますけれども、この事業は、バイオマス  
タウン構想をつくるための資料として事業に取り  
込もうとするものでございまして、本市のバ  
イオマスタウン構想は、1つはバイオガスの利  
活用の今後、垂水市が取り組む方向、それとバ  
イオマスを使いました飼料化の検討などをバイ  
オマスタウン構想の主に据えてつくっていこう  
としているんですけれども、これに要するバイ  
オマスの賦存量でありますとかそういうものを  
検証し、飼料化の検討ができるかというような  
ことをこの事業で行おうというふうに行ってい  
ることでございます。

今回の未利用ガスの中で、1つは焼酎かすの  
飼料化をする際の1つのエネルギーとしてバイ  
オガスの現存しております発酵槽を利用できな  
いかということは検討いたしまして、これにつ  
きましては、バイオマスタウン構想の策定委員  
会の準備委員会というのを設けまして、これは  
市の職員、それと民間、養豚業者、焼酎メーカー、  
それと漁協の職員等入っていただいて、2回の  
検討会をやりました。その中で、先ほどお答え  
しましたように、燃料として利活用していくた  
めにはまだ検討課題が多いということで時間を  
要すということを伺ったところでございます。  
このことにつきましては当然関係課との連携が  
ございますので、その辺は調整させてもらって  
いるところでございます。

**○池之上 誠議員** ちょっと話が長くなって、  
私は決定というか、その辺を聞きたかったんだ  
けれども、まあいいでしょう。

意思決定がころっと、ころっと変わってしま

ったということは、見たら、行き当たりばったりの政策をしたんじゃないかなというふうに思うわけですね。だけど、そういうことは陰湿な質問につながっていきますので言わないと思っておりますので、ただ、商工観光課が事業を持ってきてやっているのはわかっております。猿ヶ城の観光開発もそうだし、高峠のユズもそうだし、いろいろ事業を展開されているが、その頑張りは認めたいと思いますが、このような今回のこういう事例があるわけですね。だから、もうちょっと基本はみんなの市の利益につながるようなことをやっていただきたいというふうに要望をして、この問題は、商工観光課に対して問題は終わりたいと思います。

今回の事業で先ほども言いましたように一石二鳥、家畜のふん尿等がエネルギーに変わるといようなことで、本当に循環型社会には最適な事業だというふうに思っておりますので、私も「頑張れ、頑張れ」と言ってきた口なんですけれども、そういう中で、家畜のふん尿に関して言えば、今、農林課でやっている資源リサイクル畜産環境整備事業ですか、それがまだ今、継続中だろうと思っております。これも結構そういうふん尿等の処理には有効な事業だと思っておりますので、その点について現在の状況等、その辺を農林課長のほうに答えていただきたいと思っております。そしてあと環境保全、その辺を含めてちょっと聞きたいと思っております。

**○農林課長（山口親志）** 池之上議員の資源リサイクル畜産環境整備事業についてお答え申し上げます。

この事業は一般質問でも取り上げていただきまして、重複するかもしれませんが、平成18年度より地域環境に配慮した畜産経営を行うため実施し、事業主体は財団法人鹿児島県地域振興公社で、事業費約10億円の予定で18年度から進めております。5年ぐらいの計画で市内の希望者の畜産農家の整備を行っていく予定でありま

したが、事業費の関係、それからあわせて本年度までの4年間で事業が終了ということになっております。

それでは、今までの事業をしたところの経緯について回答いたします。

平成18年度で1カ所、牛農家です、1,500万円。平成19年度で3カ所、牛農家1件、豚農家2件の7億円。それから平成20年度1カ所、牛農家の1,500万円です。本年度は最終年度に当たりますが、4カ所で、牛農家が1件、豚農家が3件の約2億6,900万円の予定でこの事業を推進してまいりまして、本年度で終了するところです。

あわせて、先ほど最後のほうにちょっと言われましたけど、公害防止協定等の話も出てくると思いますが、そこあたりはやはり生産者、地域の重要な協定でありますので、この協定についても行政が推進をし、また遵守していくつもりで、公害防止協定についてはそのような取り扱いでこの事業を進めていきたいと思っております。

**○池之上 誠議員** ありがとうございます。

いろんな環境問題が出ております。身近なところではそういう畜産の問題も結構出ておりますので、その点については農林課あるいは生活環境課連携して取り組んでいただきたいと思っております。そういう要望をして、この問題は終わりたいと。

4回目の質問は、市長もあるんですか、時間がありません、余り長くならないように。

**○市長（水迫順一）** バイオマスの件ですね、結果としてスケールメリットがなかったと。それと民間がなぜ引き継いでくれなかったかというのは、本当に3年前の景気と今の景気がかなり本体自体がですね、民間4社も、3社もですね、4社の中の3社あたりが引き継いでくれるものと思っておりましたが、本体自体が非常に厳しく経営がなってきたおる。ですから、今の環境ではなかなか引き継げない、それでスケー

ルメリットを出せばこれはやれるんだという話は真剣に受けとめております。

それと、誤解があるといけませんのでひとつ説明をさせていただきますが、今度予算化した約1,000万円というのはバイオマスタウン化をしようということでございますので、これからの垂水を本当に環境型社会の中でどういうふうにしていくかというプランでございますから、ですから、そのバイオマスの実験自体も当然検討の1つには入りますけど、その他多くを検討して、今後の垂水市のバイオマスをこういう方向でいこうと、そういう計画をつくっていこうということでございますから、直接関係はございませんので。

**○池之上 誠議員** 補正に関しては理解したいと思っております。

続きまして、最後、医療と介護、もう時間がございませんので簡潔に答えてください。いいですか。

最初の救急医療体制の構築、あと乳幼児医療費の助成ですね、本当に垂水市の戦略的な政策だと私は思っておりますので、担当課としては市内外に公表を、あるいはPR、そして定住化促進につながるような動きに持っていただきたいということで、これは要望をしておきたいと思っております。

続きまして、介護保険ですね、一次認定の諸問題が結構ありまして、経過措置が326ということですね、改正しても改正にならなかったような4月の改正だったということで、また戻ってくるだろうと思っております。

その中で、在宅が支出のほうで7億円ばかりになって、施設の介護を超えたというようなところで、一番の問題というか、介護を認定する調査員がいらっしゃいますよね。そういう方たちが介護認定のところで来られるわけですけども、その調査日の日程とか時間とか、本当に介護を必要とする方が本当に一番悪いとい

うか、いいというか、どの辺を基準にして来るのか。それはいいときもあれば悪いときもある、波があるのがそういう要介護の方たちだろうと思っておりますが、その点についてはどういうふうな指導というか、方法で臨んでいらっしゃるかですね。本当に目視だけで判定するのか、あるいは介護の家庭の家族の方たちの話も聞き取りもされると思いますが、その辺についてはどの程度まで参考にされるのか。一次認定ですね、介護認定調査員の取り組み、垂水市の取り組みあるいは指導方針、その辺について簡潔にお答えください。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 議員の質問にお答えします。

在宅介護の認定方法に問題があるということでございますが、在宅であっても施設入所者であっても認定調査の方法は同じでございます。ただ、介護者が常時いる施設と、介護の量に差が出るのは事実であるようでございます。

認定は、要介護認定等の基準時間、介護の手間より判断されるものであるため、同じ身体状況であっても、本人に係る介護の量に差異が生じているようでございます。

認定調査員につきましては、面接に行ったとき、いつもより頑張って我慢してできるようにするのはと、そういう指摘もございますが、実際その日にできたとしても、日ごろの様子は聞き取りをしております。現在の調査では、見たままをチェックするとなっておりますが、その日にできればできると判断されます。日ごろと違えばその様子を特記事項に書き、審査員の判断にゆだねることとなっております。

改正があります来月からは、日ごろの様子から判断することとなるため、その点は修正されていける予定でございます。

**○池之上 誠議員** 3分前となりました。

いろんな方が、今から高齢化社会になっていけば介護もふえてくるだろうということで、本

当にそういう施設あるいは在宅介護にしても、やっぱり訪問看護、ヘルパーさん、あるいはそういう往診ですか、訪問診察、そういうマンパワーというか、そういう本当にそれに携わる人たちの数が充足しているか、この垂水市に。その辺をどう思われているか聞きます。

そして最後に、そういうのが今後、深刻な問題になってくるだろうと。医師の問題にしてもですね、少なくなってくる、無医村が出てくるというような問題も出てきておりますので、垂水市も過疎化の波に乗っておりますので、多分そういうときが来るだろうと思っております。その辺についての将来の展望、そしてそれに対してどうしていくか、簡潔に、あと2分ぐらいありますのでよろしくお願ひします。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** ただいまの質問に、ヘルパー、往診など在宅介護の問題点につきまして、市内の高齢者を取り巻く社会環境、生活様式の変化は、介護に対する考え方や価値観についても多様化しているのが現状でございます。特に、在宅介護を行っている家庭の中には高齢な介護者がいます。老老介護も発生しております。これについては今から行政のできる範囲で対応していきたいというふうに思います。

最後の問題ですけど、鹿児島県の地域ケア体制整備構想から、高齢者ができる限り住みなれた地域で、自立し、社会参画しながら、かつ尊厳を持って安心して暮らしていける地域社会の実現というのがございました。私どももこの事業を通じましていろんな問題をとらえております。垂水市の医療がこの10年、15年の間に疲弊していくのはもう間違いない事実であるように思っております。私ども担当課としましても、医療と福祉、介護の連携を積極的にとって、体制整備を行っていききたいというふうに思っております。

**○池之上 誠議員** 最後は慌てさせました。済みませんでした。

これで終わります。ありがとうございました。

**○議長（川尻達志）** 次に、16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

**○川畑三郎議員** 9月に入っても夏本番を思わせるような暑い日が続いております。雨らしい雨もなく、垂水市特産のキヌサヤ、インゲンの植えつけなどが心配されております。ところによっては川に水が流れず、今、一番水が必要とする稲作の被害がなければいいのですが。去年は雨が多過ぎて植えつけがおくれたりいたしました。ことしとは正反対の天候であり、今後ほどよい降雨があることを祈るものであります。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず最初に、漁業緊急保証制度について。

燃油高、資材高騰や魚価の安値などの影響など、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている中、資金繰りに苦勞している中小漁業等の経営維持安定のため、国の21年度補正予算により緊急保証の支援を行うようになりました。漁業にも適用されることで垂水市内の養殖業者にとっては大変ありがたい支援であります。この保証制度について説明をお願いいたします。

国が一時事業を凍結していた国道220号早崎改良事業は、6月16日大隅河川国道事務所に現地凍結解除の意見書を提出し、地域を支える経済道路であると事業の再開を認めたところでありましたが、再開の決定がなされました。地元住民を初め、垂水市にとってもありがたいことであります。

そこで、早崎改良工事と海潟拡幅工事について今後の推進計画はどうなっているのか、わかる範囲で御答弁をお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

**○水産課長（塚田光春）** 漁業緊急保証制度についてお答えいたします。

この制度は、近年魚価の低迷や餌飼料の高騰、消費の落ち込みなどにより、漁家経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。さらに、昨年の燃油高に続く資材高騰や魚価安、未曾有の金融不安等の影響から、資金繰りに窮している中小漁業者等における漁業活動の維持のために設けられた制度でございます。

そしてこの制度は、中小企業緊急保証支援策と同様の緊急保証支援を行うこととされ、総額1,200億円規模の緊急保証枠を通常の一般保証とは別枠で新たに設定されたものでございます。

制度の内容を具体的に申し上げますと、事業対象者は、中小漁業者、水産加工業者等で、漁獲金額の減少や利益率が低下している者としております。これには認定要件が4つほどございまして、1つは、直近の漁期の漁獲金額が前年同期に比べ3%以上減少していること、2つ目は、燃油、飼料、原材料等のうち漁業支出に占める割合が10%以上であるものの、価格が前年同期に比べ10%以上上昇しているにもかかわらず、魚価等に転嫁されていないこと、3つ目は、直近の漁期の利益が前年同期に比べ3%以上低下していること、4つ目は、直近3カ月間の販売利益が前年同期に比べて3%以上低下していることとなっております。そして、これらの認定要件は漁業信用基金協会が確認することとしております。

保証対象は保険の対象になる全資金で、保証限度額は2億8,000万円とし、その内訳としましては、担保があれば2億円、担保なしでも保証人があれば8,000万円、無担保・無保証人でも1,250万円となっております。出資金は、会員としての出資金以外は不要となっており、保証期間は、融資期間と同じで最長15年間でございます。保証割合は100%で、保証料は0.8%以下で、事業期間は来年の3月末までとなっておりますが、3月上旬で引き受けを締め切ることとしております。

以上が漁業緊急保証制度の趣旨と内容でございます。

○土木課長（深港 渉） 続きまして、2点目の国道改良事業につきまして今後の事業計画を、所管であります国土交通省大隅河川国道事務所におきます公表と、同事務所より回答されたことをお答えいたします。

まず、早崎改良でございますけれども、市長の諸般の報告でもありましたが、今回の凍結解除に係る議会よりの陳情書提出や、地元振興会並びに垂水市漁協関係等からの要望書提出につきまして、地元の熱い思いのたまものによりますことと改めまして担当課として感謝申し上げますとともに、引き続き早期の完成を要望してまいりたいと考えております。

今後の早崎改良の事業計画でございますけれども、この早崎改良につきましては、まず、地区を小浜地区と、それからトンネルを含みます脇登地区とに分けてまして推進されていくこととなります。

今年度は近々、小浜地区におきます用地幅ぐい設置のための説明会、並びに脇登地区におきましては、特にトンネルの工法、それから構造等の設計に係ります地質調査のための用地の立ち入りのための説明会が開催される運びとなっております。

その後、今年度中に小浜地区におきましては詳細な用地調査、これは買収のための面積確定作業等も含まれております。それや、脇登地区におきましては地質調査が実施される予定と聞いております。したがって、特に脇登地区におけるトンネル計画につきましては、その位置や工法、それから構造等はこの地質調査の結果によりまして検討されることとなります。

以上のようなことから、早崎改良における小浜、脇登両地区の路線改良に伴う用地買収や工事着手は22年度以降になるものと思われております。

なお、現トンネルから小浜方面へ約100メートル行きましたところの右側斜面につきましては、のり面の崩壊対策工事の用地面積等の確定が凍結前に既に完了しておりますので、今年度中に用地買収に着手される計画でございます。

次に、海潟拡幅でございますが、この事業は21年度、つまり今年度で完了地区とされておりました、現在行われております用地買収が完了次第、計画事業の残った延長であります岡バス停先から鶴田川先の市道取り付け部までの延長400メートル、幅員や構造的には既に完了しております地区と同様の工事が実施される計画でございます。ちなみに、標準的な総幅員が15メートル、両側3メートル歩道で車道が9メートルといったような構造になるということでございます。

この海潟拡幅工事の工事発注時期につきましては、現段階では確定しておりませんが、先ほどのとおり今年度予算でございますので、当年度工事として発注される予定と聞いております。しかしながら、当年度も残りが少ないことから、完成までは繰り越しになることも予想されるところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 漁業緊急保証制度についてでございます。皆さん御承知のように大変漁業者については、厳しい経営状況が続いているところでもあります。垂水市といたしましても、いろんな資金の融資もしたところですが、なかなかそれに追いつかないといったところで、魚価も安いというようなことで、厳しい厳しい経営が続いている中であります。しかしながら、値段的にも今のところ幾分上昇してきておりました、これからが楽しみなところなんですけれども、えさ代とか資材の高騰などでまだ資金が足りない、不足しているということがもう皆さんの業者に、牛根漁協も垂水市漁協も一緒だと思っているところです。

そういった中で、今度の補正予算で緊急保証制度が補正予算で通ったということで、今、漁協としてもそれについて、信漁連と一緒に聞いて聞き取り調査をしているということを知っているところです。大変いい制度でありまして、15年の期間で据え置きが2年というようなことでございます。金額的にも、今、水産課長のほうで説明があったようですけれども、多くの金額が、当てはまれば多くの金額を借り入れることができる、15年で返済ということになって、大変これからの経営がうまく軌道に乗せられるのではないかなと私は考えているところです。

そういった中で、制度の趣旨と内容についてはいろいろお聞きいたしました。今後やっぱり心配されるのは、この前の衆議院議員の選挙の最中にも森山先生の中で、この制度についての利子補給について少し伺ったわけですが、今、これからの9月の県議会において利子の補給がなされるということでもう提案されているのではないかと思います、それらの補助等を含めて、この金利についてわかっていたらお知らせいただきたいと思っております。

それと、1,250万円以上の方については原則として1名の連帯保証人をしてもらうということになっているようでございます。担保はなしということでありがたいわけですが、保証人の取り扱いですが、65歳以上の保証人については、また後継者も保証に値するというようなことをちょっとメモで見たわけですが、この債務者の保証人の取り扱いについてもわかっていたらお願いしたいと思っております。

それと、皆さんも御承知のように、きょうもでしたけれども、南日本新聞に載っておりました。厳しい漁業の養殖の中で、カンパチの稚魚を中国のほうから輸入するわけですが、それについて鹿児島県が垂水市にその施設を多くのお金をかけてつくりたいということが、きょうの新聞にも載っておりました。昨日

のテレビでも報道をされて私も見たわけですが、その前には、1面に垂水市のほうにカンパチの稚魚の施設をつくるということが載っております。垂水市にとりましては、この厳しい漁業を取り巻く中で大変私は朗報ではないかと思っているところです。

市長におかれましても、いろんな面で両漁協に対して応援をされているわけでございます。そういった中で、市長もこの緊急保証制度について、牛根漁協、垂水市漁協の役員の方と、森山先生を先頭にして国のほうにも陳情に行かれた経過がございます。そういった中で、この保証制度もですけれども、今後の垂水市の漁業に対する市長の思いを少しお話ししていただきたいと思っております。特にカンパチの生産施設ですね、これには大変私は朗報だと思っておりますので、これを含めた市長のお考えをお願いしたいと思います。

それと、国道改良事業については、今、土木課長のほうから丁寧に説明していただきました。海潟の拡幅工事が今年度、21年度で終了するということであるようですけれども、発注の時期がずれそうで繰り越しになるだろうというような予想ですけれども、何しろ、早い遅いは別にして完成することが大事でございますので、ひとつ今後いろんな面で国土交通省とも連絡とりながら、ひとつ頑張りたいと思っております。

早崎改良は、皆さん御承知のとおり小浜のほうで国土交通省のほうに陳情したわけですが、皆さんが大変出席していただいたわけですが、最後には桜島の灰まで憤って灰を降らせてくれましたけれども、その結果がどうか分かりませんが、市長が先頭に立ってやったわけで、地元の漁協、住民の皆さん方も出席していただきました。これがまた事業が再開されるというようなことになりまして大変うれしく思っているところです。

これについてもまたいろいろ、トンネルの分についてはまだ決まっておられませんですけども、逐次わかりましたら、またいろんな方法で住民の方々にお知らせするようによろしく願っていたと思います。

それと、この海潟拡幅工事の中で、今、まだ海潟の和田石油店の前の歩道、それと海潟ローソンの手前の歩道と、まだ工事が進んでいない箇所があるわけですが、この辺についてはどうなっているのか、国土交通省にお聞きなされたと思いますが、その経過を少しお知らせしていただきたいと思っております。

2回目を終わります。

**○水産課長（塚田光春）** 川畑議員の御質問の2点ほどについての質問にお答えいたします。

まず、この事業の貸付金利についてでございますが、基準金利は2.95%であります。今現在、県の9月議会でこの事業に利子補給として0.22%するように提案しておりますので、これが成立しますと、貸付金利は2.73%になる予定でございます。

次に、保証人についての質問でございますが、借入額が1,250万円を超え8,000万円以内の場合、原則として1名の連帯保証人を必要とします。そこで御質問の、もし債務者が65歳以上の個人である場合は、後継者などの連帯債務者と連帯保証人が必要になります。もし後継者がいない場合、従業員でも連帯債務者になれるとこのことを県漁業信用基金協会よりお聞きしているところでございます。

**○市長（水迫順一）** 川畑議員の2回目の質問の中で、「カンパチの完全養殖へ」という新聞が4日の日に朝刊に載りました。その件に触れられての質問にお答えをしたいと思います。

このことは非常に今、カンパチの稚魚が皆さん御存じのように海南島を中心にして中国からの輸入に頼っておると、ほとんどが中国から輸入だということは、非常に危険な一面、リスク

を持っての養殖が継続しておるといことだろうと思ふんです。どうしてもやはり消費者が安全・安心な面を追求されてきておられますので、やはり完全国産化の中で安心・安全を証明できるような商品を持続的に提供していくということが今後のカンパチ養殖にも非常に必要だと。そういう意味で今回、県のほうで組んでいただきました補正、10億1,900万円という多額に及んでおるわけでございますが、このことはさっき言いました、このことは大変ありがたいことだと、そういうふうには思っております。

そしてまた、当市にあります県の水産試験場跡地がかなり老朽化してきております。あそこは温泉も良質な温泉が出ております。温泉熱を利用した効率的な種苗の育成というのは可能なわけでございますので、ここを利用して、本当に輸入一本やりの稚魚の種苗の獲得から、本当に一部は国産でできるんだということを表明できるということは、大変輸入にとっても有利に働くんじゃないかと、そういうふうには思っておりますし、当市にとっては、本当に老朽化して、もうなかなかこれ以上利用できないのかなと一部心配をしておりましたけど、これで手を入れていただいて、さらに充実した設備になるということは非常にありがたいと。そしてまたそれに伴う雇用も発生すると、そういう意味からも非常にありがたいと。

ですから、そういう面ではいろんな面でこの事業は助かるわけでございますが、知事初め、いろんなところにまた今後引き続いての事業展開に一生懸命努力をして、要請していくことに一生懸命頑張っていかなければいけないなど、そういうふうには思っております。

漁業の緊急保証制度についても一言というようなお話でございました。このことも本当にありがたい、もうあと待たがきかないと、本市の基幹産業でありながら非常に経営が大変な状況に追い込まれているという意味では、いろん

な関係者の御協力があつてこのことができたということはこれも非常にありがたいなど、そういうふうには思っております。

早崎改良につきましては、当初土木課長が申しましたように、議会も大変な御貢献をいただきました。みんなの力でこれができたこと、これも非常にありがたく思っております。

**○土木課長（深港 渉）** 国道改良に関連しました2回目の御質問にお答えいたします。

まず、国道改良におきます市民への事業計画等の周知のこととございますけれども、今もありましたとおり、先ほどの凍結解除に係ります議会あるいは振興会、あるいは漁協関係ではお礼的な文書ということでお配りしているところでございまして、その中で若干今後の推進計画等も示しているところでございます。今後も、国交省よりの公表できる情報等がございましたら、できるだけ市報やホームページ等を活用しまして、市民への広報を図ってまいりたいと考えております。

また、御指摘の和田石油前とローソン手前の右側歩道の2カ所の未完成のこととございますけれども、本箇所の整備方針につきましては以前に大隅河川国道事務所よりお聞きしておりますので、その要旨をお答えいたします。

御指摘のこの2カ所につきましては、いわゆる行政が直接立ち入れないような民事等の問題点もありまして、用地が取得できずに未施行となっておりますけれども、特に歩道部分でございまして、歩行者の安全性の観点から引き続き用地協議等を推進して、整備をぜひとも実施したい意向であることは確認しているところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 大変いい御答弁をいただきましてありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（川尻達志）次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

総選挙中全国を走り回った鳩山由紀夫氏にとって最も記憶に残る場面があったそうです。青森県八戸市で演説していたら、前列にいた女性が泣き出したそうでございます。話を聞くと、「仕事が見つからないので帰省した息子が35日前に自殺しました。こういう政治を何とかありませんか」と言われたそうです。鳩山氏は言葉を失ったそうです。

今回の選挙を菅直人氏は「これは鉄砲を使わない1票革命」と言い、麻生氏は「自民党への不満の集積」と言われました。いずれにしても、国民の怒りが自民党支配に終止符を打ったことは間違いないのではないのでしょうか。しかし、「民主党も国民の熱気にこたえられなければ、次の衆議院の選挙で今回の自民党のような末路が待ち受けている」と朝日新聞の星浩氏は語っておられました。ほかの論説委員の1人も「自民党の再生には4年かかる」というふうにも言われております。私たち国民にとりまして一人一人の1票で政治が変えられたことが実感できたのではないのでしょうか。

早速質問に入ります。（発言する者あり）ありがとうございます。

まず、新型インフルエンザについてですが、厚生省は8月28日、新型インフルエンザの今後の患者数の推計を初めて公表しました。それによると、国民の2割が発症すると想定し、その場合、約38万人が入院し、約3万8,000人が重症になり、ピーク時には1日76万人が発症する見込み、現在は流行が拡大し始める初期段階にあると見られているとなっております。垂水市の対策はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

次に、定住自立圏構想についてでございます

けれども、鹿屋市との提携によるメリットはどのようなものが考えられるのか。また、常に対等・平等でなければならぬと考えますが、この条件をつくれるのか教えていただきたいと思っております。

次に、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社についてお聞きします。

牛根麓で12月操業開始ということでございますけれども、雇用はどのくらいなのか。また、垂水市に与える経済効果と支援策は何が考えられるのか、教えていただきたいというふうに思っております。

これで、最初の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）ただいまのインフルエンザの垂水市の対策についてお答えします。

8月流行期を初めとして、10月上旬ごろ新型インフルエンザの流行が最大になると予想されております。そのことを想定した垂水市の新型インフルエンザ対策について御説明申し上げます。

最初に、予防策でございますが、国・県等の情報の収集など積極的に行い、市民への周知・啓蒙を図っております。方法として、市報たるみずによる広報、集会施設等にポスター等の掲示、防災無線による広報活動、健康教育の実施など、また各学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等における予防・蔓延防止策など、適時情報提供を行っておるところでございます。

また、インフルエンザ様の症状のある患者の受診方法についても、垂水市医師会や各医療機関、鹿屋保健所との協議等を行い、市民に広報・周知しておるところでございます。

また、流行時に備えて、インフルエンザ対策用備蓄資器材の準備もいたしております。内容としまして、感染者の搬送等に係る感染防護衣2,350枚、感染防止用ガウン100枚、感染防止用N95マスク1万6,480枚、サージカルマスク3万

7,800枚、無気孔ゴーグル60個、皮膚赤外線体温計ほか、手指消毒用アルコール等の消毒薬等を準備しておるところでございます。

次に、ワクチンの接種についてでございますが、最初に、季節性インフルエンザの予防接種の実施について、現在、積極的に接種を進めておりますが、製造量が昨年の2割程度と減産されていることで絶対量の確保は難しい状況であり、早目の申し込みが必要であると考えておりますが、先ほど尾脇議員のときに説明しましたように、各医療機関での申し込みはもうほとんど終わっているようでございます。

次に、新型インフルエンザワクチンにつきまして、国内では4社がワクチンの製造に当たり、年末まで1,300～1,700万人分、2月末まで製造を延ばしても最大3,000万人分の確保が限度とされているようでございます。厚労省が必要としている分につきましては、先ほども言いましたように5,400万人分で、不足につきましては海外からの調達を考えているようでございます。

新型インフルエンザワクチンの市場流通が早いもので10月の下旬ころの見通しがあるようで、流行のピークと見られます10月上旬には間に合わない可能性があるということでございます。

また、強毒性インフルエンザH5N1が流行した場合の対応策としまして、垂水市では保健所管内の市町村に先駆けて垂水市業務継続計画を策定しており、今回はその計画を弱毒性に切りかえ、実践可能に改訂し、準備しているところでございます。

以上です。

○企画課長（太崎 勤） 2番目の定住自立圏構想についての御質問にお答えいたします。

鹿屋市との協定締結によるメリットでございますが、大隅地域を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化が進行しており、これらを背景とする基幹産業である第一次産業の担い手不足等により、地域の産業構造が脆弱化している厳しい

状況にあることなど、多くの課題を抱えております。定住自立圏構想は、圏域一体となった地域の活性化を図るため、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から推進していく施策であります。

また、自治体が単独で完結した行政サービスを継続的に提供していくことが、過疎化の進展や産業の低迷等に伴う厳しい財政状況などにより、困難となってきたことなどから、経済圏や生活圏をともにする自治体が連携して、住民の暮らしに必要な生活機能を確保し、中心市は集積した都市機能を提供することで圏域全体の活性化を図るもので、このような取り組みを協定締結することは本市にとっては大きなメリットでございます。

今議会に提案しております定住自立圏形成協定書案の取り組み内容は、夜間急病センターや救急医療電話センターの救急医療体制の維持・確保や、畜産飼料自給率の向上、バスネットワークの構築、スポーツ合宿や観光に関する情報システムの利活用による交流人口の増加により、地域経済の活性化など図れるものでございます。

また、中心市である鹿屋市と周辺市町の垂水市を含む構成市町とは、それぞれに双方の市町のメリットが協定締結への判断材料の1つとなり、一対一の対等・平等な協定を堅持し、今後もしっかり取り組んでまいります。

引き続きまして、3番目のグローバル・オーシャン・ワークス株式会社の御質問にお答えいたします。

当会社の事業計画書によると、事業開始時の従業員体制は、正社員12名、パート12名の合計24名でございます。雇用は、ハローワークを通して地元新規雇用を行う予定となっております。また、消費の拡大に伴い、生産量が増大する場合の従業員体制は、正社員15名、パート20名の予定となっております。

次に、本市に与える経済効果及び企業への支

援策でございますが、まず、1つ目の本市に与える経済効果でございますが、地域の雇用の創出、それに伴う人口流出の防止、養殖ブリ生産業者の経営安定化、市税等の増収、地元商店等での消費、地域行事への参画による地域の活性化等、地域経済の浮揚・発展に貢献するものと期待をいたしております。

次に、企業への支援策であります。本市におきましては、企業等立地促進条例に基づく補助金として、新規の地元常時雇用を条件に事業所設置に対する補助と雇用に対する補助、市産業開発促進条例に基づく固定資産税の課税免除または奨励金の交付、鹿児島県におきましては、県企業立地促進補助金として設備投資と新規雇用に対して補助金が交付されます。また、県の条例の規定に基づき、県税の課税免除等の適用が受けられます。

国におきましては、事業所の設置・整備に伴う費用及び雇用者数に応じて一定額を助成する地域求職者雇用奨励金等の制度がございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 再質問をいたします。

新型インフルエンザでございますけれども、今、対策をいろいろ述べていただきましたけれども、例えば患者が多数発生した場合ですね、集団で発生するとか、そうした場合にはどう対応されるのか、そういったときのベッド数、それから人工呼吸器は足りるのかお聞きいたします。

次に、定住自立圏構想についてでございますけれども、自立圏構想の財源はどうなっているのか。例えば今度の夜間急病センターあたりのハード面は鹿屋市が担当すると思うんですけれども、その辺のところの財源はどうなっているのか教えていただきたいというふうに思います。

それからグローバル・オーシャン・ワークスについては、地元雇用ということで大変期待をいたしております。市のほうもいろいろ支援策

を考えておられるようでございますので、今後のこのグローバル・オーシャン株式会社の発展することを祈りたいというふうに思います。答えは要りません。

以上で、再質問を終わります。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 市内の患者発生について、その場合、市としましては、通常の業務体制を維持しながら、市民に必要なサービスの提供を行うというところでございます。感染拡大防止と正確な情報提供を行うなど、市が作成しました垂水市新型インフルエンザ対応マニュアルと、あわせて垂水市新型インフルエンザ業務継続計画に基づき対応したというふうに考えております。

御質問の人工呼吸器につきましては、垂水中央病院に9台、垂水徳洲会病院に4台の所有を確認しております。重症患者に対応するものと考えております。

ベッド確保につきましては、季節性インフルエンザと同じ扱いをするようでございます。各診療機関のベッドの有効利用を考えておるところでございます。

以上でございます。

**○企画課長（太崎 勤）** 2回目の定住自立圏構想推進の財源についての御質問にお答えをいたします。

平成20年度、中心市に対しまして地域活性化・生活対策臨時交付金約1億6,000万円が交付され、鹿屋市が定住自立圏形成推進基金として積み立てており、平成23年度までに圏域の取り組みに充当することとして説明を受けております。

また、平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、中心市の鹿屋市に上乘せ分として約7,000万円の内示があったところでございます。この生活対策臨時交付金は9月締結見込みの協定に関する事業に約4,000万円程度充当される見込みでございます。

ほかに、地域公共交通の政策分野の取り組み

であります鹿児島中央駅一鹿屋間の直行バスの運行に伴う費用負担につきましては、鹿屋市が国の地域公共交通活性化・再生総合事業による補助金を活用し、鹿屋市が負担するものでございます。

次に、定住自立圏に対する包括的な財政支援措置として、中心市の鹿屋市に対し年間4,000万円程度、垂水市等の周辺市町に1市町当たり年間1,000万円程度を基本に特別交付税措置が予定されております。

ほかに、定住自立圏の施策・事業について、各省庁等が横断的に支援することとされており、国の補助制度等を充実・創設するなどして、優先採択等の優遇措置が行われることとされております。

先ほど質問がございました夜間急病センター、医療関係につきましては今のところ検討中でございます。

以上が、定住自立圏構想推進の現段階における財政支援措置でございます。

以上です。

**○森 正勝議員** 再々質問をいたします。

新型インフルエンザについては、妊婦さんや就学前の幼児がインフルエンザ脳症や重い肺炎などを起こして重症化しやすいので、早期投薬が必要だと思っておりますが、抗インフルエンザ薬の備蓄は国と県で4,580万人分あるそうですけれども、垂水市内の備蓄はどのくらいなのか。また、ワクチンの接種の優先順位はどうなっているのか教えていただきたいというふうに思います。

それから定住圏構想については、今言われました鹿屋市の基金、それから周辺市町の交付金、このようなものをどのように引き出すかというのが重要じゃないかというふうに考えるんですけれども、そういう考えでよろしいのか。

それからまた、この定住圏構想の根底に、合併あるいは道州制への基礎自治体づくりという

のがどうも見え隠れしていると思うんですけれども、その辺のところはどうなのか、どういうふうに考えるのか教えていただきたい。

以上です。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 議員御質問の抗インフルエンザ薬、タミフルとリレンザの備蓄でございますが、国には4,587万人分ほど備蓄を完了しているということでございます。本市では、先週中ごろちょっと確認いたしました本市の抗インフルエンザ薬の備蓄状況でございますが、中央病院、医療機関、調剤薬局でタミフルが288人分であるようでございます。不足した場合の調達につきましては、随時可能ということでした。

ワクチンの接種優先順位につきましてはですが、先ほど議員言われたように、患者を診察する医療従事者、妊婦、1歳未満の乳幼児の両親、1歳から就学前の幼児、基礎疾患を有する者、全国で1,900万人対象としているようでございます。本市におきましても、国の指針に基づきワクチンの優先接種を行うということでございます。

以上です。

**○企画課長（太崎 勤）** 中心市の鹿屋市に交付された交付金は、今後、圏域で取り組む事業に充当することとされているとの説明を受けております。

また、平成の大合併については、新合併特例法が失効する平成22年3月末に終了するという国の見解でございます。

しかしながら、各自治体においては、人口減少や過疎化の著しい進行に加え、財政環境の悪化等により、完結した行政サービスを持続的に提供していくことが困難になってきており、このような状況を踏まえ、国は、これまでの広域行政圏にかえて、複数の自治体が協定による明確な役割分担のもと生活機能を確保し、都市機能を充実することで、中央と地方の格差を是正する新たな広域行政の仕組みである定住自立圏

構想を推進しているところでございます。これは、各自治体の資源や特性等を踏まえた広域連携策でございます。

したがって、定住自立圏構想は、あくまでも新しい広域行政の仕組みであることから、新たな合併の布石となるものではございません。

なお、総務省が定めました定住自立圏構想推進要綱におきましても触れられておりません。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 議長、もう1回質問してもよろしいですか。もう1回します。

最後の質問をいたします。

新型インフルエンザについては、要望ということで答えは要りません。

輸入ワクチンについては、ギラン・バレー症候群というような副作用があるようでございます。日本の製造能力は1,300万人から1,700万人分だそうですが、「今回のワクチンの接種は義務ではなく任意とする」というふうに厚労省は言っておりますので、この輸入ワクチンは垂水市では使用しないでほしいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、生物資源研究所の根路銘所長という方がこの流行拡大を防ぐ特効薬を開発されているそうです。センダンの木から取り出したエキスを噴霧液にして、学校や病院、交通機関や自宅にまけば感染拡大を防げるそうでございます。9月下旬に実用化されるそうですので、参考にいただければというふうに思います。

定住圏構想でございますけれども、市長に3つの点を確認したいのでお伺いいたします。

まず、定住圏構想が進んだ場合に、合併への選択はないということをはっきり申し上げることができるか。

それから2つ目が、この定住圏の圏域と中心都市との対等・平等の条件は必ずつくれるのか、そのことをお聞きいたします。

それからもう1つ、一般会計からの持ち出し

になるような事業には参加しないということをはっきり断言していただきたいんですが、その辺のことをよろしくお願いいたします。

**○市長（水迫順一）** 新たな広域行政ですので、スタートするまでにいろんな疑義があることはもう当然だと思いますし、そういう意味で質問いただくことは大変ありがたいことだと思っております。

まず、今おっしゃいました件をお答えする前に、これシステムとしまして、大隅定住自立圏形成推進協議会、ここでいろんな協定をつくって、その仕組みの内容を検討していきます。そしていろんな、市役所の中も担当課長が入ったりして、その担当課同士で協議をしていく中で、最終的には副市長の協議も入ってきますし、一番最終の協議の中では首長と議長が出席しての協議が最終的にあります。それを受けた上で、議会へ提案をするということでございますので、議会のチェックも十分いただけるものと、そういうふうに思っております。

そういう前提があるということをお知りおきをいただきたいことと、今申されました合併につきましても、これがもとでさらなる合併をということは私は全然考えてはおりません。前にも申し上げましたように、合併をしないで、今、市民と一体となってみんなが頑張ってくれております。ですから、次の合併というのは考えておりません。

それと、これの対策ですか。（「一般会計からの持ち出しやそういう事業はしないでください」と呼ぶ者あり）もちろん、そういう国の新たな事業ですので、これは有効に使わなければいけません。その協定に入っていないと市民にそのサービスを受けられませんから、本当に市民にとって必要な事業であれば積極的に入りますが、市民にとって不利なものは当然入っていないということにしたいと思っております。

それと、対等の件ですね。全く対等だと、そ

のことはこの間の最終的な首長会議でもはっきり申し上げました。ですから、対等の中でもいろんな事業を、我々が発案する垂水市が発案する事業もあるんだと、だからそれも受け入れてくれというようなことまで申し上げておりますので、全く対等、それでいきます。（森正勝議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）次に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 おとといの日曜日、文化会館におきまして社会福祉大会がありましたが、そのときに小学校高学年の部の優秀作文だったと思うんですが、榎木彩乃さんでしたかね、「命について思うこと」、この作文には非常に感銘を受けました。命をもっと大切にしないといけない。小学校5年生が大人をしかったような作文でして、本当に小学5年生がこんなに命の大切を真剣に考えているんだなと思って、私は本当に感銘を受けました。

その後、また今度は「アマゾン川に夢を託して」という題だったと思いますが、長坂優氏でしたかね、講演。これもですね、我々が今、吸っているこの部屋の3分の1の空気はアマゾンの樹木がつくっているんだと、だから目に見えないもの、そういうものをもっと人間は、我々は大切にしなければいけない。その目に見えないものをつくっているのが、目に見える木とかそういうものであるということで、特に日本で一日に使われる牛乳のパックが大量な木のパルプからできていると。それを言われまして、牛乳屋で生活をしていたりする私としては非常に責任を感じたわけでありまして。みんな、1人で5本の木を植えるような努力をしようという講演だったんですが、そのことに我々も協力してやっていかなければいけないということを思いまして、帰ってきたわけでございます。

前段はこれだけにしまして、議長に発言の許

可をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をしてまいります。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

新型インフルエンザについてであります。尾協議員、森議員の質問に対する答弁で流行期に入った新型インフルエンザへの対応についてと、ワクチンについての2点については理解をいたしましたので割愛いたします。

学校独自の対応について。

9月から新学期が始まり、全国の小・中学校で新型インフルエンザ対策に頭を痛めておりますが、垂水市内の小・中学校においてはどのような対策を講じていかれるのか、お示してください。

小学6年生と中学3年生を対象にした2009年度の全国学力・学習状況調査の結果が先月27日に公表されました。鹿児島県の正答率は、全国平均と同じように、活用力を調べるB問題が基礎知識を問うA問題より低い傾向が見られたということでもあります。

県教育委員会は、問題を解くテクニックではなく問題の根底にある考え方を酌み取った指導が必要であり、今後は、伸び率の高い学校の取り組み例を県内で共有し、全体の底上げを図りたいとしております。垂水市内の全国学力テストの結果を公表できたら教えてください。

また、その結果を踏まえて、今後の指導方針を教育長に伺います。

生活環境問題について。

大地震発生時の揺れやすさなどを想定して、地図で住民にそれを示す地震防災マップを作成済みなのは、全国1,800市区町村の41%、鹿児島県では4月現在、鹿児島市、薩摩川内市、曾於市、大崎町、龍郷町の5市町だけであります。

耐震改修促進計画の策定に合わせて2009年度中に地震防災マップ作成に着手すれば、国が全額補助するはずであります。作成についての考えをお聞かせください。

市道の整備について。

さきの臨時議会における議案第69号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第3号）において、市道垂水1号線と市道垂水11号線の舗装工事が承認されました。垂水幹部派出所の前の交差点から、森山種苗店、ニシムタの前を通過して精寿庵までの市道垂水4号線は、改良工事についての必要度から見ても整備を急ぐべきだと思いますが、見解を伺います。

さらに、元垂水原田線の元垂水側の起点から市木集落へ上がる道路の傷みがひどく、市木集落の住民の方から整備の要望が寄せられますが、オーバーレイなどの対応はできないか伺います。

除去草木の処理、処分について。

現在、刈り取った草や切り取った木の枝などは、小さく切って燃えるごみの袋に入れて出していますが、「いずれは腐って土に戻るものだから、高峠に捨てられないものだろうか」という要望があります。あるいは「堆肥センターへ持ち込んで堆肥化できないか」という意見もありますが、この点についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○学校教育課長（有馬勝広）** 新型インフルエンザの学校独自の対応について、池山議員の御質問にお答えします。

新型インフルエンザの対応につきましては、これまでも県教育委員会の通知等に基づき指導しているところです。

第2学期の始まりを前にして、各学校長には「新型インフルエンザ感染を防止するために」という通知文を出し、指導の徹底を周知しております。その中では、まず児童生徒への保健指導を徹底しております。具体的には、毎朝の健康観察を入念に行うこと、手洗い、うがいの習慣化等です。

次に、新型インフルエンザが発生したときの対応についてお答えします。

児童生徒が新型インフルエンザと診断された

場合はもとより、家族内に同様の者がいる場合や、患者と濃厚に接触するなど感染の疑いがある場合には、学校医や市保健福祉課等と相談し、出席停止の措置を講じることとしています。

また、学級の2名以上の児童生徒が7日以内の間に新型インフルエンザの診断を医師から受けた場合には、教育委員会としましても、学校医や市保健福祉課等との協議の上、臨時休業の可否を判断することとしております。

本市における小・中学生の新型インフルエンザ罹患者は、夏季休業中に1名報告を受けましたが、現在回復しております。また、昨日、小学生1名が新型インフルエンザとの診断を受け、現在自宅療養中です。

今後とも、保健指導の徹底を図り、集団感染の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○教育長（肥後昌幸）** 全国学力・学習状況調査関係の池山議員の御質問にお答えいたします。

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることを目的としてこれは実施しております。

本年度は、先ほどありましたように、4月21日に本市の小学校6年生123名と、中学3年生136名を対象に実施いたしました。その結果につきましては、先月27日に全国及び県の平均正答率が公表をされました。

そこで、御質問の本市の結果についてお答えいたします。

この調査は、知識に関するA問題と、活用に関するB問題がございます。

まず、主として知識に関するA問題については、小学校国語、全国平均が69.9、県平均が70.9、垂水市が70.7です。算数が78.7、県が78.6、垂

水市77.6、中学校国語は全国77.0、県が76.1、垂水市75.2になっています。数学は、全国が62.7、県が61.1、垂水市60.9。

次に、主として活用に関するB問題についてでございますけれども、小学校国語は、全国が50.5、県が49.3、垂水市48.5、算数は、全国54.8、県52.4、垂水市50.8、中学校国語は、全国74.5、県が74.7、垂水市76.3となっています。数学は、全国56.9、県が54.1、垂水市53.5となっております。

以上のことから、本市におきましては、小学校国語Aと、中学校国語Bでは全国及び県平均を上回っております。残念ながらそれ以外は下回っておりますけれども、それほど大きな有意差はないというふうに認識しております。

また、正答率から見ますと、小学校国語A、算数A、中学校国語Aは正答率が7割を超えておりますけれども、中学校数学Aは7割に達しておらず、これは課題であると考えております。

また、国語、算数、数学ともに、A問題よりもB問題のほうに課題が見られる。本市の児童生徒は知識の活用力を育成する必要があると言えます。

以上の結果を踏まえまして、本市では次のことに取り組んでまいります。

まず、教員の現状に対する危機意識を喚起し、結果を多面的に分析し、各学校で指導法改善を進めることです。特に、授業モデルを活用して、わかる授業の充実に努めます。

次に、学力向上には家庭学習の充実も大切です。教育委員会では、家庭学習の手引きとして「垂水市家庭学習キラリプラン」というのを作成しております。これを各学校に配布しておりますけれども、この家庭学習キラリプランに基づき、土・日の勉強時間をふやすとともに、家庭学習の習慣化を図らせ、基本的な生活習慣について各家庭で見直しを図るよう、各学校を指導してまいりたいと思っております。

○総務課長（今井文弘）池山議員の地震防災マップの作成についての御質問についてお答えいたします。

地震防災マップの作成につきましては、全国的に見ましても、財政難などを背景に取り組みがおくれているということは、今、議員が申されましたとおり全国で41%作成しているということと、鹿児島県内においては5つの市町村のみが作成しているというところでございます。

住民がこの地震防災マップを使って、どのような危険が身の回りにあるのか認識してもらうためには必要なマップであるということは十分承知しておりますが、本市におきましては、平成27年度までに策定予定の耐震改修促進計画の中で地震防災マップを作成するように考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉）3点目の生活環境問題の市道の整備についてお答えいたします。

まず、垂水4号線でございますけれども、この路線は、幹部派出所上にあります鉄道記念公園とともに、精寿庵下まで都市計画道路として指定された道路でございます。

そのうち国道から精寿庵下までは、都市計画道路指定以前からあります古い道路構造でございまして、御指摘のとおり、側溝も旧態依然のかぶせぶた式であり、また路面舗装も大分劣化している状況と言えます。

歩行者の安全通行の観点から、歩道の段差切り下げにつきましては、その工事を平成20年度に実施しておりますけれども、緑地帯におきまず特に高木の管理や側溝機能の維持管理にもその構造上、苦慮している状況であります。

また、病院や大型店舗を有している道路でございまして、生活道路としての位置づけられる路線でありますことを考えますと、改良の必要な路線であると言えますけれども、現在、ほかの改良道路の計画がすべて完了していないとこ

るもございますので、現在のところは、財政的見地から見まして近來での、近い将来での着手は困難な状況と言えます。

以上のようなことから、今後の過疎計画等におきまして優先順位的に上位に位置させまして、都市計画道路として有利な道路事業の導入等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、元垂水原田線でございますけれども、この路線そのものは国道元垂水地区から野久妻を経由しまして、県道垂水南之郷線の岩戸地区までの延長約7.3キロメートルの1級市道でございます。御承知のとおり、この路線は、垂水南之郷線の県道側を起点としまして、野久妻方面に向けまして改良に着手しておりまして、今年度は、途中にあります野久妻橋から野久妻集落方面へ約400メートルの改良を計画しているところでございます。

御指摘の市木地区につきましては、もともと農免道路として整備されており、今でもそういう観点から、市木農免道というような呼ばれ方もしておるようでございますけれども、この地区は有数な農地帯でありながら、農地への乗り入れのための取りつけ道がほとんどない箇所でございます。結果的に道路上への農耕車両の駐車が多くなり、幅員の狭い道路でありますことから、安全な通行に支障を来している状況と言えます。また、市木地区にとりましては生活道路として幹線道路でございます。通行車両も多いながら、線形的にもカーブが多く、そういう意味では危険な道路とも言えます。

以上のような現実的な状況はもとより、地元からの要望も強いことなどを踏まえ、また市長のほうも何度も現地を点検し、早期着手必死の念を持っているところではございますけれども、先ほど述べましたとおり、本路線は現在、野久妻地区を施工しておりまして、この現改良計画地区が野久妻集落上の高峠へ上ります三差路ま

でその改良区間としておりまして、その終了年度が23年度を予定しているところでございます。

したがいまして、野久妻地区の改良終了年度であります平成23年度におきましては、並行して市木地区の測量設計を行い、施工としましては、年度をあけることなく引き続き24年度から市木地区の着工を行いたいと計画しているところでございます。

なお、市木地区の施工の起点は、元垂水の国道側からと考えているところでございます。

また、御質問にもありましたオーバーレイのことでございますけれども、実際の改良着手の予定計画が近づいていますことを考えまして、通常の点検におきます舗装の補修等は今後も引き続き行ってまいりますけれども、全体的なオーバーレイという計画は現在のところいたしておりません。

以上でございます。

**○生活環境課長（迫田裕司）** 除去草木の処分についての御質問にお答えします。

草木を高峠の最終処分場に持ち込むことはできないかという御質問ですが、高峠の最終処分場は、安定5品目と呼ばれる廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、瓦れき類など、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることのないものを処分する安定型最終処分場のため、草木は持ち込めません。

さらに、以前原因不明の火災が発生したことから、持ち込みについては県のほうからも厳しい指導を受けております。しかしながら、毎年草木の処理については、さまざまな場面で土木課とともにその処理について苦慮しておるところでございます。

現在、大崎町では、民間業者が草と木をチップにしたものに生ごみをまぜて堆肥化しております。本市でもそのような方法はできないもの

か、今後、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 今後、土木課長、特によろしくお願いします。

私の質問は終わります。

○議長（川尻達志） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時10分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、許可をいただきましたので、質問をしていきたいと思っております。

総選挙の結果を受け、政権交代の意味が論じられています。多くの人たちが、日本の民主政治にとって新たなドアが開かれたと論じています。また、国民の手で政権のあり方を変える民主政治の実験とも指摘をしています。

私は、選挙制度に問題があるにしても、日本の政治は新しい激動の局面に入ったと考えます。そして、新しい政治とは何か、国民の模索と探求は続くと考えていますが、私たち日本共産党の日本改革の方針こそ、それに対する最も確かな回答だということを、新しい政治の局面のもとで広く明らかにする活動に取り組み、国民の皆さんとともに歴史をさらに前進させるために力を尽くしていく考えです。

さて、一般質問に入りますが、今日の政治課題として新型インフルエンザ対策、雇用・景気対策、子育て支援や高齢者福祉対策など多数の課題があります。本会議や常任委員会を通じて対応をただし、建設的な提案を行いながら、市民の暮らしを守るために取り組んでいきたいというふうに思います。

最初の質問は、平和への問題の取り組みです。

世界の核兵器廃絶を目指す新たな流れが始まっています。それは、オバマ大統領のプラハでの演説で、核兵器のない世界を目指すことを訴えたことが大きな要因になっています。このような動きの中で、私は、被爆国である日本政府は、本来この新しい世界の流れを促進する先頭に立つべきだと考えます。

このような動きの始まる中、平和の大切さと歴史の真実をどう伝えていくかが、行政や教育の場でも求められていると考えます。特に、戦争の悲惨さや出来事を語り継ぐという点では、体験者が高齢になったり、資料の保存が難しくなったり、散在もしています。一方では、民間の方々「第六垂水丸」転覆事故を風化させてはならないと、語り継ぐ会の活動も始まりました。

また、旧海軍航空隊桜島基地と二川基地に係る新たな写真の資料も道の駅でのパネル展で公開されています。これらで共通して訴えられているのが、平和を願うあかしにもしたい。幻の基地を知ることによって平和への思いを新たにしたいと呼びかけられていることです。

そこで、市長及び教育長に伺いますが、新たな証言や資料、そしてそれぞれの取り組みから、行政や教育に求められているものはどのようなものと考えられますか、見解をお聞かせください。

また、私は、風化させないためにも、民間の方々とも協力し合いながら、語り継ぐ取り組みや学校教育の中で歴史を語り伝える取り組みをしていくことが、教育基本法の立場からも大切であると考えますが、どのように考えられているか、市長並びに教育長に伺います。

次に、雇用・景気対策について伺います。

この間雇用対策もとられてきましたが、県内の先月の失業率は4.6、求人率は0.35で、かつてない厳しい状況の中にあります。さらに対策をとっていく必要があるのではないのでしょうか。

さきの議会で小規模工事ほど雇用効果が大きいことを議論し、理解していただいたと思います。そこで、今回は、交付金事業で取り込まれた橋梁の長寿命化調査の結果と対策から、雇用・景気対策を考えてみたいと思います。

最初は、問題であるにもかかわらず、最初は、高度成長期に整備された道路、河川、港湾など、社会資本全体の老朽化が急速に進行し、重大であるにもかかわらず点検ができず、老朽化対策が進んでいない、また維持補修費が減少等で対策がおくれている橋梁工事の問題です。

国土交通省の調査で、市町村が管理する橋梁は過去5年以内に定期的点検を実施したのが2割、しかも、その対策である長寿命化修繕計画の策定は全体の11%と極めておくれることが明らかになっています。市町村管理では5年間に一度も点検されていない自治体が84%。安全かどうか点検もされていない、そう見てもいいのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、橋梁等の点検や老朽化対策の予算は確保されていたのでしょうか。そうでなければ問題点は何と考えられているのでしょうか。また、長寿命化調査結果はどうだったのか。市の管理する橋梁数で残っている橋梁等についても、調査、計画的な対策が必要ですが、見解を伺います。

次に、雇用や景気対策の上からも、また安全対策の上からも、修繕計画を策定し、重点的な取り組みにしていくことが大事だと考えますが、見解を伺います。

さらに、入札方法も地域雇用創出に配慮した総合評価方式の検討も必要と考えます。見解を伺います。

次に、住民の命と安全を考えたとき、橋梁だけでなく公営住宅や道路などもあります。

そこで伺いますが、市営住宅の改修や補修等での対応は問題ないのか伺います。

住宅生活や市民生活を考慮すると、早期の対

応が求められる工事が多数あります。この問題について県内でも全国でも大きな役割を發揮しているのが、小規模工事登録制度です。この制度は零細業者の仕事の確保にも役立っています。以前から提案していますが、導入について見解を伺います。

次に、交通問題についてたします。

過度の車依存、少子高齢社会の到来を背景に地球温暖化や環境問題、また本市としても、人口減少、高齢化社会等での地域間格差拡大の中、地域に居住する人たちの生きる権利を守るという観点から、公共交通の必要性が市民や議会からも長く叫ばれてきました。

一方、高まる公共交通の必要性から、国会では平成17年に地域公共交通の活性化及び再生法が成立しました。また、この問題を考えるときに重要な点は、移動の権利は生きるために不可欠な権利ではありますが、生きる要求を満たすための手段の1つで、バスを走らせること自体が目的化してはならないと考えます。行政等が逆に移動し、福祉や医療等を取り組むことで交通権が保障されるからです。このことも検討課題としながら、以下の点について見解を伺います。

1点目は、交通体系の構築の調査報告書を受けての具体的な取り組みと、本格稼働していく上での国の支援策等はどうなっていくのか、伺います。

2点目は、活性化・再生への課題として、国、自治体の責任で「移動の権利」を保障していく、住民参加で地域の要求と実態に即した移動の足の確保を具体化することが必要不可欠と考えますが、成功させるための対策をどのように考えているのか、見解を伺います。

3点目は、可能性として、効率的に運行するためにスクールバスや福祉バスの利用は検討できないか、見解を伺います。

最後に、安心して子育てできるように総合的

な支援策が必要であることを議論し、問題の解決と方向を確認したいと思います。

今回の総選挙でも重要な争点になりました。マスメディアも総合的な対策が求められている少子化対策の全体像など、多様な支援策と財源も含めた理念、将来像の必要性が指摘をされました。

私は、総合的な対策として、仕事と子育てが両立できる、また経済的負担をなくす、子供の貧困の克服、教育費の負担の軽減などがあると考えます。これらの施策が前進することで、子育てに希望が持てる社会、安心して子育てのできる社会がつけられると確信をしています。

また、育児・介護休業法の制定、運用、さらに男女共同参画基本計画もスタートし、子育て支援の環境整備も進められています。

そこで、安心して子育てできる状況にあるのかただし、問題点は改善を求めたいと思います。

1点目は、育児休業法の取得状況を把握されているか。

2点目には、市の保育行政は出産・育児において十分な環境にあると考えるか。そうでなければ、問題点の認識と今後の取り組みについてどう考えているか、お聞かせください。

そして3点目には、安心して子育てできる社会、地域をどのようにつくるか。総合的な対策がこの点については求められています、どのようなことだと認識されているか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（水迫順一）** 持留議員にお答えをします。

ことしになりまして、「第六垂水丸」転覆事故の合同慰霊祭や事故当時の被災者からの証言、また大学の教授によりまず調査報告など、市民の方々にも聞いてもらうための催しが開催されました。また、旧海軍航空隊の桜島基地に関係する新たな証言や資料等が相次いで発見され、今回、二川の有村純久氏主催によりまず写真パ

ネル展が道の駅たるみずで開催されました。

このことは、これまで知ることのなかった市民の方々のために、また、戦争の悲惨さ、平和の大切さを語り継ぐためにも大変貴重な催しであると認識しており、今後も、貴重な証言、資料等がこのまま歴史に埋もれることのないよう保存され、広く語り継がれる必要があると考えております。

行政や学校教育での取り組みの意向でございますが、資料の保存等につきましては、現在個人所有ということもあり、現時点で行政での保存云々ということではできませんが、所有者の意向もございますので、保存につきましては今後、協議させていただきたいと考えております。

また、これからも、市内外の多くの皆様に垂水の歴史や平和の大切さを知っていただくためにも、貴重な証言、資料等を使っての定期的なパネル展の開催、学校教育での活用など、またさらには、NPO法人「まちづくりたるみず島津館」で垂水島津家の歴史資料等とともに展示していただくことも1つの方法ではないかと思っております。今後、行政でのどのような取り組みができるかは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○教育長（肥後昌幸）** 持留議員の御質問にお答えします。

ただいま市長の答弁と重なることが多いと思っておりますけれども、御了承ください。

「第六垂水丸」転覆事故が発生してからことしで65年経過いたしました。そして平成21年2月6日に合同慰霊祭が行われました。

この事故は、466名の方が亡くなられるという大惨事でございます。垂水市民の中にも詳しく知らない人もいと言われております。そこで、遺族会もでき、事故を語り継いでいく取り組みがなされるようになってきております。戦時中、我が郷土の垂水で起きた悲惨な事故は、

今後いつまでも語り継いでいく必要があると考えております。

次に、旧海軍航空隊についてですが、去る8月18日付南日本新聞でも報道されましたとおり、道の駅たるみずにおいて写真パネル展が開かれ、私も見に行きました。新聞報道によりますと、主催した有村純久氏は、幻と言われた基地を知ることによって平和の思いを新たにしたいと述べられております。このことにつきましても、平和について考える貴重な事実であるにとらえております。

次に、学校教育での取り組みについてお答えいたします。

教育基本法第1条の教育の目的には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあります。

また、第2条の5番目には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とあります。

各学校では、教育基本法及び学校教育法に基づきまして、学習指導要領のもと、その資質を育成しているところでございます。

先ほどの2つのことは垂水市に直接関連しておりますので、平和を希求する児童生徒を育てるために、何らかの形で教材として活用できるのではと考えております。例えば、社会科の歴史学習などが考えられますけれども、その際、写真や文献などの資料を活用したり、実際にお話をいただくなど、体験的な学習などが考えられると思っております。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 続きまして、2番目の雇用・景気対策の中の橋梁対策等につきましてお答えいたしますけれども、答弁内容が重複

しますことを最初にお断り申し上げます。

まず、橋梁点検やその老朽化対策予算についてお答えいたします。

橋梁点検の一部につきましては、言われましたとおり、さきの20年の生活対策臨時交付金によりまして、長さ15メートル以上の31橋につきまして、概略点検の調査を終えたところでございます。残りの15メートル未満の68橋の外部委託によります専門点検につきましての予算は、確保されていないところでございます。

また、この後の老朽化対策としましては、今回の調査で異常が見られた橋梁につきましては、来年度にその詳細点検を委託し、そのデータをもとに長寿命化計画を策定し、国の交付金事業として申請していく予定でございます。したがって、この交付金事業として計画された対策費は予算化に向けて調整を図ってまいりますが、残りの対策費につきましては、現時点では不透明であると言えます。

しかしながら、橋の大小にかかわらず危険度は同じでありますので、職員によります目視点検等続け、緊急度のあるものにつきましては対策費の予算確保を図っていかねばと考えております。

点検や対策費の予算確保の問題点といたしましては、市で管理しますいわゆる公共施設が、その数が膨大で多岐に及んでいること等によりまして、危険度の観点からだけでは種類別による優先度を判定しかねると言え、またその費用も膨大でありますことから、計画的な予算措置が重要であると言えます。

次に、橋梁の長寿化対策調査の結果についてお答えいたします。

土木課所管の橋梁は全体で99の橋がございまして、言われますとおり、さきの生活対策臨時交付金事業によりまして、このうち今後の対策工事等で補助を受けられる事業要件に該当する、長さ15メートル以上の31橋につきまして、専門

委託業者により概略点検の調査を終えたところでございます。

今回の概略点検は、いわゆるコンクリート診断士によります、あくまでも外部から見た目の目視によります点検でございますけれども、このうち7橋につきましては、床版あるいは主桁、下部工にコンクリートのはがれや鉄筋が一部露出しているなどが報告されております。

今回の点検対象でなかった、残りの長さ15メートル未満の68橋につきましては、専門的調査のための予算化が厳しい状況でありますことから、先ほど申し上げましたコンクリート診断士などの助言等をいただきながら、土木課職員による目視点検を続けてまいりたいと思っております。

また、今後の橋梁の老朽化対策についてでございますけれども、今回行われました31橋につきましては、概略点検の結果を踏まえ、目視による異常が認められ、詳細点検が必要と思われる7橋につきましては、来年度に耐性度を含めた、いわゆる耐久度でございますけど、これ等を含めた専門的な詳細点検を実施する予定でございます。

そして、その詳細点検によって得られたデータをもとに、いわゆる長寿命化計画書を策定することとなります。これは、補助事業のための必須計画書であると言えます。

この計画書に基づきまして、かかる対策工事費を算出いたしまして、国の橋梁長寿命化事業として申請し、認可をいただきましたら、その対策工事を実施していくこととなります。

なお、先ほどの詳細点検もこの事業として補助を受けられることとなっております。ちなみに、どちらも補助率は2分の1でございます。

また、対策工事に係る入札方法等でございますが、現段階では箇所ごとの対策工事費が算出されていない状況でありますけれども、恒久的な対策工事となりますと相当な工事費が予想さ

れますことや、専門業者での施工が不可欠になることが予想されるところでございます。

しかしながら、地域雇用や経済対策を推進することは発注者として求められることでもございますので、例えば、専門業者を核とした地元業者とのJV方式等を活用するなど検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市営住宅関係に係ります修繕や補修等のことについての答弁でございますけれども、市営住宅に係る修繕等につきましては、公共の住宅や個人住宅に限らず、住居は市民の生活の場としての根源の拠点であり、その生活を侵すようなふぐあいは早急な対応が必須であると言えるところでございます。常識的には、建設年度の古いものが修繕度の要求度が高くなり、まさに市営住宅はこれに該当する建物が多いのは事実でございます。

そこで、今現在管理しております市営住宅は全部で22団地ございまして、総戸数は302戸で、そのうち18戸は主要部材等が根本的に修復困難であるため、解体予定としておりまして、実質284戸が入居可能戸数でございます。

また、この8月1日現在での入居戸数が279戸でございます。約98%の入居率の状況でございます。この入居によります総入居者数620名の安心・安全で快適な生活を提供・維持することは、その住居を管理します市の責任も重大でありますことから、修繕等の対応は早急に対応することを前提としていることは言うまでもありません。

市営住宅におけるここ3年間の修繕で言いますと、年間約60件程度、金額ベースで約400万円ほど支出している状況でございます。主な修繕内容でございますけれども、その緊急度からもおわかりのとおり、水道管の漏水や台所、便所などの水回り、あるいは電気関係の漏電等でございます。また、畳や建具で傷み度が少ない場合は補修として対応しておりまして、入居者が

退去後に行っている状況でございます。

それから、最後の小規模工事に関連しましてお答えいたします。

現状制度から言いますと、いわゆる地方自治法で言われております随意契約による、いわゆる130万円未満の工事がこの小規模工事に該当すると考えておまして、議員が言われますとおりに、確かに入札に係る事務期間の短縮など早急な対応が可能であり、また修繕等におきましては指名登録業者以外でも可能なことから、市営住宅等では畳がえや建具などの修繕では活用しているところでございます。

しかしながら、いわゆる小規模工事という言葉で申しますとおり、重機を伴うような工事の場合におきましては、労働災害の観点あるいは品質確保を求められる観点などから、登録された業者での施工が求められているところでございます。予算費目的にいわゆる工事に該当しない重機借り上げでの作業も指名登録業者以外でも発注できることではありますが、やはり先ほどのような同様の観点から、公共所管からの発注は厳しくならざるを得ない現状と言えるところでございます。

ただ、行政からいわゆる零細業者や個人業者への需要は、景気対策などの観点からも重要な課題でありますことから、議員の言われます小規模工事登録制度、これも県内でも確かに既に設けられているところもございますので、登録制度そのものについて調査研究していくことも重要であると考えておまして、今後、関係課と協議していく方向を図ってまいります。

以上でございます。

**○企画課長（太崎 勤）** 3番目の地域の生活交通について、（1）の調査報告書を受けての具体的な取り組みについてお答えをいたします。

本市では平成18年度に、本市における交通政策に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、交通全般の現状、住民ニーズ等を把握

するとともに、問題点等を整理し、今後の公共交通のあり方を検討し、市民・地域や企業等の多様な地域主体が参画する公共交通体系の構築調査報告書を作成いたしました。

その後、平成20年度に、垂水市地域公共交通活性化協議会でその報告書を踏まえ、市民の生活交通手段の確保及び効率的で将来にわたり安定した運行を可能とする公共交通体系の確立を図ることを目的に、垂水市地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。

本年度は、その計画の具体的な運行を進めるために、タクシー事業者及び関係機関との調整をしながら、12月運行実施に向けて推進してまいります。また、利用される地域の皆さんの要望などもお聞きするため、今月中にも各振興会長さん方から御意見を伺うことしております。

具体的には、現在、大野地区と水之上地区で運行しているコミュニティバスにかわる手段として、事前予約型乗合タクシーを導入し、利用者の利便性を図りながら運行の効率化を図るとともに、現在、交通空白地域である市木地区や小谷・段地区に新たな交通手段として導入しようとするものでございます。

なお、運行時間、料金などの具体的なことにつきましては、最終的に協議会での承認を受けて決定することになっております。

次に、（2）の実現する上での国の支援や補助制度についてお答えいたします。

この運行の実施に当たっては、国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用いたします。この事業は、地域におけるバス、乗合タクシー、鉄道、旅客船等の各事業、公共交通利用促進活動など多様な取り組みをパッケージで総合的に支援することにより、地域の合意に基づく創意工夫のある主体的な地域公共交通活性化・再生の取り組みを促進することを目的にしたもので、事業費の2分の1を補助するものでございます。

続きまして、（3）の自治体の責任で「移動

の権利」を保障するための取り組みをどう考えるか。その中で、市民に利用され、成功させるための対策の考え方についてお答えいたします。

本市は、過疎・高齢化が急速に進んでおり、本市の交通政策において、高齢者を中心とする交通弱者への対応は大きな課題と考えております。また、高齢者の健康づくりや生きがいくりの観点からも非常に重要であるため、高齢者の外出手段の確保に努めることが重要であると認識しております。一方で、財政負担とのバランスを重視しなければ長期的に安定した運行を行うことができません。このため、市民の利便性向上と財政負担のバランスを重視した運行体制をつくっていく必要があると考えます。

そのため、事前予約型乗合タクシーの導入は、利用者がいない場合は運行しないという形態であることから、財政的にも負担が軽くなり、一部の交通空白地帯にも運行範囲を広げることにより、市民の方々にご利用されやすくなると考えております。

次に、効率的に運行するための取り組みとして、スクールバスや福祉バスの利用の検討につきましてお答えいたします。

スクールバスや福祉バスの利用につきましては、無料にした場合、交通事業者への経営圧迫、運行しない地域との均衡が保てないなど、問題が発生するおそれがあります。また、有料にした場合、事業者の乗合バスの新規申請、使用する車両の改造、ほかの交通事業者との競合などの問題が発生いたしますので、実現はかなり難しいと考えます。

しかしながら、このような利用方法もあることを念頭に置き、市民の皆さんや関係機関と協議しながら、効率的な運行ができるように努めたいと思います。

**○総務課長（今井文弘）** 持留議員の質問にお答えいたします。

育児・介護休業法の取得状況、市内での把握

ができておればということですが、市内の全体の把握は行っておりません。ですが、私のほうから市役所の職員の分について述べさせていただきます。

市職員の育児休業及び介護休暇の平成10年以降の取得状況ですが、育児休業につきましては、女性職員のみ6人が取得しており、介護休暇につきましては、取得した職員はただいまのところおりません。

以上でございます。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 持留議員の御質問にお答えします。

市の保育行政は、出産・育児において十分な環境にあると考えるか、そうでなければ問題点の認識と今後の取り組みについての質問でございますが、保育行政につきましては、国の基準に従いまして実施いたしております。子育てにつきまして、市民の皆様から多様な要望があるのも現状でございます。

育児休業中の方が出産をされますと、入園中の上の子供は入所要件を満たさなくなることから退所しなければなりません。退所した子供を一時的に預かってくれる施設が不足しておりまして、行政での対応も求められているところでございます。出産される方の雇用形態により受けられるサービスが異なれば不公平感が生じますし、またすべての方を対象とすることになりますと、財政的に困難であるように思われます。

今後、一時保育可能な保育園の拡充や家庭で子供を預かれる方の確保など、本市の次世代育成支援対策後期行動計画に沿った支援策を講じていく必要があると考えております。

2番目の安心して子育てができる社会、地域をどのようにつくるか総合的な対策が求められている。どのようなことと認識するかについてお答えいたします。

垂水市においても、少子化の進行や核家族化

の進行など、社会や経済、子育てをする環境、子供たちの周りの環境も大きく変わってきているということを感じているところでございます。これらのことに対処するため、市を初め、教育関係、各種団体など、垂水市全体として子供の健全な育成を基本に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、10月から開所予定の、仮称でございますが、垂水市子育て相談支援センターを初め、今後も、一時保育や休日保育など既存の保育所機能の充実を図ったり、新たな学童保育の設置などの検討を行いながら、子育て支援を家族はもとより地域社会やボランティアの皆様の方でできるような制度等も含めて検討していきたいというふうに思っております。

今年度中に策定する垂水市次世代育成支援対策行動計画に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○持留良一議員** それでは、一問一答方式でやっていきたいと思っております。

最初に、平和問題について、先ほど市長及び教育長から回答いただきました。ぜひそういう方向で取り組んで、これを実践的にとにかくやっていただきたいと思っております。

というのは、私たちも2回ほど戦争展をやってきました。平和のための戦争展なんですけれども。そこのところで二、三ちょっとアンケートの声を紹介したいと思うんですが、「身近なところでの戦争について貴重な資料を見ることができた。またこのような企画をぜひ進めてください」と。それから「戦争のことは知っているようで実は知らないことばかりだ」と、「このような戦争展、体験された方の話などを聞く場がもう少し多くあってもよいと思っております。戦争の悲惨な現状をみんなが知れば、いろんな考え方も変わると思っております」。

こんな形で、やっぱり私たちが見るというこ

と、体験するという、知ること、それがいかにやっぱりそれぞれの今までの考え方も含めて変えたり、なおかつまたその思いを募らせていくと。そのために、今回の本当の貴重な資料等をいかにやっぱり生かしていくかと、特にやっぱり先ほど教育長が言われたとおり、垂水で起きた事件であると、戦争のそういうことだということも含めて、ぜひ先ほど言われたようなことをぜひ具体的に実践していただきたいというふうに思います。この点についてはもう回答は要りません。

次に、景気・雇用対策問題についてなんですけれども、先ほど特に私は今回、橋梁の問題と市営住宅の問題の観点から小規模公共工事の問題と小規模工事の問題について、そのことが具体的に結果として雇用の創出にもつながる、景気対策にもつながるといことでお話をさせていただいたんですが、ここで市長に確認をしたいんですけれども、1つはまず市長は先ほど資料をお示しをしました。小規模公共工事での雇用がいかに大きくなるかということ、1つは市長がそれを見られてどう思われたのか。私の指摘しているようなそういう雇用の問題、景気対策につながると、そのような観点で理解を深められたのか。その点について、6月議会からの関係もありますのでぜひお聞かせいただき、それは確認したいと思っております。

もう1つは、この写真を見ていただきたいんですが、これは住宅の壊れたところです。これは7月の末、相談がありまして、見に行くと、そうしたらもう布団までびちょびちょにぬれていた状況だったんです。中から浸透してきて、ここから下に漏れていた状況なんですけれども、その後、駆けつけていただいたんですけれども、もうこの1カ月以上たってもなかなか、見積もりはしていただいたようなことを聞きましてけれども、しかし、工事はなかなか進んでいないという状況があるわけなんです。この方は、も

う寝ることも本当に苦勞されているんですが、實際上、雨が降っていないから實際上困っている現状は今回はたまたまクリアしたんですけれども、こういうことを考えたときに、私が先ほど言いました小規模工事、緊急に対応していくということと、零細業者が本当に仕事を確保していくという観点からも、住民の生活を守るという点からも非常に重要な取り組みだと思んですが、この2つの点について、市長、どう考えられますか。

**○市長（水迫順一）** おっしゃるとおり、小規模が雇用に果たす役割というのはそれなりにあるというふうには思うんですね。一方で、だけど普通の公共工事の効率性、それから品質保証、そういうものを見ますとやはり小規模で果たせないところもありますので、それはですね。

それともう1つ、私が言いたいのは、やはり災害の多いまちでございます。ある程度の重機を持った業者も残っていただかないと、初期の対応、災害のときの初期の対応というのはそういう人たちが多く果たしていただけるわけです。住民の大きな安全を守っていただけるし、それから災害自体を大きくしないと、そういう意味でも大事さもございます。

ですから、小規模で雇用が非常に達成されるよという意見に全く否定はございませんが、否定する気持ちはございませんが、やはりかねての公共工事の効率化等を考えますと、本当に重機を持ったしっかりした業者も垂水には残っていただきたい、そういうふうに思っております。

**○持留良一議員** 市長、勘違いしていただきたくないんですけども、小規模公共工事と小規模工事は違うんですよ。額も、当然先ほど言われたみたいに公共工事というのは大きいものです。その小規模も、私が言っているのは、ここに書いているとおり100万円からこういうレベルの雇用をどうつくるかという点で私は言ったわけです。公共工事と小規模工事、先ほど課長が

言われた130万円以下と、そういうものは先ほど言いましたこのようなことも含めてやるんですよ。全国的にはそういうことをしていますので、その点は勘違いされるとごちゃごちゃになりますので、そこのところはすみ分けしていただいて考えていただくということで、確認として雇用創出にはつながるとことはもう一致できたというふうに思います。ただ、先ほど言いましたとおり、その点についてちょっと考えを整理していただきたいというふうに思います。

要は、ここで私が言いたかったのは、橋梁の問題で先ほど課長がする説明をされましたけれども、問題は私は、41橋、31でしたかね、15メートル以下が68でしたかね、68ですよ。そのことを考えたときに、じゃ住民の皆さんの安全というのはどう考えたらいいか、じゃこのまま放置していいのかと、これは当然ないと思うんですよ。じゃそのあたりをどう守っていくかという観点で、私はここで、さっき言った小規模公共工事とこの問題を結びつけて、雇用というのは生まれるんじゃないか。そして何よりも住民の安全のためにはもっと優先的に予算もつけていくことが大事じゃないかということをごここでは主張したいわけなんですよ。

だから、そういう観点に立って、先ほど重要な、15メートル以上については来年度詳細な点検して、予算化も国の補助も受けてその規定に入るからやるということでしたけれども、もう1つ大事な点は、以下の15メートル未満のところの問題、これは住民の皆さんが日々いろいろな形で利用し、また車も通りということで住民の皆さんの安全問題、命の問題にかかわる重要な問題なんです。このところをやっぱりどう具体的に優先していくかと。

そのことは、先ほど言いましたとおり、小規模の公共工事をつくり出して雇用も地域経済にもつながると。特に建設業の皆さんは今、厳しい状況の中にあるのはもう市長も御存じだと思

います。そういう観点も含めて、このあたりを来年度もっと具体的に15メートル未満も具体化していくということをぜひ検討していただきたいんですが、市長の見解を伺います。

**○市長（水迫順一）** 15メートル以下の部分が残るということは非常に心配をしております。ですから、戦後30年代から始まって、社会資本整備がどんどん進んできたわけですけど、老朽化が激しいんですね。特にこの橋梁関係というのはなかなか、議員がお示しになったように、全国でもほとんどやっていないところが多いということについてはどこも同じような考え方だろうと思うんです。ですけど、市民の安全・安心から考えますと、今後やはり手をつけていかなければいけないだろう。また、15メートル以上の31だったですかね、これが済みましたら、どういう方法でできるのか。その辺は検討していかねばいけない、そのように思います。

**○持留良一議員** 私は、今、市長が言われたとおり、大事な点だということは確認されたと思うんですけども、そうなるかとやっぱりもっと予算も含めて早期に対応していくと、その後、終わったらじゃなくてやっぱり並立的に、このことは重要な問題です。住民の皆さんの安全と先ほど言いましたけれども、そういう観点からも、なおかつ建設業も含めて仕事をどうつくり出していくのか、その結果、雇用をどうつくり出していくのかという重要な、私は先ほど市長に示した数字からもできると思いますので、ぜひそのあたりはもっと優先的な課題だということを確認できないか、市長にお尋ねします。

**○市長（水迫順一）** 橋梁自体がなかなか専門性のある仕事だろうと思うんですね。その辺を踏まえて本当に地元で、できるだけ地元の経済効果を上げるという意味では地元を使いたいし、そういう専門性等も考えながら、どういうような方法ができるだけ早くできるのか、この辺は検討していかないといけないと思います。

**○持留良一議員** では、次にバスの公共交通の問題に移ります。

先ほどいろいろ報告をしていただいて、特に地域間格差のいわゆる空白地帯を中心にまず試験的に取り組んでいきたいということだったと思います。当然、本城川沿い付近も含めてだろうと認識をしていますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。問題は、私が3番目に書いていますとおり、市民の参加、そしてその結果、利用していただく、このことがなければ絶対に成功しないというふうに思います。

先ほど言いましたとおり、あくまでもこれは手段であって、そのやっぱり背景が私はもっと重要だと思うんですが、例えば、成功したところの事例というのは、目的が明確であるということ、どうしたらみんなが喜ぶバスになるか十分議論されている。住民が主体となった議論を重ね取り組んでいる。運営にも住民が参加されている。随時運行についての評価が行われ、その都度問題点が改善をされている。ただ走らせるのではなくて、コミュニティバスを活用したまちづくりを考えている。私はここが重要な点だと思うんですよ、次に来るのは、住民参加の次に。

ただ走らせればいいという、これは皆さんも考えていらっしゃると思うんですが、このことで「移動の権利」を保障していくという中で、じゃどういうまちづくりをこのことでしていくのか、このことが次に大事になってくると思うんですが、このあたりはどのようにこの計画も含めて認識をされているのか。これは当然市長がそのあたりは思い描いていらっしゃると思うんですが、市長でなければ課長でもよろしいです。回答のできる方で結構です。この点について。

**○市長（水迫順一）** 今回の事業につきまして、国からの補助をいただいて、たしか600万円

だったですかね、いただいて交通のニーズの調査をしたわけです。その結果を踏まえて、とりあえず効率的なものをやろうと。いろんな市町村でいろんなことをやっていますが、結局、空のバスを走らせたり、いろんな結果が出ておるんですね。それをまず解消をしなければいけない、効率的なですね。

ですから、デマンドタクシーですか、乗る人たちが手を挙げていただいて、それで一緒に乗って効率性を上げる。ですから、手が挙がらなかったらもちろん車は走らせないんですけど、そういうものやってみて、それで特にうちの場合は高齢者が多いですから、高齢者のそういう移動の手段として、これが本当に高齢者に喜ばれるのか、ニーズをフォローできるのか、その辺をしっかりとこの事業でつかんでいく。そして、そのほか広げる方法もあわせて考えていかなければ、この結果を見ていろんなことを考えていかなければいけないと思います。

**○持留良一議員** 私が先ほど言いました、大事なのは、このバスが運行することによってどう地域の皆さんの生活が豊かになっていくのか。このバスが通ることによってどういう、利便性も含めてまちになっていくのか。そのことがなければ幾らやっぱり、バスを走らせるというそれが目的化してしまったら、まちづくりにはならないと思うんですよ。

だから、そこを重要な議題としてどう取り組んできたのかということをおっしゃるんですけども、市長でなければ課長でいいんですけども、そのあたりの部分というのはどんなふうに議論をされてきたんですか。重要な私は成功させるための、全国の事例の中でも最も重要な点だと私の調査でもつかんでいますので、それがないと、皆さんが本当に一体となって、このバスが走ることによってもっともって利便性のあるまちになったというふうな認識は高まらないし、それを支える人たちもなかなか

生まれてこないと思うんですが、このあたりはどんな議論をされたんでしょうか。

**○企画課長（太崎 勤）** 協議会の意見の反映でございますが、協議会の委員の中には住民の代表として振興連の連絡協議会の方あるいは老人クラブ連合会などの代表者の方もいらっしゃいます。利用者の方の意見も今後も反映できるものと考えているわけでございます。

それと今後も、協議会でいろいろ決定をした以降につきましても、変更することも協議会にかけて可能でございますので、その辺につきましては住民の参画もできるものと思っております。また、地域住民の皆さんに対しても説明会をする予定でございますので、広報なりパンフレットもつくって運行開始前には出したいと、出す予定でございます。

その分につきまして、それぞれ住民も参加をされている意見を聞いてこういう制度を持っていくということが1つの、住民参画の1つじゃないかと考えているわけでございます。

**○持留良一議員** 逆に失敗した例の事例というのは、行政や自治会、役員だけが指導し、計画を立案してしまったと。そして議員が利害関係となり、公平な観点から計画立案することが阻害された。住民の意見が反映されていない。あれもこれも多目的な利用を考える余地が明確に設定されていなかった。事業評価、それに基づく改善がされていない。運行前に利用促進策に関する合意が住民の中で形成されていなかった。

ここから見るのは、先ほど言いましたとおり、やっぱり住民の参加の問題、そして何よりもそこに住民が参加して、そのバスが通ることによってどういうやっぱり地域をつくっていくのか、まちをつくっていくのか、この関連づくりをやっぱり住民が主体となって参加してつくっていくというのが、最大のこれは私は成功させるための保障だと思いますので、そういう観点に立

ってぜひ進めていくという考えでやっていただきたいんですが、その点について、そういう考えを持って進めていく考えはあるのか、最後にお聞きします。

**○市長（水迫順一）** もちろんそういうことです。ですから、地域の住民がこのまちをどうしたいかというのは基本になるとは思いますけど、今、一番大事なのは、まず公共交通の空白地帯をできるだけなくして、それに対応したまちづくり、これはもう当然考えていきます。

**○持留良一議員** 最後の安心して子育てできる総合的な支援対策について伺います。

先ほど育児休業法、それから介護休業法の取得状況が報告されましたが、男女共同参画の中に「これを担当するところはどこなのか」と書いてあるんです。3月からスタートをしてこの時点でこんな状況かということ、若干私は悲しくなってしまうんですけども、この育児休業等の取得状況の把握と情報提供というのは保健福祉課なんですよ。保健福祉課がこれを担当するという事になっているんです。私は説明会のときにも、当然窓口に来られるわけだから、その状況は一番つかめるわけですよ、保健福祉課というのは、保育園の手続等に来られたりとかいうこともあったときに。こういう状況だという認識をされていたんでしょうか。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 育児・介護休業法の取得状況につきましては、私ども児童照会を含めまして一応確認を行ったんですけど、実際の把握は一応できなかったということで、今回は把握しておりませんでした。

**○持留良一議員** 私は、単純にここに回ってきたというのは、ここでいろんな状況をつかめると、なおかつ情報も提供できるということだろうと思う。だから、ここがそういう担当課になったと思うんです。そのことでいろんな問題へ向けての対応もできるんだらうなというふうに認識をしているんです。だからこそ共同参画の

中ではこんなふうになったと思いますので、そういう立場でぜひ今後は把握等に努めていただきたいと思います。

そこで、先ほど問題点はないのかということでありましたけれども、この男女共同参画や次世代育成計画等も含めて共通して言えるのは、とにかく安心して子育てできる環境、そういう支援策をしっかりとっていこうということが共通の中身だろうと思うんですよ。

ところが、本市において、例えば1つの問題は、保育所に育児休業をとって今まで今度は預けた子供を退園を迫られるという事態があります。先ほど市長にもお配りしましたけれども、国の通達においては退園をさせなさいということはひとつも書いてないというふうに思うんですが、市長も先ほどからも資料を見てらっしゃると思うんですが、市長の見解を伺います。

**○市長（水迫順一）** 実は私自身もそういうような苦情は聞いております。制度上、そういう方向で本市もきておるわけでございまして、育児休業の取得自体が非常に当市ではまだ低いんじゃないかというふうに思っている中、今後、これは大手企業を中心に、それとまた経営者の理解のあるところ等が中心に育児休業の取得がだんだんだんだんふえてきておる環境にあります。ですから、当然今後、これは検討していかなければいけないというふうに思いますし、国の制度上の問題も絡んできていますので、この辺の緩和はぜひ必要だと、そういうふうに思います。

**○持留良一議員** 明確に答えていただきたいんですけども、この通達で「退園をしなさい」というふうにはなっていない。そのことを私は求めたんですよ。そうでないと、今までも多くの方々がこれで退園を迫られているんです。その後、今度はお子さんはどこに行くかということと幼稚園なんです。もしくは一時保育。

この3歳児から5歳児というのは一番集団的

にもかかわっていく、発達的にも重要な時期なんですね。だから、国も発達上の環境の変化は好ましくないと思料される場合、こういう場合にはもうちゃんと継続して入園させなさいと。1番目には、入園児童の環境の変化は、もう環境が変わると大変だから、そういうこともさせないようにしなさい。とにかくそういう人に対しては配慮して、継続して入園させなさいというふうになっていますよね。この点について、再度市長にお聞きします。この文章で退園しなさいとなっているかどうか、その1点だけ答えてください。

そしてもう1つは、学童保育の問題です。私もこの間市長にも訴えてきましたし、またひとり親家庭の方等も含めて市長に訴えてきました。いよいよもう来年が見えてくる状況の中にあります。そして、もしこれができなければここを立ち去らなきゃならないという事態にもなってくるので、ようやく家賃減免などでそういう支援策はとられ、若い人たちが移り住んでいく中で、あと問題なのは学校後の問題なんです。保育所、幼稚園等は今カバーできましたけれども、今度は保育園の問題ですね、学童保育。これはもう単純に国の制度を待っていてもだめだと思うんですよ。全国でも単独で開所しているところもありますので、そう思い切った市長は今、立場に立って、ここは取り組みをしていくということをはっきりと述べていただきたいんですが、この2点について確認をします。

**○市長（水迫順一）** 確かに先ほど資料を渡されて、その中には書いていないのは事実です。だけど、慣例として多くそういうようなことでやってきておりますので、この辺についてはちょっと精査してみたい、そのように思います。

それと、学童保育につきましては、できるだけ我々も拡充したいという気持ちでおります。そしてまた、今までなかなか人数的にできなかった、クリアできなかった。そのことで市独自

のでできるのかどうかも、今、検討中でございます。ですからこの辺は、子供育成の環境、子供を育てる環境を重点的にここのところをやっつけようという中の一環で取り組んでいきたいと思っておるところでございます。（持留良一議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

**○議長（川尻達志）** 次に、4番堀添國尚議員の質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

**○堀添國尚議員** 志半ばにして病に倒れ、他界された葛迫猛さんと御家族に哀悼の意を表します。

今後、垂水市が順調に発展するようお導きくださいますよう念じながら、ただいま議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりましたことに対し質問をいたしますので、わかりやすく簡潔な答弁をよろしく願いたいします。

まず、牛根地区の諸問題についての1点目、ブリの加工場が牛根麓に進出するようですが、その概要と排水対策について何う予定でありましたが、同僚議員のさきの質問に対しての答弁で概要等はよくわかりました。

ただ、排水対策がどうなっているのか気になっておりますので、牛根麓の場合は湾奥になります。海潟、古江とは違った規制値が設けられていると思うんですが、そのあたりをわかっておいたら教えていただきたい。

2点目、中学校の統合に伴って、生徒への精神的な問題をケアするため、統合校から中央校への教師の配置がぜひとも大事であると思うが、いかがですかということだったんですが、ほかのことはるる同僚議員の質問に対して説明がありましたが、牛根中学校の場合は準僻地でありまして、あそこの先生が単純に統合の垂水中央中学校へ赴任するということは難しいというふうに聞いておりますが、これは学校の教職員の移動の問題でありまして、このように統合とい

うようなそれこそ滅多にないことなわけですから、そこは牛根中学校の教師が中央中学校へ赴任できるように、教育長ほか、市長は頑張っていていただきたいと思うんですが、その点についてお伺いをいたします。

3点目、これも統合に向かったの安全対策の1つですが、スクールバスの安全対策について伺います。

1月ごろ入札するとかいうような話だったわけですが、それは入札の段階で安全対策に対しての項目等もあるのかどうか、そこらあたりを教えてくださいたいと思います。

4点目ですが、旧牛根給食センターは現在廃屋となっており、管理も十分ではないようですが、これを活用する方法を考える必要があると思うが、教育委員会のほうではどのような方法を考えているか、お伺いします。

5点目ですが、中浜集落墓地の山腹崩壊の修復は大分進んできているようですが、あとの半分が今後の計画がわかりませんが、どのようになっているのか教えてください。

6点目、国道220号の整備について、麓地区、辺田地区、二川地区、境地区の現状と今後の計画はどうなっているか、お願いいたします。

7点目、前にも何回も質問をしておるんですが、境大園集落の山手は山腹崩壊が心配されるが、何らかの方法で手を打つことはできないだろうか、よろしく御答弁をお願いいたします。

8点目、牛根地区の旧国鉄跡地の整備は他地区に比べて大きくおこなわれていると思う。今後の整備計画、舗装計画をお示し願います。

次に、環境問題及び自然保護について。

1点目、猿ヶ城に建設されるバンガローや活性化施設の排水を本流に放流するような方法であると思うが、もっとよい方法をとる必要があると思うが、お考えをお聞かせ願います。

2点目、先ほど同僚議員の質問に対し、国道の小浜一脇登間のトンネルの状況はわかってき

たわけですが、答弁の中では、小浜下の国道を海のほうへ広げるんじゃなくて、山手のほうへするというふうなふうに聞こえたわけですが、そのところを確認したいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

○企画課長（太崎 勤）ブリの加工場建設の排水対策についてでございますが、市と締結いたしました立地協定書におきまして、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講じることの規定も盛り込まれておりますことから、環境の対策等に万全を期されるものと考えます。

また、先月、会社側も社長を含めた役員の方々が地元住民説明会を開き、環境対策についても万全を期することを明言されております。

当工場からの排出水は鹿児島湾に流出しますが、湾奥部は閉鎖的水域であることから、当区域は、水質汚濁防止法の規定に基づく一律排水基準より厳しい上乗せ基準が県の条例によって定められております。

当工場からの排出水量が30立方メートル未満であるために、厳しいこの上乗せ基準は適用されません。しかし、会社側としては、この厳しい上乗せ基準よりもさらに良質にする能力のある排水処理施設を設置する計画であるようです。

今般市におきましては、鹿児島湾の水質保全等のため、県の関係機関と協議しながら、排水対策に万全を期するように指導をしてみたいと考えております。

○教育長（肥後昌幸）垂水中央中学校の教師の配置について、堀添議員の御質問にお答えいたします。

中学校の統合に伴いまして、教職員の人事異動が必要になります。特に、統合になります垂水南中、協和中、牛根中は全員が異動対象者となります。

牛根中だけでなくこの3校の生徒は、新しい中学校になれるまで緊張や不安も生じるものと考えられます。そこで、堀添議員が言われる

ように、それぞれの中学校から教職員が1人でも新中学校に異動になれば、生徒の緊張や不安が大分解消されます。

教職員の人事異動は、鹿児島県におきましては、教職員長期人事異動の標準というのがございます、これにのっとって行います。そして、各教科担当教員のバランス、教員の勤務年数あるいは経験地区、本人の希望等を総合的に考えて進めます。

しかし、特に中学校の場合、教科担当教員が人数が決まっているわけですね。そういうわけですのでなかなか思うようにはいきませんが、統合という特殊事情でございますので、県教委と綿密な連携をとって、最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○教委総務課長（北迫睦男）** 3番目のスクールバスの安全対策についてお答えします。

中学校統合後のスクールバス運行形態につきましては、大藪議員にお答えしたような運営を計画しております。

最も大事なことは、スクールバスを利用する生徒の安全対策であると認識しております。

1月ごろに入札を予定しておりますが、現在、大野地区のスクールバスを委託しておりますけれども、入札の仕様書の中で、安全確保、保険加入を義務づけております。条文を紹介しますと、「乗車全員分の安全が確保できるとともに、万一事故等の場合を考慮して任意保険に加入していること」としてありますが、同様の手続を進めることにしたいと考えております。また、落札業者とは、安全面には特に配慮するよう随時十分連携を図りたいと考えております。

次に、4番目の旧牛根給食センターの活用についての御質問でございますが、旧牛根給食センターは、御存じのとおり、平成15年に市立の学校給食センターがオープンと同時に閉鎖されてから、これまで利用されずに、現在は牛

根中学校の一部倉庫となっております。4中学校が統合されましたら普通財産への所管がえを行い、有効活用を図るよう関係課で協議していきたいと考えております。

**○土木課長（深港 渉）** 次に、5点目の中浜墓地上の崩壊対策につきまして、これは国土交通省事業として行われておりますので、所管であります大隅河川国道事務所より回答いただきましたものを土木課のほうでお答えいたします。

本地区は、平成17年の台風被災により崩壊し、国道を埋塞し、国道の通行どめを余儀なくされましたことから、平成20年度より国土交通省事業として中浜地区防災工事が着手されているところでございます。

対策工事としましては、表面近くの弱い地盤のアンカーという一種のいかりによります緊張と表面の吹きつけ、のり砕工が主体でございます。のり面の総面積が約5,200平方メートル、長さ的に言いますと、横方向への延長が約100メートル、のり面の長さが約50メートルでございます。このうち国道から向かいまして右側部分の約3,100平方メートルにつきましては、1期工事としましてことし8月までに完了している現状でございます。残りの左側部分の約2,100平方メートルにつきましては、2期工事としまして同様の工法によりまして、今年度中、事務等が順調に進めば近々発注予定の計画と聞いております。

6点目の国道事業のことでございますけれども、同じく大隅河川国道事務所より回答いただきましたことにお答えいたします。

まず、牛根麓地区でございますけれども、「先般牛根麓自治協会より拡幅の要望をいただいております。事業への地元協力が得られることが確認できておるところでございます。予算措置等の課題はありますが、今後の歩道整備の候補箇所と認識しております」とありました。

それから、辺田から牛根境につきましては、

「歩道整備を進めており、平成19年度に辺田地区の延長0.6キロメートル及び二川地区の延長1.1キロメートルと、平成20年度に牛根境地区の延長0.9キロメートルの事業に着手しております。今年度は、辺田地区及び二川地区の用地買収促進と工事着手、また牛根塚地区におきましては、用地幅ぐいの設置あるいは用地調査、それに伴います用地買収に着手する予定であり、今後とも事業の推進に努めてまいりたい」とありました。

なお、「辺田地区、二川地区におきます今年度からの工事の着手場所につきましては、用地買収や補償等によります移転物件等の進捗度合いにより、現時点ではそのかかるべき工事の場所については明確にお示しできない」とありましたので、申し添えます。

以上でございます。

**○農林課長（山口親志）** 7番目の境大園集落の山手の山腹崩壊の件について、堀添議員の質問にお答えいたします。

この箇所は、以前にも質問でされておりますが、急傾斜事業と治山事業で整備をしまして、残りの箇所を引き続き事業を導入して整備をしたいということで、県に要望してまいりました。

県も事業推進に努めていただき、地域の代表者も地権者の同意の受領に努力していただきましたが、同意が得られずストップしており、県への要望事項案件箇所として、現在のところ、協議・要望していないところでございます。

ただし、地域からの要望等を踏まえ、再度県へ要望を行う方法があるかと思っておりますので、地域の方々と協議をしてみたいと思います。もちろんこの際は、当然のことながら地権者の同意が、治山にしても急傾斜にしても同意が必要条件になってくるとは思います。

続きまして、8番目の旧国鉄跡地の牛根地区の舗装の計画の件についてお答えいたします。

現在、牛根地区の舗装の計画としましては、牛根麓の佛石川から道の駅前の大迫川までの間は林道整備事業で舗装を行う計画であります。旧国鉄跡地の舗装については、単独事業で行うことが厳しいですので、補助事業等の導入で検討をしていきたいと思っております。

23年度実施予定の新たな中山間地域総合整備事業で、地域からの要望のリスト箇所に、佛石川から牛根麓間の林道整備事業で残った箇所、また牛根境の上園地区をリストに上げております。

もちろん利用度数も考慮しながら舗装の検討をしてみたいと思いますが、引き続き、地域の皆様の協力をいただきながら、未舗装の部分の除草作業はあわせて行ってまいりたいと思っております。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 環境問題及び自然保護についての1点目の御質問にお答えいたします。

猿ヶ城の活性化施設並びにバンガロー等の排水処理については、当初環境への配慮のために蒸発散処理方式や土壌浸透方式の採用を検討いたしましたでしたが、使用実績が少なく、県の構造審査の考え方に合致いたしませんでした。

このことにつきましては、猿ヶ城付近の河川の水質が非常によいことから、県とも幾度も協議を重ね、構造上のこと、維持管理上の安定性など検討し、最終的に、今回設置しました合併処理浄化槽方式が最良な方法であるということになりました。

以上でございます。

**○土木課長（深港 渉）** 大きな2番目の環境問題及び自然保護についての2点目の脇登一小浜間の国道拡幅に伴う基本的考え方は、先ほどと同じく大隅河川国道事務所より回答をいただきましたので、それを述べさせていただきます。

本地区につきましては、川畑議員の御質問のほうにもありました国道220号早崎改良事業のこ

とでございますけれども、「現段階ではトンネルの実施計画ができておりませんが、少なくとも当事業におきましては、海浜部分への直接的な影響は少ないと考えています。しかしながら、環境問題及び自然保護は重要な課題と言えますので、貴重な植物や歴史的遺物などの把握に努め、その施行に際しましては、公共水域等への土砂等流出の防止はもちろんのこと、振動、騒音、粉じんなど環境負荷への低減を図るとともに、また工事の範囲も最小限の影響部分にとどめるなど、自然保護にも十分配慮してまいります」とのことでございます。

また、質問の中に、先ほど川畑議員のほうで御質問あったときに答弁したとありました、小浜地区が山手側へ拡幅という言葉が出ておりますけれども、私のほうとしては、この線形的なものは示してないと認識しておりますけれども、確かに言われるとおり、図面を拝見いたしておりますが、また用地幅ぐいも今年度小浜地区については設置されますことから、おっしゃられますとおり、小浜地区に限りましてはほぼ全面的に山手側への拡幅ということは事実のようでございますので、その点につきましては、ただいまお示ししたということだけでいただければと思います。

以上でございます。

**○堀添國尚議員** ブリの加工場の排水対策の件ですが、何か流量が少ないということで強制的な規制値は設けられないというふうに答弁があったようですが、会社のほうも上乘せした規制値でやりたいということを前向きな姿勢のようですが、ぜひそのようにやはり関係者のほうでもお願いをしたいと思っております。

それと、あそこは港の真上に敷地があって、その排水をどこへ流すのかですね、そこがちょっと気になっているんですが、港のあのアスファルトを突き破って流すのか、どっか迂回して流すのか、そういう方法をとられないと排水は

流すことはできないわけですが、私は現地の近くに住んでおりますので、できたら、排水は国道の側溝へ流せば東側へ流れて、あの突堤の外側に流れることとなります。西側のほうへ流すと突堤より湾のほうへ流れますから、海流が少ないということで汚濁の原因になりますので、ぜひそこらあたりも綿密に協議されながら、その会社等を指導していただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

中学校の統合に向けての統合校区からの教師の配置の問題ですが、難しい面もあろうかとは思いますが、ただし、人間がつくった基準ですからね、この統合というのはそんな頻繁にあるものじゃないし、学校はだれのためにあるかというところとやっぱり子供たちのためにあるわけですから、そこらあたりのトップの責任としてぜひそういう実現に向けて、最大の努力をすると教育長は言っていたわけですが、必ず実現するというふうに受けとめたいと思っております。これはもう答弁は要りません。

スクールバスの安全対策についても前向きに検討されているようです。よろしくお願ひしたいと思います。

旧牛根給食センターの活用方法も今、課長のほうで答弁があって、普通財産に切りかえてから関係課と協議をしてみたいと、このような前向きな御答弁でした。よろしくお願ひいたします。答弁は要りません。

中浜集落墓地の山腹崩壊の今後の計画で土木課長の説明をいただきました。

あと半分はどうするのかということですから、順調にいったら今年度中に実施できると、こういう答弁でよかったんじゃないかと。簡潔にお願いします。

国道220号の拡幅の件についてはよくわかりました。地元の人たちもぜひこの拡幅については希望しておりますので、特に境地区はずっと待っているわけですから、ぜひよろしくお願ひし

ます。これも答弁は要りません。

大園集落の山手の山腹崩壊の件ですが、やはり玄人的に見れば余り危なくないみたいなことを言うんだけど、私たち素人が見たら、山が覆いかぶさってくるようで非常に危険性を感じるんですよ。このようなことがやっぱり境集落の人口減につながっていくんだと、こういうことになろうかと思えますので、そこあたりの安全対策という面から、ぜひ地権者の同意を得ながら頑張ってください。よろしくお願ひします。以上です。このことについては答弁は要りません。

舗装の計画、旧国鉄跡地の舗装の計画ですが、前の質問のときに課長は「希望があればやります」という答弁をなさったわけですが、あれからもう何回も私ももう、どしこ質問したってひとっこっじゃという気持ちで、2回、3回空白はあったんですけど、やっぱりこれじゃいかんなどと思ってまた再質問するわけですが、やはり今、課長も見られて感じられると思うんですけど、今の牛根地区のあの未舗装の部分が他地区と比べてどういうものであるかと、こういうことはもう見られたらわかると思います。地域の皆さんはもう不公平感を感じておりますので、市長のためにもならないと思えますので、早急に実施をされるようによろしくお願ひいたします。これも答弁は要りません。

環境問題と自然保護についてですが、先にこの下のほうの小浜のこのことから。

これは、垂水市が海岸線が37キロというふうに、自慢なのか何かしらんけど、そこを強調されるわけですけど、もう垂水の海岸は全部テトラポットで埋め尽くされております。本当の海というのはあそこの200メートルぐらいしかないです。自分たちの生活と、素直に海と交流ができる場というのは。

この前、教育長に、植物が詳しいということ御相談をしてみたら、忙しい中、現地に行っ

ていただいて植物を全部調べてくださいました。もう私が思っている以上に、50種類近くそういうあれがあるわけですね。

特に、ああいう海があつて、波打ち際があつて、浜があつて、浜の上にちょっと草地があるというようなそういう状況というのは、もう垂水でもあそこしかないように思うんですよ。ですから、非常に貴重な自然だと思えますので、先ほどの課長の答弁で安心しましたけど、ぜひ今後あそこが侵されることのないようにしていただきたい。と同時に、私も小浜地区の皆さんに、いかに大事かということをもたお話をしてみ、また部落総出で守るようにしてみたいと思えます。これも答弁は要りません。

最後ですが、今、商工観光課長が言いました、最善の方法はこれしかないというふうな答弁があったわけですが、私はそうじゃないと思えます。

というのは、市長もよく元気市には来られるんですけど、あそこに垂水高校平成8年度書道選択者会員による合作詩というのが掲げてあります。「ああ垂水」という詩ですね。そこをちょっと読んでみますね。「温かい太陽の光を浴びて咲き誇る高峠の花たち、そそり立つ緑に囲まれた大隅湖、心安らぐ猿ヶ城の清流、本城川。星は澄み、月は輝き、高隈山上太陽は炎となって燃える。都会の色に染まらないきれいな垂水」。まだ続くんですが、これは1番のところだけですね。

そして、市長が責任を持って発行された市勢要覧ですよ。ここもこのようにきれいな写真が写されて、強調されておりますね。中身も、猿ヶ城の整備に対する文言が幾つかあります。

そして、私たちが行政をしていく中で指標としなければならない市民憲章の中の1つに、「私たちはみんな美しい郷土を愛しましょう」という、こういう文言があるわけですね。

そこで、今、商工観光課長がおっしゃった排

水を本流に流すということ、どうですか、本当にそれでも最善の方法というふうにお考えですか。答弁は要りませんよ。（発言する者あり）

だけど、市長、「市報たるみず」の9月号ですよ、ここにも、垂水中央中学校の校歌の中に「本城の清き流れに」という文言があるんですよ。垂水高等学校の校歌の中にもこういう文言が出てきます。

そういうことを総合的に考えた場合、垂水市の本城川に対する水の、行政としてはどうあるべきかということが見えてくると思うんですね。そういう素地があって初めて垂水は水産業も私は生まれたと思うんです。

そこで、行政のプロとして迎えられた副市長にお尋ねしますが、そういう今申し上げたようなことを、あなたは行政のプロで市長を支えなければならない立場にあるんですが、市長に、環境の基本条例は時間を要することだが、この本城川にそういう、いかに合法的といえどもそういう排水を本流に流すということに対して、あなたはどういうふうに思われますか。そこをお尋ねいたします。

**○副市長（小島憲男）** 堀添議員の御質問にお答え申し上げます。

新しいキャンプ場、つまりバンガロー施設や地域活性化施設からの排水対策の件についてでございますが、本城川、今現在、非常にきれいな本城川に放流をすることは環境破壊につながるんじゃないかと、垂水のイメージが壊れるんじゃないかというようなことでございますが、議員御指摘の件は、つまり行政が実施する場合は十分環境問題に配慮した、民間がする場合よりも環境に十分配慮すべきではなかったかということでございますけれども、これは当然のことと思っております。

このため、今回の猿ヶ城キャンプ場の排水処理につきましては、先ほど商工観光課長が申し上げますとおり、2年ほど前の県との協議に

おきまして、放流しない方式、つまり蒸発散方式とか地下浸透方式について県と協議をしたところでございましたけれども、やむなくそれが補助事業として認められなかったということで、県の指示どおり、指導どおり合併浄化槽方式によって川へ放流せざるを得なかったということは、先ほど答弁したとおりでございますが、そしてまた工事につきましては、もう既に今回、ことしの5月に着工しまして7月に終わったところでございますが、環境対策については市長に進言するべきじゃなかったかということでございますけれども、確かに環境対策は非常に大事でございますけれども、補助対象として認められなければ事業がまずできなかったということをお理解いただきたいと思います。

それから、まださらなる市単独でのそういう方式をとりますと、これはもう単費持ち出しになりますので、相当一般財源を出すこととなりますので、それもまた非常に難しかったということで御理解をいただきたいと思います。

環境問題につきましては非常に大事なことで思っております。

**○堀添國尚議員** ありがとうございます。

理解していただきたいということですが、今の段階で私は理解できません。結果的には、しないことと一緒なんですよね。やはりお金がどれぐらい予算が要るかどうかしらんけど、私は方法はあると思うんですよ。あそこは空き地もありますよ、下のほうにですね。ちょっと買収して池をつくって、そこへ放流して、ホテイアオイとかアヤメとかいろんな水生の植物を植えて、そしてコイなども放しながら、さらに自然浄化したやつを流すと。

今、あそこに行ってみてください。もうちょろちょろですよ、川は。子供たちが水浴びをしているんですよ。

だから、私は垂水のこのことは環境に対する1つの大きな礎だと思っておりますので、そうしてい

かないと、今から先、民間が会社をつくるとかそういうことが出てきた場合に、市は自分ではしないで、民間にそれを求めることはできないと思うんですよね。だから、やはり理想的なものをつくって、そして県の専門家にも聞いてみました。90%は除去できるんだ、浄化できる、コップの水みたいになります。しかし、中の薬品、洗剤等のものについて分解しませんと、こういうことでした。

ですから、今さっき申し上げた、下場に池をつくるか、あるいは活性化施設やバンガローでは洗剤等を市が指定するものに限定してしまうんです。そうすることによって、他市から垂水に遊びに来られた方々も、垂水の水に対する環境行政というものについて非常に信頼度がわいて、そしてさらに垂水の水産業に対しての信頼もわいてくるだろうと、こういうふう思うわけです。

ですから、本当はまだ言い足りないところはあるんですが、そこらあたりの本城川を、あそこをつくることについては議会も認めたし、それはそれでいいんだと。新幹線がやってくると、そのお客さんを垂水に呼ぼうと。そこまではそれでよかったと思うんです。しかし、あれをつくることによって排水対策と同時に、本城川の水質について行政の方向というものが考えられなかったのかなと思うんですよね。

であれば、今からでも遅くないから環境基本条例とかそういうことを、やはり市にとっては必要になっていくんだろうと思いますので、そういう点では副市長の、市長の背中を押すその役目は非常に大事になるかと思しますので、どうか市長の力になって、そういう垂水の水の環境が未来永劫にわたって保たれるようにしていただきたいと、このようにお願いと要望、意見を申し上げておきたいと思えます。

もう1点ですね、餅井荘のあの冷泉が出てくるところも買収されたように聞いているんです

が、どうなんでしょうか、そこらあたりは。

○商工観光課長（倉岡孝昌）ただいま御質問のありました餅井荘と申しますか、所有者は馬場さんでございますけれども、その土地は、今の施設、今度新しい施設の駐車場が不足しますことから、土地をお借りしたいということで今お願いして、交渉をしている最中でございます。

○堀添國尚議員 買収をされたわけじゃないということはわかりました。しかし、あそこの何か利用を、お借りして駐車場として利用されとか利用法はあると思うんですが、今、垂水のある商店もあそこに水をくんで豆腐をつくっております。いろいろ垂水の水で試されたそうです。しかし、あそこの水が一番豆腐に適しているということで、くんでいけます。それと同時に、市内外からも利用者が多いです。その方たちのための言えば取得権があるわけですからね、そこはどういうふうにお考えですか。

○商工観光課長（倉岡孝昌）取得権と申しますか、確かに多くの方が利用されていらっしゃると思いますので、その点については配慮したいと思っております。

ただ、あの温泉につきましては、猿ヶ城の新施設につきましても温泉ということで利用したいというふうに思っております。（堀添國尚議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川尻達志）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これにて散会します。

午後4時52分散会

平成 21 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 21 年 9 月 9 日

本会議第3号(9月9日)(水曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	( 欠 員 )
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年9月9日午前9時30分開会

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△一般質問

○議長（川尻達志）本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、おはようございます。

早速、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問させていただきます。

まず、財政健全化法に基づく健全化判断比率につきましても、平成19年度決算から公表が義務づけられ、昨年10月には鹿児島県が県内市町村の健全化判断比率を公表しておりました。本市においては、既に行財政改革の取り組み中であり、財政健全化の成果もあらわれつつある中での公表となりましたが、その中で実質公債費率が16.3%、将来負担比率が174.1%といずれも国の定める基準は下回る結果となっていたようです。

そこで、平成20年度の決算の結果も公表が近いと思いますが、本市の平成20年度の健全化判断比率が平成19年度に比べてどうだったのか。実質公債費率、将来負担比率などわかっておる範囲でお伺いいたします。

次に、監査機能についてですが、地方分権の進展などに伴い、地方公共団体の事務事業は今後さらに高度化、多様化していこうと言われております。今後は、地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていく

ことが大事ではないかと考えます。そのためには、地方公共団体がみずからのチェック機能を高めていくことが重要であり、監査機能の役割はさらに増してくると言われております。今後、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、財政状況に関する指標の整備と公表が義務づけられ、議会への報告、公表に際しましては監査委員の審査に付することとされております。

これらを踏まえて、政府の諮問機関などでは、監査機能の充実・強化、議会制度のあり方、地方行財政などのあり方などについて調査・審議がされたようですが、その中の監査機能の充実・強化においてはどのような内容で、どのような答申だったのか伺います。

次に、雇用対策についてですが、昨日同僚議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、お許し願います。

今、全国的に不況が続いております。仕事をしたくても仕事がない、政府もいろいろな雇用対策などを講じておりますが、なかなか改善の兆しが見えてきません。

このような折、本市においては、昨日もグローバル・オーシャン・ワークス株式会社の誘致とうれしいニュースがありました。そして、9月4日の新聞報道で、鹿児島県がカンパチの種苗生産施設を10億円余りも投じて整備すると知りまして、大変うれしく思っているところでございます。

そこで、今後もこのような展開を期待したいところではありますが、これからの企業誘致や既存の企業に対する支援・協力など、市としての取り組み、考え方について市長にお伺いいたします。

次に、国民健康保険税についてですが、今、全国的な不況で各市町村はいろいろな税収などの徴収に苦慮していると聞いております。また、9月3日の南日本新聞には、平成19年度の国民

医療費が過去最高の34兆1,360億円となり、国民1人当たりでは26万7,200円だったとの記事が記載されておりました。本市の現状はどうか。また、20年度の本市の国民健康保険税の徴収率はどうか。伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○財政課長（三浦敬志）** 財政健全化法による財政指標であります健全化判断比率のうち、実質公債費率、将来負担比率に関するお尋ねにお答えいたします。

平成20年度決算に基づく実質公債費比率は15.8%で、昨年度と比較した場合、0.5ポイント低くなりました。この実質公債費比率が25%以上になりますと、早期健全化段階となるイエローゾーンであると判断されます。将来負担比率は150.4%で、昨年度と比較した場合、23.7ポイント低くなりました。この将来負担比率は350%以上がイエローゾーンと判断されます。いずれの数値もイエローゾーンより低くなっております。これらの数値ができるだけ低くなるよう努力してまいりたいと思います。

**○監査事務局長（森下利行）** 2番目の今後の監査機能の充実・強化につきまして、国で審議されました内容についてお答えします。

地方制度の改善策を検討する政府の諮問機関であります地方制度調査会におきましては、監査委員の独立の強化を図る観点から、組織のあり方、委員の選任方法、OB職員の就任制限、それから議会選出委員のあり方などが審議されております。

また、監査能力の向上を図るという観点から、弁護士、公認会計士、税理士などの資格を有する者や監査の実務に精通している者などの人材確保を図り、より専門性を高めることや、外部監査のあり方では積極的に導入促進を図ることが審議されたようであります。

ただし、これらに対する審議の内容は、一定の方向性は示されているものの、引き続き検討

を行う必要があるという答申が多いようでありました。

以上でございます。

**○市長（水迫順一）** 田平議員の企業誘致や雇用についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

先日誘致ができましたグローバル・オーシャン・ワークスにつきましては、大変ありがたいことだというふうに思っておりますし、それからまた先般来、山田水産のサンマのかば焼き工場の誘致もできました。そしてまた議員おっしゃるとおり、県の水産試験場跡地の利活用、これに対しましては当然雇用も発生するものというふうに思っておりますし、大変ありがたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、未曾有の経済危機状態にありますので、地方の雇用状態というのも本市をひっくり返して大変厳しい状況が続いております。そのような中で、企業を誘致するという環境がさらに厳しくなっているというのも事実でございます。今申しましたようなのが本市にできたことは本当にありがたいと重ねて申し上げたいと、そのように思います。

ただ、雇用の受け皿全体を考えますと、どうしても本市の場合は一次産業、農業と水産業が基幹産業でございます。そこが大きな雇用の受け皿となっておりますのでございますし、これからも農業と水産業を中心にした一次産業が基幹産業であり続けるわけでございますから、農業、水産業を中心にした雇用の増大、雇用を創出していくということには今後も引き続いて力を入れなければいけない。

そしてもう1つ、最近それに加えることに、一次産業に大きく影響します観光産業、これもあわせて振興を図りながら、その3つがまた雇用の受け皿となってさらに進んでいくこと、それが非常に大事であろう、そういうふうに思っております。

企業誘致のほうも、なかなか国内でもどこも

厳しい環境なんです、特に欲しいのは男子雇用の企業誘致をしなければなりません。人口増を図るにしましても、なかなかこの男子雇用の企業誘致が厳しい環境にあるのは事実でございますが、景気もまた先々回復してくるでありましょうし、引き続いて企業誘致には力を入れてまいりたい。それと一次産業の振興を図っていききたい。そのように思っております。

○市民課長（葛迫隆博）国民保険税に関する御質問にお答え申し上げます。

私からは、垂水市国民健康保険における医療費の現状についてお答えいたします。

先ほど議員が平成19年度の国民医療費が1人当たり26万7,000円と申されましたが、本市の国保医療費を申しますと、36万7,000円となっております。

また、平成19年度と平成20年度を比較しますと、被保険者が220名ほど少なくなっているにもかかわらず、1人当たりの医療費は逆に1万8,000円ほど高くなっておりまして、医療費用が年々高くなっております。

なお、この件に関しましては、7月の「国保だより」に掲載し、周知を図っております。

それでは、国保における医療費について、19年度の実績により説明申し上げます。

まず、1人当たりの診療費についてですが、特に入院費が非常に高い傾向にあると言えます。分析結果を申しますと、国保一般の入院費1人当たりが14万8,000円で全国平均の1.88倍、退職の入院費1人当たりが17万8,000円で全国平均の1.31倍という高い数値であります。

なお、参考までに入院先を申しますと、市内医療機関が24%、市外医療機関が76%ということです。

次に、入院費の診療諸率3要素と呼ばれます、入院の受診率、1件当たり日数、1日当たりの診療費を申しますと、入院の受診率が41.28%で全国平均の1.96倍、1件当たり日数が19.91日で

全国平均の1.21倍、1日当たり診療費が1万9,000円で全国平均の0.72倍という状況でございます。今申した中で全国平均を下回っているのが、1日当たりの診療費でございますが、これは医療費の低い長期入院者が多いことが要因であるものと考えております。

以上でございます。

○税務課長（川井田志郎）4番目の国民健康保険税について、本市の平成20年度国民健康保険税の徴収率の質問にお答え申し上げます。

本市の平成20年度国民健康保険税の徴収率は、現年度分が92.76%でございました。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

先ほど回答いただきましたとおり、実質公債費率が16.3%から15.8%に、そして将来負担比率が174.1%から150.4%になり、昨年度より数値がよくなっているようでございます。

特に、将来負担比率につきましては、平成19年度の結果では県内18市の中の16位と、本市は将来支払う可能性のある負担割合がほかの市と比較して非常に高かったようでありました。将来の財政状況を図る上で、将来負担比率が大事な指標であると考えますが、今後の見通しと負担比率を下げる方策などについて伺います。

次に、監査機能についてですが、財政健全化法の全面的な施行に伴い、財政当局はその数値に一喜一憂していると思われまます。

そこで、監査機能についてですが、監査当局も審査意見を言わなければならない立場であります。監査における健全化判断比率などの監査事務と評価に係る留意すべき事項はどのようなものなのか、伺います。

次に、雇用対策についてですが、先ほど市長に、グローバル・オーシャン・ワークスと、先ほど初めて聞きましたが、山田水産のこと、それと種苗生産施設のことについてお聞きしまし

た。本市の非常に厳しい水産業にとっては久々の明るいニュースで、関係者も大変喜んでおられると思います。そして、雇用対策についても今後大いに期待できると思っております。

また、企業誘致や企業支援などに関する市の考え方もお聞きし、いろいろと努力されていらっしゃると思います。

そこで、2回目の質問として、今、国や県からの雇用対策など、具体的にどのような事業に現在、取り組んでおられるのか、農林課、水産課、商工観光課に伺います。

次に、国民健康保険税についてですが、先ほど徴収率が計画に対しまして92.7とのことでした。過去数年間の徴収率の推移はどうだったのか。また、ほかの市町村の状況はどうか。徴収率が、県などがいろいろ目標基準を指定していると思いますが、もし達成されない場合の影響はどうか、伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

**○財政課長（三浦敬志）** 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

将来負担比率につきましては、将来負担する可能性のあるものを指標化したもので、負担率を上げる主な要因といたしましては、地方債の現在高、退職手当の見込み額、設立法人等の負債の見込みなどがございます。

田平議員の御指摘のように、平成19年度につきましては負担率が低いほうから県内18市中16位でしたが、平成20年度分につきましてはまだ県の公表がないため、県内の順位はわかりませんが、地方債の残高減などにより前年度から20ポイント以上上げておりますので、若干順位はよくなるのではないかと期待しているところでございます。

さて、将来負担比率の見通しと今後の改善策の方策でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地方債の現在高、退職手当の見込み額等が負担率の構成要素であります。地方債の新

規発行分の抑制や職員数の削減、債務保証、損失補償などの縮減などを図ることにより、今後とも順調に下げているものと考えております。

以上でございます。

**○監査事務局長（森下利行）** 田平議員の2回目の御質問にお答えします。

財政健全化判断比率の審査事務に当たりましては、市長から提出されました健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施しておりますが、その審査事務に当たりましては、基礎数値が算定様式等に基づき正しく計算されているか、算定に必要な基礎数値が基礎資料から正しく抽出されているか、基礎数値の抽出に当たり一定の判断を要する場合、正しい判断がなされているか、数値のベースとなる決算書や台帳等の基礎資料が正しく作成されているか。以上、4つの項目を主に重要視しまして審査事務には当たっております。

次に、健全化判断比率等の評価に係る留意事項であります。当然のことながら、単に健全化判断比率基準を下回れば問題はないということではなく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから資金不足比率につきましては、健全化判断基準以下であっても赤字や資金不足があれば解消すべきであり、赤字会計については改善の対処が必要となります。

また、実質公債費比率や将来負担比率につきましては、その要素の分析が重要であり、特に将来負担比率は、同じ水準であってもどのような債務償還ペースであるかが財政運営に大きく影響することや、資金不足比率につきましては、一般会計からの繰り出しの状況をあわせた分析が必要となります。

以上、評価につきましては、ただいま申し上げました点に留意しながら行っております。

以上です。

**○農林課長（山口親志）** 田平議員の質問の農

林課における雇用対策の現状についてお答えいたします。

農政関係の雇用対策事業としましては、平成20年度より、農の雇用事業としまして、農業法人等への就業を促進し、技術・経営のノウハウを身につけさせ、農業の担い手の確保・育成及び新規就農者の定着・雇用を促進するための経費の一部の支援を行う事業に取り組みましたが、この事業が研修を目的としておりましたことから、当該農業法人等への対象者がおりませんでした。

農業法人等においては、パート雇用を含め、主に園芸農家で雇用がありますが、基本的には、農業関係の雇用については、農業振興を図り、いかにして農業収益を上げるかであり、このことが農業後継者、新規就農者の育成及び雇用対策であると考えております。

**○水産課長（塚田光春）** 水産関係の現在の雇用対策についてお答えいたします。

水産関係におきましては、5月の臨時議会で御承認いただきました国の補助事業であります雇用再生特別基金事業によりまして、市が両漁協へ委託しまして雇用の確保を図ろうとするものですが、当初計画ではそれぞれ2名ずつ、計4名の雇用をするつもりでしたが、求人はしたものの応募がなくて、現時点では垂水市漁協と牛根漁協がそれぞれ1名ずつ、計2名の雇用を図っているところでございます。

以上でございます。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 商工観光課における雇用対策への取り組みについてお答えいたします。

本年度は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業という雇用期間6カ月以下の短期雇用を原則とする事業をもって、商工観光課での公園の維持管理と土木課での道路の維持管理の作業を森林組合に委託して事業を実施しております。この事業で13人の雇用が発生しております。

同じく、ふるさと雇用再生特別基金事業という平成23年度までの雇用が可能な、そして事業終了後の継続的な雇用が見込める事業として、観光推進に関する事業を2件、垂水市道の駅交流施設管理組合ほかに業務委託しており、この事業では3人の雇用が発生しております。

また、本市は、一昨年から地域雇用創造推進事業という事業で、就業支援のための講座の開催や新規事業進出のためのコンサルティング事業など実施することで新たな雇用の創出を行おうとする事業、並びに昨年からの地域雇用創造実現事業という、実際の事業を行うことで新たな雇用の創出を図ろうとする事業も行っております。

以上でございます。

**○税務課長（川井田志郎）** 田平議員の2回目の国民健康保険税の過去数年間の徴収率と他市の状況についてお答え申し上げます。

国民健康保険税の徴収率は、平成16年度が93.22%、平成17年度が93.31%、平成18年度が93.55%、平成19年度が93.71%と93%台を維持してまいりましたが、平成20年度は全国的な景気の低迷と長寿医療制度の開始により、納税意識の高い75歳以上の高齢者の方々が国保から抜けられた関係もありまして、懸命な努力をいたしましたが、目標といたしておりました93%の達成はできませんでした。

次に、他市の状況でございますが、7月の国保新聞によりますと、全国的に2%程度徴収率が低下しているとのことでございます。また、県内他市におきましても同じような状況とお聞きしております。

以上です。

**○市民課長（葛迫隆博）** 93%という基準に達しなかった要因ですけれども、ただいまの税務課長が申しましたとおり、20年度からの長寿医療制度により、国保制度の理解が深く納税意識が高い75歳以上の方々が国保から離れたことが

大きく影響しております。

ちなみに、垂水市における20年度後期高齢者医療保険料の徴収を申しますと、99.16%という事で、県内における最低の保険者でも97.55%という収納状況であります。

全国の各保険者の多くが徴収率を下けているのが実態であります。

そこで、徴収率が達成されない場合の影響ですが、厚生労働省、国からの普通調整交付金というのがございますが、この交付金の減額基準によりまして減額されることとなっております。

20年度の徴収率が92.76%ということで、被保険者1万人未満の保険者の基準が91%以上93%未満の場合は、5%の減額ということになります。予定しております普通調整交付金が約2億7,000万円という試算をしておりますので、現行の基準で申し上げますと、約1,350万円の減額となります。

ただし、現在、厚生労働省で全国の保険者の実績報告を整理している最中ではありますけれども、長寿医療制度により徴収率に影響があるということで、普通調整交付金の減額基準について見直しが検討されているという情報を得ております。現在のところ、その動向を見きわめている最中でございます。

以上です。

**○田平輝也議員** それでは、3回目に移ります。

本市は16年度以降、水迫市長のもと職員、そして市民一丸となった行財政改革を実施し、人件費の削減などの歳出構造改革や地方債の残高減に取り組んでおられました。先ほど財政課長より答弁いただきましたとおり、現在までのところ一定の成果が出ていると思っております。

また、財源である地方交付税は、人口減や国の動向などにより、今後、減額される可能性もあります。厳しい財政運営はこれからも続くことが予想されると思います。今後も引き続き、健全な財政運営、持続可能な財政運営に努めら

れるよう要望しておきます。

次に、監査機能についてですが、先ほどの答弁にありましたが、最近よく耳にするようになった外部監査とはどのようなものなのか。また、市町村における外部監査の導入の実態はどのようになっているのか、伺います。

次に、雇用対策についてですが、本市の場合は、先ほど市長も言われましたとおり、基幹産業である一次産業の農業、水産業の育成・強化が非常に大事だと思います。しかし、農業では高齢化が進み、農地の遊休地など多く見られます。これらの対策として、今後、企業が農業に参入しやすい体制づくり、雇用の発生ができる環境づくりをさらに検討すべきではないかと思っております。

また、水産業に対しましても、水産業の振興と雇用対策は課題が今後も多いのではないかと考えております。そして、先ほど市長が答えられましたとおり、観光行政との連携も今後、期待できる施策ではないかと考えております。

そこで、以上のような観点から、今後の雇用対策を来年度の予算編成の中で予算として盛り込んでおられるのか、農林課、水産課、商工観光課へ伺います。

次に、国保税についてですが、垂水市は1人当たりの医療費が県内でも非常に高いようで、また県や国からも指定を受けていると聞いております。今後、国や県からの交付税などが減少した場合はどのような対策を講じられるのか、一般会計などへの影響はないのかお伺いいたします。

以上で、3回目の質問を終わります。

**○監査事務局長（森下利行）** 田平議員の3回目の御質問にお答えします。

外部監査制度は、第25次地方制度調査会の答申に基づきまして、平成9年の地方自治法の改正により創設されたものであります。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査

があり、包括外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核都市に義務づけられております。その他の市町村におきましては、条例により導入することができるようになっております。

個別外部監査は、条例の制定により任意に導入することができるかとされておりますが、包括外部監査と同様に、全国的に導入が進んでいない状況にあります。

個別外部監査には、事務監査請求、議会の請求、首長の要求及び住民監査請求に基づく4種類のものがありますが、先ほども申しましたとおり、現行ではいずれも条例で定めなければ行うことができないとされております。

しかしながら、地方制度調査会からは、導入の前提として必要とされております条例の制定を不要とすることが適当であると答申されているようであります。

次に、他市町村の外部監査導入の状況であります。本県におきましては、中核都市であります鹿児島市が条例を定めておりますが、ほかの市町村では条例を定めている例はありません。

本市に限らず小規模な市町村では、外部監査の契約を締結する者が、弁護士、公認会計士、税理士などの資格を有する者や監査の実務に精通している者などの資格者と限定されていることから、コストや人材確保の課題があると指摘されているようであります。

なお、これとは別に、条例の制定のあるなしにかかわらず、一般会計、特別会計において財政健全化判断比率が早期健全化基準以上になった場合、あるいは企業会計において資金不足比率が経営健全化基準以上と見込まれる場合は、財政健全化計画及び経営健全化計画の制定とともに、外部監査が必要となってまいります。

以上でございます。

**○農林課長（山口親志）** 田平議員の3回目の質問にお答えいたします。

議員指摘の企業の農業参入の件であります。

年内に施行されます農地法改正に伴いまして、農地の利用権が自作農主義から利用者主義へ大きく変更になるようです。この改正によりまして、企業が農業に参入しやすくなってくると思われれます。

現在、企業の農業参入が図られることになると、企業の雇用者の働く場所がもう1つ確保でき、雇用対策になってくると思います。現在でも企業の農業参入の相談・情報については本市で二、三件ありますので、市内・市外にとらわれず情報の収集に努めていきたいと思っております。また、議員指摘の農地の遊休地対策にも当然つながってくると思われれます。

予算的には本年度、遊休地対策としまして、耕作放棄地再生事業を本年度から取り組みますので、これも引き続き2年、3年の継続事業でありますので、この事業を引き続き取り組んで、遊休地対策また雇用対策につなげていきたいと思っております。

以上で終わります。

**○水産課長（塚田光春）** 水産関係の今後の雇用対策についてお答えいたします。

今年度実施しておりますふるさと雇用再生特別基金事業は23年度までの事業であることから、来年度以降も今年度同様、両漁協へ委託しまして、雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

なお、雇用者数は、先ほど説明しましたように、現在、各漁協1名ずつの計2名の雇用ですが、当初計画どおり各漁協それぞれ2名ずつ、計4名の雇用が確保できますように努力してまいりたいと考えているところでございます。

そして、事業内容ですが、垂水市漁協では養殖カンパチ「海の桜勘」のフィーレ加工品やその副産物の再加工品によるすり身商品等の販路開拓や、とんとこ館を拠点とした水産物のPR活動や販売促進活動をする予定でございます。

次に、牛根漁協でも同じように、養殖ブリ「ぶ

り大将」や水産物加工品の販路開拓や、道の駅たるみずを拠点としたところの水産物のPR活動や販売促進活動をする予定でございます。

以上でございます。

**○商工観光課長（倉岡孝昌）** 商工観光課が取り組みを予定しております来年度の雇用対策についてでございますが、先ほどお答えしました緊急の雇用対策2事業は、本年度から平成23年度までの期間における県の基金事業によるものでございますので、来年度におきましても、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては事業内容を変えて、またふるさと雇用再生特別基金事業につきましては今年度の事業内容を継続して実施する予定であります。

ふるさと雇用再生特別基金事業の概要でございますが、1つ目に、北部地域における観光案内及び観光ルート開発等による観光推進事業という事業でございます。観光案内業務、域内の観光資源の開発業務、観光案内地図等の発行業務などを垂水市道の駅交流施設管理組合に委託して、1名を雇用しております。

もう1つは、高峠公園等における観光推進事業という事業で、高峠公園における観光農園の維持管理業務、高峠公園と猿ヶ城溪谷における体験観光の立案及び募集・実施に関する一連の業務などを垂水市観光協会に委託して、2名を雇用しております。

また、地域雇用創造実現事業も来年度まで継続して実施してまいります。

このような事業を今後も実施することで、厳しい状況にあります雇用の改善に取り組みたいと考えております。

**○市民課長（葛迫隆博）** 交付金が減額となった場合の対策についての御質問ですが、仮に減額となった場合は、基金を取り崩すか、あるいは一般会計からの繰入金で賄うか、または国保税の改正かを検討することとなりますが、先ほど申しました普通調整交付金の減額の基準の見

直しについて期待しているところでございます。例年ですと、10月末から11月にかけて確定通知がなされております。

現在、市民課と税務課の合同チームにより徴収体制を確立し、また保健福祉課との連携により医療費の抑制に向けて取り組んでいる最中でございます。被保険者の方々の理解と協力なしでは国保財政運営の適正化が困難でありますので、健康づくりなどさまざまな事業を導入して医療費の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

**○田平輝也議員** 最後に、要望だけして終わりたいと思います。

先ほど国保税の徴収率が93%未満の場合は交付金が5%、金額にして約1,350万円の減額とのことでした。本市にとっては今後の予算など財源的にも大変な影響ではないかと危惧しております。過去においてはずっと93%以上だったようでございます。民間であれば、この93%達成に向けてあの手この手で徴収をやると思います。今後はぜひ県の目標基準を達成されるように、また職員の体制の充実などさらに頑張ってくださいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（川夙達志）** 次に、11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

**○宮迫泰倫議員** おはようございます。

通告書はちょっと「NO」と「NA」と間違えましたので、「安心・安全なまちづくり」です。ごめんなさい。言いわけをつけます。安心・安全なまちづくりに変えてください。

ことは台風による被害は今までありません。しかし、降雨量が少ないため、旧井川水利組合の人々は2日間ずつという渇水対策による「かた回し」を実施しておられます。私はこれも災害の1つと考えておりますが、私1人だけの考

えでしょうか。

まず、質問いたします。

安心・安全なまちづくり、地域防災対策についてです。

昭和36年11月に災害対策基本法が公布され、この法律では、国や地方公共団体などの責務や組織、防災計画の作成の義務、財政金融措置などを定めています。

その中で市町村の責務として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること。市町村防災計画を作成し、実施する責務がある。消防機関、自主防災組織の整備・充実等を図るように努めるとあります。

また、行政の行うべき防災対策として、国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることを目的としています。特に実施が求められている防災対策として、災害に関する調査研究、治山・治水・災害に強いまちづくり、気象観測網の整備、災害予想、災害予報・警報の改善、防災に必要な通信施設の整備、消防機関等の整備、自主防災組織やボランティアの活動環境の整備、高齢者・障害者等災害弱者への配慮、防災に関する教育・訓練が挙げられています。

今申し上げました特に実施が求められている防災対策の中で、災害に関する調査研究で、垂水市役所本庁に関しての調査研究はされたのかどうか。

それから地震時に備えて、特に通学路のブロックに危険箇所が見受けられますが、この危険箇所の対策は考えておられるのかどうか。

風水害時、古い三面張り側溝の強度はどうか。また、河川の寄り州、河床等の整備はどう対処されているのか。

災害時には自助、共助だけでは十分な対応が難しく、火災対応や救助などに対して消防、警察、自衛隊等の実動機関による公助が行われています。災害が起こったとき一番強く、強くと

なるのは消防団です。消防団は、ふだん自分の職業を持ちながら、自分たちのまちは自分たちで守るとの精神で、火災時における防火活動、地震等の大規模災害時における救助・救出活動、避難誘導等を行っておられます。本市には消防本部と消防団の2つがあります。消防団が広域消防組合に合併した後の消防団の対処の考え方をお聞きします。

これで、1回目といたします。よろしくお願います。

○市長（水迫順一） 宮迫議員の安心・安全なまちづくりの中で市役所庁舎について、まずお答えをしたいと思います。

市役所庁舎の新築についてでございますが、大地震の発生の際にまず司令塔役を果たすべき市役所が倒壊すれば、復興に時間がかかり、より地震の被害を大きくしかねません。そのため、庁舎の移転、新築、改装等の各種手段があると思いますが、仮に現在の規模の庁舎を新築するとなりますと、全部で30億円かかると言われておりますし、また職員や来庁者の安全を考えますと、この問題に早急に手をつけなければならないことは十分わかっておりますが、昨今の交付金等の削減や厳しい財政運営の中で、庁舎の新築のために積み立てる余裕がない現状でございます。いずれにしても重要な問題でありますので、今後考えていかなければいけない、そのように思っております。

あと関係課長のほうから答弁させます。

○議長（川尻達志） 2番目についての答弁は、どなたか。

○総務課長（今井文弘） それじゃ2番目、安心・安全なまちづくりについての2番目の地震に備えてのことでの、通学路にあるブロック塀等の地震時に壊れやすい危険な箇所についての御質問にお答えいたします。

議員言われますとおりに、通学時の児童生徒の安全確保のためにも、通学路にあるブロック

塀等、地震時に壊れやすい危険箇所の把握については早急に手をつけなければならないというふうに考えております。そういうことからしまして、近くこのことは自主防災組織やそれから振興会を通じまして調査に取りかかりたいというふうに考えております。

調査の結果により、壊れやすいブロック等、そういうことが判明してきた場合でございますが、補助等があればそういう修復等についてはスムーズに進む面もございますが、市といたしまして補助事業として取り組むには、現在の財政状況からしましてもなかなか厳しいものがございます。

市といたしましては、この危険箇所が判明すれば、その所有者の方々への説明、事情等を説明し、御理解をいただきまして、管理責任者である所有者のほうで補修をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

**○土木課長（深港 渉）** 3点目の風水害時の対応ということで、古い三面張り側溝等についてお答えいたします。

この古い三面張り側溝としましては、いわゆる古い三面張りといいますが、二次製品等の規制品ではなく現場打ちでなされた側溝のことだと思いますけれども、大きいものとして現に垂水高校前の側溝等がございます。

御質問では、これが水害に耐えられるかとの御質問かと思っておりますけれども、この側溝は旧来の構造材質で築造されており、垂高校前におきましては延長が約600メートル程度あるようでございます。また、当初、側壁と底盤のみのいわゆる開放型、ふたのない側溝であったわけでございますけれども、学校や住宅地が沿線にあることから、後で蓋版、いわゆるふたをかぶせまして歩道として使われている形態のようございます。

このような旧態の三面張り側溝のいわゆる耐性度の、耐久度といえますか判断でございます

けれども、この垂水高校前の側溝におきましては、その一部が現に平成5年や平成19年度に側壁が一部崩落したこともございましたけれども、総合的な耐久度の判断は現時点では難しいと言えます。

その対策としましては、特に一部崩壊しました側溝につきましては、総合的に新たにつくりかえるのが最善ではございますけれども、財政の見地等から早急な整備はできない状況でございます。いわゆる通常の点検等の回数をふやすなど、危険部位の掌握に努め、その中で対応できる安全確保等を図ってまいりたいと考えております。

次に、市が管理しております河川におきまして大雨に対するいわゆる機能管理体制のことと思われましても、本年度も現在までに4河川の河床整備等を実施したところでございますけれども、今度の補正にも若干要求しておりますけれども、引き続きまして、河川の状況を把握した上で機能管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○消防長（関 修三郎）** 宮迫議員の質問にお答えいたします。

消防広域化合併後の消防団の対処についての説明をということでございます。

消防広域化合併につきましては、国が定める平成24年度末までに消防広域化の実現を目指していますが、消防団の事務関係につきましては、今まで消防本部で対応してまいりましたが、これまでの大隅肝属、曾於地区消防組合の例から言いますと、自治体で今後、協議してやっていくことになろうかと思われまします。

また、火災時の消防団員への連絡体制につきましては、今までどおり消防本部指令室から出場要請をかけることになると思われまします。今後、消防団員の育成及び訓練指導等は消防職員が当たることになりまします、消防団係の事務に

つきましては、消防団員の人事、賞罰あるいは教養、訓練、公務災害補償、運営、企画及び立案、消防水利の維持管理等多くの業務がありますことから、今後、消防団事務を担当する職員につきましては合併前に十分検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川尻達志）答弁漏れはありませんか、1回目。

○宮迫泰倫議員 はい、2回目いきます。

災害のとき、例えばこの建物に対策本部ができると思います。そこで、もし地震が起こったときはどうされますか。（発言する者あり）いや、そうなんです。それからもし地震が起これば、220名ぐらいここの庁舎にいらっしゃると思うんですよ。そういう人たちが仕事ができなくなる、当面の間ですね。たとえ夜起こってもです。そうすれば市民の方々に多大な御迷惑をかけると思うんです。

それからまた、この建物は垂水市の顔だと思うんです。だから、二、三日、3日の夜ちょっと地震があったんですけど、あれで震度2だそうです。来てみればやっぱりちょっと傾いていますね、市役所が。本当にこれで安心なのかどうか。いや、それを市民の人たちにやっぱり教えてあげないかと思うんです。これで十分じゃありませんと。

それからさっき申し上げましたブロック塀に危険なところがあるんです。各集落でわかっています。自分たちの自主防災、隣の集落はわかりません。これを共有しなければいけないんです、危険物を。そのためにはどうしたらいいのかと、一応宿題にしてください。

市の自主防災組織連合をつくるとか、校区で皆さんで語り合って問題を共有して、それをまた当局に投げかけて、どうしたらいいかということをお話してもらいたいと思います。

それから、ブロック塀の後に何をすべきかと、

それは生け垣でもいいんです。ブロック塀でなくても、それはまた考えてください。

それから、建築物の耐震判断とか診断とか、耐震化の推進についてのお考えはあるのかなにか。

この度の市民満足度調査で地域防災対策は、重要度と満足度はともに2位だったんです。しかし、ニーズがCなんです。評価エリアはC、Cエリアなんです。ということは、重要度は高いが、ニーズ度は低くて、現在の水準を維持しますということなんです。本当にこの防災対策は現在の維持でいいのか。今言ったようなことを皆さんにこうします、ああしますということをお知らせすることも必要だと思うんです。それも公助の1つです。

それからこれから先、市役所の防災無線が使えるのかどうか。そのとき、どうなされますか。FMがあるじゃないかと言われます。しかし、それは必要です。FMを聞いていない人はどうしますか、聞いていない人にはどうして知らせるのか、防災無線のときは、とにかく聞こえないときもあるんですけれども、全体に流れます、リアルタイムでですね。それがアナログの関係で使えなくなります、ということなんです。

それから市庁舎が新築できなければ、どっかそこら辺の量販店がつぶれたときに手をつけておくとか、考えはないのか。垂水高校を半分借りるとかできないのかどうか。何か考えてもらわんな、幾ら防災が徹底しているどうのこうの、重要度がどうのこうのと言っても、やっぱり市民がもとですから。

それからこの建物が、もうお金がありませんからできませんじゃなくて、やっぱり努力をしてもらって、今は高齢化、建物が古い、エレベーターがない、それから年寄りが来てもスロープが余らないとか、バリアフリーがないとか、いろいろあると思うんです。それからこの前の地震では、やっぱり僕の考えではちょっと傾いて

いますから、本当にそれがいいのかどうか。そこを考えて、やっぱりこれから先、そういうお金がないんじゃないかと、なければどうしたらいいのか、それからそういう災害に対してはどうしたら皆さんが最小の事故で、けがで済むのか。

それから、火災とかそういうのは部分なんですけども、地震というのは全部だと思いませんか。だから、人んこちや構いはできんと思えます。その前に自分はどうしたらいいかということをやらず皆さんが考えて、自分でできることをやってもらって、できないところはまた市役所をお願いして、補助対象になれば、何かあればしてもらえればいいと思います。その後はどうにかまた国が何かしてくれると思えますけれども、その起こらないことを前提として、何かやるべきことがあるんじゃないかと思えますけれども、どうお考えですか、よろしく。

**○市長（水迫順一）** 防災対策は、議員の皆さんの御理解をいただきながら、災害の多いまちでございますので、自然災害に対しての防災ということ、ハード面、ソフト面も随時努力をしてきたというふうには思っております。

今、防災全般を考えますと、これで十分ということはありませんし、議員がおっしゃる新たなそういう切り口の防災、そこを考えるということは非常に大事だろうと、そういうふうには思っております。

まず、災害が直近では17年から3年続きの自然災害、豪雨災害、台風災害を受けまして、これに対して人災ゼロを目指して一生懸命頑張ろうということで、ハード面のお願いもずっとやってきましたし、けれど、これはもう限られております。ですから、そこを今度は市民の意識を変えようと、ソフト面をですね、それでできるだけ補っていかうということで、自主防災組織をつくったり、防災に当たってのいろんな知恵を市民みずからが蓄えていただくと、持っていただくという方向で進めてきたのも事実でござ

います。

けれど、もうちょっとそれじゃ突っ込んで考えた場合に、自然災害、豪雨とか台風だけじゃありません。最近、桜島の平成18年6月からの新しい火口、垂水のほうを向いておるこの火口がどんどんどん噴火を始めました。これもマグマがかなりたまっているというお話がございます。そして、うちに余り今までなかったんですが、地震災害ということについても、議員おっしゃるとおり本当に考えていかなければいけない、そのように思います。

自然災害の中で台風とか豪雨の場合はある程度予兆がございますから、予測ができる部分もでございます。地震、それから桜島噴火に対しては、直接大きな災害を市民がこうむるという可能性が十分でございますので、この辺もあわせて今後やっていかなければいけないというふうに思います。

細部にわたっての指摘がございました。市役所問題、先ほど答えましたように、もう築三十数年たっておりますので、非常に危険だと、当時のやはり建築基準からいきますと非常に危険な場所の1つであろうとそういうふうに思いますので、これについては、今後どのような形がいいのか検討を始めたかと、そのように思います。

それからブロック塀の話も何回か出されました。これは最近、本当に豪雨災害が、ゲリラ豪雨というような名前と呼ばれるように、あつという間に本当に100ミリ前後の雨が降ってくるということでは、避難箇所が、避難通路が本当に安全かという点検は今後、非常に必要だと思えます。それによって、小川に流れたと、水がいっぱいになっておって人の命を奪うような山口県の事故もこの間ございました。ですから、ブロック塀初め、小さな溝、その辺が避難通路の中で本当に大丈夫なのかという点検、それと、それを地域住民が知ることが非常に必要

でございますので、その辺は自主防災組織の中、あるいは振興会長さん等を通じてその辺の点検もしていかなければならない、そのように思います。

それから防災無線の話も出ましたが、これはFMを今、立ち上げて、FMを育て上げようということで一生懸命でございます。そうすると、FMが聞けない人たちがいるんじゃないかというお話もございました。これは聞く方向へやはりお願いをしていかなければいけない、そういうふうに思いますし、FMの活用をその他また垂水のまちおこしのためにも使う、あるいは防災のときしっかりと役割を果たすFMにしていこうという努力が今後必要であろうと、そういうふうに思っております。

それから耐震診断、これも今まで非常におくられておるんですね。例えばここを本当に耐震診断をやれば、もう建てかえんといかんということ間違いなしと思うんです。ですから、そういうようなものを本当にどことどこ、まず市民の安全を考えて、市民がどこが耐震を先にやらなければいけないか、市役所ももちろんそうなんです、全般をひっくるめて耐震のあり方、やり方を今後検討していかなければいけない、そのように思っております。

最初申し上げましたように、防災は非常に日々努力をしていかなければいけません。完全に終わったという防災対策はないと思うんですね。新たにいろんなものをつけ加えて、安心・安全なまちづくりにつなげていくということが大事でございますので、きょういろんな切り口から言っていただきましたことも今後参考にさせていただきたい、そのように思います。

**○宮迫泰倫議員** 災害が起きたときは避難所に避難します。避難所というのは、そこに避難された人たちが自分たちで規約をつくって、自分たちであるのが本当だと思うんです。例えば、どうしてもこういう固いところに寝られない人

は畳を持ち込んでもいいと思うんです。それは、そこに入る人たちが皆さんで決めてすればよりよいんじゃないかと。だから、清掃は何時からしますとか、ふろは何時からとか、それは長期の場合なんでしょうけれども。今、垂水では長く2日ぐらいだと思うんですが、そこでやっぱりごたごたがあります。そこを今後どうしたらうまくいくのか、避難したときにですね。必要があれば各自持っていかれたりすればいいと思うんです。

それから避難の、災害が起きたときはやっぱり水は何リットルとか、食い物は何日分とか持って、そういうのをやっぱりこれから徹底するような、またいろんな意味で物々が要ると思うんです。

それからさっき申されました地震とか火山ですね、そういうとき、例えば震度これぐらいだったら垂水市役所はもうだめだとか、それから火砕流、昭和火山が噴いたとき牛根のほうは火砕流が来ますから、どれぐらいの速さで来ますとか、そういうのもやっぱり計算してもらって、早く皆さんに知らせたらいいんじゃないかと思えます。今まで余り知らせることはなかったと思えます。本当にしんを入れれば安心・安全なまちづくりになると思えます。そこら辺はどう、もう1回お伺いします。

**○市長（水迫順一）** 先ほどから申しますようにまだ足りない面が、住民への安心・安全を提供しなければならない立場で足りない面がいっぱいあると思えます。ですから、今後、本当に桜島噴火、それから地震、これはいつ来るかわからないというような状況ですので、しっかりとその危険性を市民にも知っていただきながら、市民の協力をいただいて、本当に自助と共助もいただきながら、公助が絡んでいくという安心・安全な人災ゼロを目指したまちづくりをさらに進めてまいりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

○宮迫泰倫議員 世田谷に砦という出張所があるそうです。そこは古い建物で、バリアフリーでもなくて、エレベーターもなくて、それから年寄りも行きにくいところだった。そこが何か補助を受けて新築されたそうです。それで皆さんのよりどころ、それから災害のときの本部になっているそうです。もし機会があれば勉強してください。

今後、よりよい地域の防災対策を実施され、それを市民に知らせる努力をされて、災害に遭ったとき、市民の生命、身体、財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小限にするよう努力してください。以上、お願いします。

○市長（水迫順一） その世田谷の話はちょっと私も資料をいただきましたが、いい試みでまちづくりをされているなというふうに思うんですね。何か財源が、自動車の特定財源を使っておるみたいでございまして、これは一般財源化されてきました中で非常に先細りする財源かな、そういうふうに思っております。

だけど、国のいろんな、いつも申しますように、国もやる気のあるところに積極的にいろんなことをやってくれておりますので、うちの市役所もそういう意味では一生懸命各課が頑張ってくれております。そういうものも、本当にまちづくりに利用できるそういうような事業を探しながら、そういうものも有効活用していかなければいけない、そのように思います。（宮迫泰倫議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。次は、10時50分から再開します。

午前10時40分休憩

午前10時50分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 質問の前に、先日亡くなられました垂水市議会議長を2期務められました宮迫善次郎議員、18年間同志として志を一緒にしてまいりました前議長の葛迫猛議員に対しまして、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、質問に入ってまいりたいと思います。

秋も深まり、朝夕すっかり涼しくなりまして、昼間はまだ残暑が厳しい中、きのうは最高気温が35度という中で議会の中でも相当眠気が差したんじゃないかと存じます。最後ですので、眠たい方は眠られても結構ですので、しっかりと質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、入札制度について。

18年12月に本会議におきまして、当時の水迫副市長に電子入札について問いましたところ、19年4月からの電子入札導入を考えているということでした。それから2年数カ月、垂水市におきましては電子入札の導入はされていませんが、今後どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2、一般入札について。

一般入札について今後どのように考えられているのか。各市町村と比較してどう考えられているのか、お尋ねいたします。

2点目、市のランクづけについて8月、改正がなされましたが、選定方法としてどのような選定方法がとられたのか、お尋ねいたします。

3点目、各社の評定点数に対しましてどのような基準を設けられて、そしてランクづけにどのように位置、また加味されたのかをお尋ねいたします。

3、工事その他の入札状況について。

1年間の各課の入札状況、またランクごとの件数、金額、落札価格、パーセント状況、予定価格等をお尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○財政課長（三浦敬志） 入札制度についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の電子入札につきましては、電子入札システムの導入が本市においてどのような状況であるのかとの御質問だと思いますが、鹿児島県におきましては平成19年9月から試験的に運用を開始しております。平成21年2月からは予定価格1,000万円以上の工事にまで本格運用を拡大しています。また、県下の各市町におきましても電子入札制度の導入が進んでいることから、本市におきましても今年度中に電子入札制度運用体制の整備を進め、平成22年4月には試験的運用であります試行をする予定としております。

次に、一般競争入札制度でございますが、昨年度行政改革推進本部の公共事業部会で検討した経緯がございます。県内において制度を導入している10市においても大部分は条件つき一般競争入札であり、内容的には指名競争入札とほとんど変わらないため、地元業者育成の観点からもしばらくは現状のとおりとすると結論を出したところでございます。

2点目の市の格付、いわゆる建設工事入札参加資格の格付についての御質問にお答えいたします。

建設工事入札参加資格の格付は、垂水市建設工事指名競争入札の参加資格審査及び指名基準等に関する要綱及び垂水市建設工事指名競争入札の参加資格審査要領に基づいて、対象期間中の工事経歴、工事成績等を審査し、格付を決定しているところでございます。

具体的には、直前の2年間の工事实績を有していることを第1の要件としまして、鹿児島県が作成する建設業者経営事項審査結果表の評定値に工種類別の工事完成高や工事成績の点数に応じた数値を乗じて得られた総合数値により、格付を決定しております。

また、各社の評定点数一覧表につきましては、

工事成績評定の部分を公表していないことから、御理解いただきますようお願いいたします。

3点目の工事その他の入札状況についての御質問にお答えいたします。

平成20年度1年間の各課の入札状況につきましては、件数、金額、予定価格、落札価格、落札率をランクごとに示せとのごとでございますが、この件の御報告につきましては決算委員会におきましてもお示しできるかと思いますが、お手元に関係資料を準備いたしましたのでお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○徳留邦治議員 電子入札については各業者です、ほとんど電子入札の準備が進んでいます。その中で市の対応だけがおくれている。事務の簡素化を図って、まずは電子入札を導入されて、どこの社もそうされているわけですから、市も早急に対応すべきだと思います。

これは一般質問の中で、18年の12月議会の中で4月からする予定だということから、もう2年数カ月過ぎているわけなんです。だから、しっかりとした答弁を、当分かかるとか、そういうようなことをはっきりと踏まえて答弁してもらわないと、4月からする、どうのこうの言って全然されていない。これじゃもう執行部に対する信頼がない。これはもう徹底してやってもらいたいと思います。

そして一般競争入札については、垂水市50年、歴史があります。新しい市は、志布志市におきましても霧島市におきましても、町村が合併して新しい市になりました。どこも電子入札、一般競争をやっております。もう小さいものから大きいものまで、ほとんどがもう一般競争入札を行っております。そういう中で、歴史の長い垂水市だけが取り残されていく。18市、県下あります。その中で一番最低ランク、そういう方向、導入をしていないということは私はやっぱり垂水市の顔にかかると思いますので、これも

早急に解決をしていただきたい。

市のランクづけについては、いろんな業者から今回はいろんな苦情を聞きました。その中でも余りにもひどいというものもたくさんあります。土木工事の実績は1件もないのにランクは上に上がっている。果たして各社の評定点数でランクづけをされると言われましたが、県のどこでランクづけをされるかわかりますか。評定表の経営分析状況はどこでされるか。そういうことを加味して、もう昔の垂水市よりのそういう悪い点はぬぐい去っていかねばならない。ずっと昔のまま、ずっとそのまま引き継がれているような気がします。

そして、この入札状況についても一覧表をもらっていますけど、Aランクにつきましても、1件も工事もない人がまたAランクになっている。Bにしてもしかりです。今度はCからBに上がっても、1件も工事の落札の経験もない業者が今度はB級に上がってくる、どこで標準をこれを決めるんですか。これは指名委員会の中でも相当もんでもらいたい。

そして、落札率を見ますと、平均が98.19、A級におきましては76.52、そしてC級までいきますかね、C級までいきますと95.99、D級が96.33。Aランクは明らかに私はこれは適正な入札が行われていたと思いますよ。そして90%以上の入札価格につきましては、県もはっきりと談合だとこれは認めているんです。80%台というのがこの件数の中で1件もない。前年までは県の落札価格というのは70から82%だったと思います。ことし引き上げて85%ぐらいになりましたかね。だから、県の一般競争入札はなかなか厳しいものがあります。1円で落札業者が決まる場合もあれば、決められない場合もあります。

そういう中で、やっぱり財政が厳しい中では、私はもうちょっと厳しくして、県が大体85%ぐらいの落札率ですから、それぐらいにもう落とした場合、市の財政負担が相当、これでいきま

すと大体3億円、10%にして約3,000万円財政が浮いてきます。もう無駄な財政を市も出して健全育成というようなことはもうやめてもらって、本当に財源が今から政権も変わりましていろんな面で凍結されていく、事業はできない、仕事ができない、もう景気対策どころの騒ぎじゃないと思いますよ。だから、市の財源をどうして確保して市民にこたえるのか、そこらを十分踏まえて、今後その見直しをしていく気があるのか、そこらをお尋ねします。

2度目の質問を終わります。

**○財政課長（三浦敬志）** 徳留議員の財政の効率化となる入札率の減等を進めます入札制度の改善でありますけれども、今、担当のほうともいろいろ詰めまして、今後、入札制度が適正なものとなるように考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○徳留邦治議員** 私は、この2番の市のランクづけについて、もう3回目ですけど、質問させてもらいたいと思いますが、今後、8月にこのランクづけが改正されたばかりですから、9月いっぱいではどうかこのランクづけの見直しをしてもらいたい。それができるかどうか。

もういろんな業者からいろんな苦言が来ています。私はもうはっきり言いまして、この9月、1カ月おくれでもいいですから、このランクづけの見直しをどうしてもやってもらいたい。いろんな業者からの苦情を公表するわけにもいきませんので、その意思がありますかどうかをお尋ねをして、終わります。

**○副市長（小島憲男）** ランクづけの見直しを早急にしてもらいたいということでございますが、これにつきましては、市の指名の格付に伴う要領、要綱等に基づいて正確にやっておりますので、御不満な方がありましたら、自分がなぜその点数になったのか、そのランクになったのか、市のほうに来ていただいて、その辺の結

果等をお教えできるんじゃないかと思いますが、この見直しにつきましては現在のところ全然考えておりません。

以上でございます。

**○徳留邦治議員** 今、副市長のほうから答弁がありましたけど、ランクづけについての見直しはないということで理解しましたけど、この選定方法というのがはっきり言いまして、私はさっきも言いましたように、工事实績がないのにCからBに上がる事態がないんですよ。そして、評定点数、経営分析状況の評定点数も開示できないと言いますが、建設新聞に全部開示がなされています。なぜ市ではできないのかですね。

新たに全然、Bランクに今度は工事实績のないのがCから上がったたり、DからCに上がってきたり、どこでその格付の要綱ができるんですか。だから、今までの古いのは捨てていかんといかないと、県でA級であるのが今度は市ではBの下になっていますがね。県のCのランクの一番下ののが市ではAに上がってきていますよ。どこで判断するんですか、そういうのを。

**○副市長（小島憲男）** 工事实績がないのに下から上に上がったということでございますが、端的に言いますと、工事实績がないのに、下がったはずなのに上がるということは本当はないのが大原則でございますが、そういうことは多分、工事实績がないということは議員がちょっと勘違いということがあるかもしれませんので、その辺につきましてももう1回確認をしていただきたいと思います。要綱に「県の格付及び市の実績を参考とする」と、「ただし、県の格付を下回らない」と。仮にどういうことかといいますと、県はBであるけれども、市ではAにすることもあると。それから県の格付がAであれば、市の格付もAということでございます。そして、ただし、県はBなんだけれども、市ではAになる場合もあるということでございます。

それから、格付の上下の変更は、前回の格付に対して1ランク下に、AからCになることはない、AからBになることはあるということでございます。

そういうことから、非常に成績の関係が、評点が非常に4つ、5つの評点を組み合わせての総合点数になっておりますので、それから議員、今、御指摘の成績のことでございますが、確かに県は、自分の工事の成績が100点だったのか、どのくらいで評価されたのかというこれは工事の監督員がする、職員がするわけでございますけれども、垂水市の場合をそれをしますと、とにかく点数を悪くされた業者さんにつきましては職員に相当の八つ当たりといいますか、そういうのがある関係上、それは職員の面からもそれは一応非公開とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○財政課長（三浦敬志）** 若干補足で説明させていただきます。

今、工事实績がないと徳留議員が言われた分、今、平成20年度分の資料を見て言われるのであれば、今回は2年分、19年度分、20年度分の実績でもって評定をいたしますので、その点は。

（徳留邦治議員「県は去年は1年間で継続的状況の改正を行っているんですよ。おたくらはそれを御存じないでしょう。その前は2年でやっていた」と呼ぶ）一応今回はそういうふうに、19年度、20年度分で行いましたということで御報告させていただきます。（徳留邦治議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

**○議長（川尻達志）** 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

**○議長（川尻達志）** 明10日から17日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これにて散会します。

午前11時13分散会

平成 21 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 21 年 9 月 18 日

本会議第4号(9月18日)(金曜)

出席議員 14名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	( 欠 員 )
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

16番 川 畑 三 郎

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修三郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境係長	新 屋 光 浩	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年9月18日午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度健全化判断比率及び平成20年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通し願います。

以上で、議長報告を終わります。

△議案第70号～議案第75号、議案第79号～議案第86号、陳情第18号・陳情第19号一括上程

○議長（川尻達志）日程第2、議案第70号から日程第7、議案第75号まで及び日程第8、議案第79号から日程第15、議案第86号までの議案14件並びに日程第16、陳情第18号及び日程第17、陳情第19号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第70号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第73号 新たに生じた土地の確認について

議案第74号 字の区域変更について

議案第75号 鹿屋市との間において定住自立圏

形成協定を締結することについて

議案第79号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第80号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第82号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第83号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第84号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第85号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第86号 平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

陳情第18号 国道220号牛根麓地区（牛根麓宮崎小路川～牛根麓簡易郵便局）の歩道拡幅工事の早期実施を求める陳情

陳情第19号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情について

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業委員長。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る9月1日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月11日委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第79号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第84号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案、議案第85号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第86号平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第18号国道220号牛根麓地区（牛根麓宮崎小路川～牛根麓簡易郵便局）の歩道拡幅工事の早期実施を求める陳情については、採択することに決定しました。

次に、陳情第19号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情については採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

去る9月1日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月14日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第70号垂水市税条例の一部を改正する条例案、議案第71号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び議案第72号垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号新たに生じた土地の確認について、議案第74号字の区域変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、国の地方制度調査会の答弁を踏まえての意見で、合併を終了した後の小規模町村をどうするか、

国のこの調査会が考えてきたのがこの定住自立圏構想であるとの意見が出され、この間、本会議や一般質問などでも議論されてきましたが、この定住自立圏構想でなければいけないのか、対等・平等な関係づくりはできていくのかと意見が出され、慎重に審査した結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第81号平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案及び議案第82号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

私は、議案第75号鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、以下の2つの理由をもって反対の討論をいたします。

1つ目は、定住圏構想の危険性として市町村の再編成と道州制のもとでの基礎自治体づくりにつながりかねない問題であるということ、まず私は指摘しておきたいと思います。

09年6月に地方制度調査会は答申をまとめました。要旨は、合併推進の打ち切りと小規模町村をどう議論するかということができるよう

するという視点で、市町村合併による財政基盤の強化、周辺市町村との広域連携、定住圏いわゆるこれが定住圏構想ですけれども、また行政サービスを安定的に提供することが困難な小規模町村は、法令上義務づけられた事務の一部を県がかわって処理するという3つの政策選択を提示しました。

この内容から強いて選ぶなら、周辺町村との広域連携いわゆる定住圏構想を選ぶしかありません。これでは小規模自治体の自治権を奪う可能性、危険性があり、地方分権に逆行する問題もはらんでいます。

また、国は、特別交付税を増額するなど各種の財政的優遇措置もとっています。さらに、定住圏構想が全国に広がると、現在の10万以上の都市の合計数は700から1,000程度におさまり、道州制の当面の基礎自治体の自治体数と全く重なります。新たな平成の大合併の始まりの時期を想起させるものです。

2点目は、同構想から新たな統合への問題を生むことへの懸念です。

同構想は、中心市と周辺市町が協定に同意すれば連携は成立するから、合併とは違う性格のものと言われていますが、仕組みは、委員会の質疑でも明らかのように、周辺自治体との関係は消費の側面のみで、生産は度外視というものです。ひたすら中心市でお金を使うことになります。このようなことから中心市は富み、周辺はさらに貧困化し、結果、今後、中心市による周辺町村との統合が進む懸念があります。

また、各課長等から報告された審議経過の議論からも、また委員会での質疑からも、対等な関係での行政サービスや自由にすべての行政を選択的にやるのが困難であることも証明されました。

さらに、対等・平等の関係は、実際は同構想のかなめである中心市がビジョンを作成する関係からも、非常に困難があることも明らかにな

ったのではないのでしょうか。

最後に、全国町村会は、道州制と町村に関する研究会を立ち上げ、報告書をまとめ、小規模町村の将来のあり方に自信を深め、昨年の全国町村会での特別決議で、道州制、強制合併につながる農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていく。道州制には断固反対していくとの態度を明確に打ち出しました。これは重要な意義を持つものです。

政府は、定住自立圏構想で「住みたくなくなるようなまちづくりを進めるために、多様な選択肢から住民が自由に選ぶのが定住圏構想」と明記していますが、住みたくなくなるまちとは、あくまでも行政と住民との協働の力で展開し、なし遂げていくものであると考えます。私たちは、地域の将来を長い目で見たまちづくりを進める見地から、今、改めてこの問題が問われていると思います。

以上の点から、議案第75号鹿屋市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、反対をいたします。

**○議長（川尻達志）** 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第79号について、反対の立場で討論させていただきます。

議案第79号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第4号）中の7款商工費、1項商工費、目3観光費、節13委託料500万円の歳出については問題があると考えます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金からの100%交付金事業であるわけですが、先般報告のありました市民満足度調査では、観光の振興につきましては、調査項目全17項目中、重要度21位という結果が出ております。つまり市民ニー

ズは低いということです。あらゆる事業に活用できる一過性の交付金事業であるわけですから、市民満足度調査の中での重要度の高い医療体制、保健・福祉の充実、地域防災、教育、インフラの整備に交付金を傾斜配分すべきであると考えます。

また、この委託料については、高峠と猿ヶ城周辺への使途ということです。高峠については現状のままでいいとは思っておりませんし、きちんと整備して、市民の皆様の憩いの場、また観光客を誘致して結果として市の経済が潤う、そういう仕掛けをつくっていくことは大事だと考えます。私の思いも市長と一緒にです。

ただ、高峠開発については、これまでも議論させていただきましたとおり、事業の全体像がなかなか見えてこない。総事業費として幾らかかるのかも示されておりません。ユズ、ツバキを使っての体験型の観光を導入し、農業振興につなげていくとのことですが、計画の具体性についても疑問を感じております。また、商工観光課と関係各課との連携が不十分であると考えます。

高峠開発については、全体計画の明示と計画の精査、また各関係課との十分な協議をしてから財政出動をすべきだと考えます。この点からも今回の委託料500万円の歳出については問題があると考えます。

市民ニーズに合った事業であるとは考えられないこと、高峠開発の計画について全体像が示されておらず、庁内での十分な協議、議会での議論が深まっていないこと、この2点の理由により、委託料500万円の歳出については反対いたします。

高峠開発の問題、この1点につきまして遺憾ながら議案第79号につきまして反対いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第75号及び議案第79号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第79号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第75号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第79号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

最初に、陳情第18号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第18号は採択することに決定しました。

次に、陳情第19号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第19号は採択することに決定しました。

△議案第87号上程

○議長（川尻達志）次に、日程第18、議案第87号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案についてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）おはようございます。よろしく願いいたします。

議案第87号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実証実験が終了したことにより、不用となった施設の解体等に要する経費のうち、廃棄費用の一部を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

また、最終日提案となりましたことは、本定例議会中に全員協議会等で一応の説明を行ってから補正予算案の提案を行ったほうがいいとの判断のもとで、最終日提案となりました。

今回、歳入歳出ともそれぞれ300万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は86億9,577万1,000円になります。

2ページに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

補正内容であります。4ページの商工費の商工業振興費に、冒頭申し上げました施設解体に伴う負担金300万円を計上いたしました。

この補正に要します歳入の補正予算は、4ページの上にお示ししておりますように、前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時22分休憩

午前11時20分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほどるる、いろいろお聞きもいたしましたし、なおかつ私自身もこの新エネルギー、自然エネルギーについて否定する立場ではありません。やっぱりさまざまな形で今後、日本が、今の原子力も含めて、この環境問題対策も含めてやっていかなきゃならない重要な課題であることは、私も市長と同じ立場だろうと思えます。しかし、今回の場合はあくまでも実証実験だということ、私たちはまず頭に入れなきゃならない問題だというふうに思えます。

もう1つの見方として、先ほど感王寺議員も言われましたけれども、行政としてこの問題についてどう対応してきたのか。ここが改めて問われる問題だと思います。そして最終的にその責めを税金という、いわゆるこれは市民が負担する。結局は市民の責任だというふうになってしまいますけれども、税金で対応するというところにやっぱり私は問題が出てくるだろうと。果たしてそれが妥当なのかどうなのかということ、若干質疑させていただきたいんですけども。

1つは、先ほど出ましたけれども、想定外だと。想定外の問題でいわゆる破棄も含めて出てきたと言われましたけれども、本来実証実験というのはいろんなケースを、いろんな立場でそれぞれが検討していかなきゃならないものだと

思うんです。これがもう必ず成功するという  
ことでなくて、失敗することも当然出てくると、  
問題も出てくると。そこまで含めてきちっとこ  
れは検証し、実験に入るとというのが本来の実証  
実験の持つ重要な中身だと思っんですよ。

そこに対して行政というのは、先ほど阿久根  
の問題もそうですけれども、ここで指摘された  
のは、きちっとその前に行政がいろんな形で検  
証したのかどうなのか。この実験の妥当性の問  
題、今まで市長はいろいろ言われましたけれど  
も、04年度から全国では12カ所で排せつ物メタ  
ン発酵槽の処理施設が稼働しています。そして  
北海道を中心としながら、NEDOの補助を受  
けながら相当数ののも取り組まれています。そ  
の中でガス化の問題も出てきています。土幌町  
なんかはそれをやっています。そうしますと、  
このことも含めてしっかりと検証をされたのか  
どうなのか。ここがやっぱり重要な問題、行政  
がそこをやるべきだと思っんですよ。その  
ところが重要な問題だと思っんです。

そして2点目には、この中で信頼関係の問題、  
今後さまざまな影響が出てくるんじゃないかと  
言われましたけれども、私はそういう問題じゃ  
ないだろうと思っんですよ。こういう問題とい  
うのはお金の問題でどうのこうのじゃなくて、  
やっぱりそこには長年を含めた信頼関係がある  
からこそ、いろんな取り組みもされてこられた  
だろうし、今後もそういう事業の展開も考えて  
いらっしゃると思っんですよ。だから、そのこ  
とでそれを代替的にお金で解決していいのかと  
いうことはあると思っんです。だから、やっぱ  
り基本的な立場として、基本はやっぱり実証実  
験であるという問題と、当初のそういう立場で  
きちっと検証されてきたかが問われる問  
題だと思っんです。

そのことを考えたときに、この問題を税金で  
なぜ処理しなきゃならないのかと、市民に負担  
を求めなきゃならないのはなぜなのかというこ

とが出てくるんですよ。この3つの点について  
お聞かせください。

○市長（水迫順一） この実験事業を始める前  
の市の気持ち、執行部の気持ち等についてはお  
話をしたとおりでございます。

その中で特に申し上げたいのは、いろんな実  
験が3年前ぐらいからどんどんどんどん始まり  
ました。3年前においては、先ほども申しまし  
たように非常に早い取り組みだったというふう  
に思っんですね。早い取り組みの中で、うちの  
場合はメタンガスを圧縮して、それから移動し  
て使うよというのはほかにもなかったわけす  
ね。ですから、垂水方式としての期待があつた  
ということはもう事実でございますし、それが  
非常に環境問題をひっくるめて、そういうこと  
ができるようであれば、まず道の駅で実験しよ  
うということで始まったわけでございます。

ですから、この辺のですね、それは実験事業  
ですから、当然解決できないようなことも発生  
することも想定して、いろんな打ち合わせを、  
事務関係者を中心に打ち合わせをしてきており  
ます。ですから、無難に、できるだけ間違いの  
ない成果を得ようという努力も一方で各社も一  
生懸命頑張ってくれました。人の配置からなん  
から非常に献身的にやってくれましたし、この  
実験事業に取り組む民間各社は本当にありがた  
いグループであつたなど、振り返ってもそう思  
うわけですね。ですから、こういう結果が得ら  
れた、いい結果が得られたと、そういうふう  
に思っております。

ですから、その中でも往々にして、実験事業  
ですから、新たな支出の発生とかそういうのも  
ちよこちよこあつたと思っんです。その時点に  
おいても応分の負担を垂水市がしてほしいとい  
う雰囲気はずっとございました。だけど、市と  
すれば、実験事業ですから、行政として本当  
に金を使い込んで、税金を使い込んでそういう  
ものを、成果が得られない中で大きなお金は使え

ないというようなことを一貫して申し上げて、理解を求めてきたというのが事実でございます。

だけど、実験が終わって、最終的に金で解決云々というお話がございました。確かにそうだと思うんですね。だけど、そういう過程の中で垂水市が応分の負担はこの際、したほうがいいんじゃないかというようなこと等がずっとあった中で、最終的にはやはり誠意を見せていかなければいけない。そのことがグループに対しても本当に誠意を示す最後のチャンスだというふうに思っておりますし、これからの関係というのは全く僕は無関係じゃないと思うんですね。この実験成果が事実としてあるわけですから、このグループが中心になっていろんな民間の事業が発生するかもわかりません。どういうふうにこの実験結果を使っていくかは今後の問題だと思いますし、そういう関係もありますから、グループとの関係というのは、どういうことが起こるかかわからない中で、やはり誠意を持って尽くしていかなければいけないという気持ちでございます。

**○持留良一議員** 回答がなかったんですけども、こういう大事な実験であるならば、先ほど言いましたとおりやっぱり検証する、いわゆる入る段階に検証する。先ほど初めてと言われましたけど、北海道のデータなんか、NEDOのデータを見るとあちこちでやっているんです、このガス化の問題。だから、課題として運搬の問題、精製の問題があるということを私は6月議会でも提起をいたしました。

そういうことを考えると、市のやっぱり職員の皆さんがこの実験というのは本当に妥当なのかどうなのか、本当にやっていいのかどうのかも含めて、やっぱりその段階で検証することはできたと思うんですよ。いろんなデータが、インターネットも含めて数多くのことができるわけですので、本当にこれが妥当なのかどうなのかということも含めてやる。そのことがある

ことも含めてやっぱり実証実験の1つの、プロセスの1つだと思うんですね。

だから、そのこのところはちょっと回答がなかったんで、そのあたりはどうだったのかということと、税金の負担の問題で、これは住民の皆さんとの合意もないわけですよね。結果の問題もまだこの時点でしか報告はされていないわけなんです。だから、そういう中でこれだけの今度、予算だと300万円の負担ですけれども、それだけのものを本当に市民の皆さんに求められる性格のものなのか。私はどうもそういうものではないと、先ほどの経過も含めて、これはあくまでも実証実験という中で企業が参入したその中で解決する問題だと。だから、想定外と言われますけれども、破棄が、それは当然、当初の中でもなければならぬ私は課題、命題だったと思うんです。そういうことも含めて再度聞きますが、税金の問題をお聞きしたいと思います。

それからあと、説明時にはこんなことを言われました。コーンズ・エージの一時負担、実証実験後満足できる結果が得られた場合、将来的には垂水市への売却を予定をすると、先ほどの説明にもありましたけれども。しかし、その結果というのは、採算、コストの問題も含めてだったと思うんですね。そうしますと、もうそこで本来市としては関係自体はなくなっているんじゃないかと、私たちが受ける説明の中でですよ。そうしますと、あとの問題というのはいわゆる向こう様のさまざまな問題で、そこも含めて検討されているはずだったと思いますので、そういうところの点について、この当初の段階との関係でどうなのか、お聞きいたします。

**○市長（水迫順一）** まず、実験がもう既に北海道を中心にいろいろあったとおっしゃいましたけど、先ほどあったのはそれはそういう環境であったというふうには思います。だけど、手を挙げた件数自体は全国的にも非常に少ない時

期であったということと、先ほどの繰り返しになりますけど、メタンガスを凝縮するその技術がどこも非常に厳しかったんですね。大きなそういう設備をして圧縮しなければいけないと。それが本当にわずかな設備で、そう多く金のかからない設備でもって圧縮ができた。そのことがボンベに詰めて横持ちができたんだということで、これが垂水方式ですから、この辺に非常に期待が大きかったということをもう1回申し上げておきたいと思います。

結果としてこういうことになりましたので、税金を使ったということは非常に市民には申しわけないと、そういうふうには思っております。しかし、この実験成果は垂水も加わって実験をやってきた結果でございますので、この成果はいつかはまた生かしたいなという期待もひくくめて、大きなやはり財産の1つになったんだというふうに思っております。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 先ほど来、全協でもいろいろ質疑がございましたけれども、この事業を展開するに当たって、多分四、五年前じゃないでしょうか、私と隣の感王寺議員以外は事前に報告も説明も受けていらっしゃるものだと思っております。

そこで、先ほど私が全協でお聞きしました件なんですけれども、今、財政が逼迫する中で、しかも垂水の建設業者もなかなか仕事にありつけないという状況でございます。そこで、宮崎の業者さん、プラントを製作された業者さんなりの見積もりをいただいて、そして垂水市から1社参考までに見積もりをいただかれたと。これが安くなれば安くなるほど傾斜で300万円以内で、当然300万円が上限でございますが、300万円から財政の出費が少なくなると思うんですね。過去に113万円の支払いと、今回300万円の上限で413万円、そのほかに所管の課長さんなり、職

員の方々の人件費等も、そしてまた事務経費等も相当な金額がかかっているものと思われま

す。そこで、やはり今回、勇気ある撤退を決意されていらっしゃるわけでございますので、1万円でも安く、先ほど検討課題といたしますという答弁をいただきましたが、市内の建設業者を対象に一般競争入札で解体工事を決定することは可能なのか、不可能なのか。先ほどは検討するというような答弁をいただきましたが、この本会議場において再度この件を質問をいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌）一般競争入札、形態は行政で行っている協定でございますけれども、それがそのままということではなく、それに準じた形での執行ということは当然検討してまいります。そして先ほどの繰り返しでございますけれども、垂水市の業者の方々の受注機会が本当に得られるようにそれは配慮していただくとか、それは本当にやっていただくということで主張をしてまいります。

○大園藤幸議員 先ほど来、全協から引き続きまして、議員のほうからの異論としましては、とにかく最初に、どういうことになるであろうというような状況を正確に判断をしてスタートをしたのかという問題と、それはここにいらっしゃる13名の議員の方々は事前に報告なり説明を受けていらっしゃるはずだというふうに私は申し上げております。

もう1点は、ですから、財政負担を少しでも減らすために安くなるような手段の中で、垂水市に籍がある業者さんで一般競争入札をお願いしたら、そういう手法であれば少しでも財政の負担が少ないのではなかろうかというようなことで質問しておりますので、副市長に答弁をお願いいたします。

○副市長（小島憲男）今回の補正はあくまでも負担金ということで、いわゆる工事請負費のないいわゆる垂水市が事業主体となって行うお金

でなくて、あくまでも負担金ですので、あくまでも主宰、主宰といえますか、主は民間業者が実施する。それに負担金として出すわけでございますので、市が指名競争入札をして、または一般競争入札をして解体をさせるという内容ではございません。ただ、見積もりを、多くの業者から見積もりをとるとか、そういうことはできるかもしれませんが、いわゆる工事請負費ではございませんので、工事を発注することはちょっと難しいかと思えます。見積もりをとることはできるかもしれません。

**○大藺藤幸議員** 工事請負費じゃなくて負担金というふうなふうに説明をされましたが、私がお願いをしているのは、NEDOさんを初めとして民間各社に、垂水市にその解体に関する権利を預けていただけないかということをお話できますかということをお話を前提に、お話を申し上げております。

**○市長（水迫順一）** 解体については、もう垂水で落としたいとそういう気持ちなんです。ですから、垂水の業者に落としたいと。相手が、主宰があるものですから、ちょっとうちの担当課長、それから副市長も遠慮していますけど、一般競争入札が垂水はこういうことでやっておるんだよと、これに準じてやってほしいという強い要望を出します。その方向でするようにお願いを私のほうからもします。（大藺藤幸議員「わかりました」と呼ぶ）

**○議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（川尻達志）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** 私は、議案第87号垂水市一般

会計補正予算（第5号）案について反対の立場で討論をします。

まず最初に、私は、地域に根差したバイオマスエネルギーを含めた自然エネルギーの役割と可能性は垂水市にとっても大きなものがあり、地域振興や環境対策、そして地球温暖化対策、さらに持続可能な地域づくりのためにも必要な事業であると考えます。エネルギー問題は、地球温暖化対策、自給率の引き上げ、安全優先体制の確立化など、エネルギー対策への転換、地域の環境保全と経済活性化という課題への取り組みと、バイオマスなど自然エネルギーを追求していくことがこれらの点からも重要と考えます。

国は、02年12月、バイオマス・ニッポン総合戦略を決定し、04年度からモデル事業が予算化され、全国で取り組みが始まっています。さらに、地域振興に生かす取り組みとしても重要だと考えます。それは、エネルギー資源から電気や熱を生み出し、活用・販売することで地域に新たな収入を生み、地域経済の活力を高める可能性があるからです。また、事業の成果や特産物を地元に戻元し、雇用や技術、資金の流れを地元を生み出す可能性も持っています。よって、家畜ふん尿が負の資源や放棄された資源に積極的な価値を見出し、活用することは重要な点です。

このような中、取り組まれた実証実験にはさまざまな疑問があり、6月議会でも議論してきたところです。バイオマスガス利用の実態と課題は、各市での取り組みや事業所等で明確になっていたということです。04年時点で全国で12カ所で排せつ物メタン発酵処理施設が稼働していました。そこでの問題は、ふん尿処理施設への2倍から3倍の投資金が必要で、この時点で経済性の確保は極めて困難であり、売電買い取り価格も低価格で事業の採算性は困難であるという結果がありました。また、土幌町のNED

〇の取り組みでも、課題が多く、精製技術や運搬方法はさらに研究が必要であると問題を提起をしています。また、スケールアップの問題では、NEDOの資料には、補助金5割でも事業期間の15年以内の初期投資の回収は困難と指摘をしています。結局は、小規模分散型のほうが有利という結果も出ています。

このような点から考えるなら、行政責任者は、高い倫理観と公益性を追求する立場から、実証実験の事業を計画の段階からしっかりと検証する必要があったと考えます。このようなことから、課題等が明確な中、また実証実験という性格を持つ施設の破棄処理費用になぜ税金を使い、市が対応しなければならないのか、根拠が明確ではありません。

さらに、自然エネルギーの活用推進など実証実験であっても、財源の捻出には内容の吟味と住民の合意形成が求められていたと考えます。十分な情報公開や説明はありませんでした。破棄を想定しなかったといっても、当初の契約に問題があったのではないのでしょうか。破棄も当然起こり得る問題であり、実証実験の導入の計画の段階での検証・検討が不十分だったと言わざるを得ません。また、各関係団体との今後の関係も懸念されていますが、信用関係であり、負担とは関係ない問題です。

よって、私はその責めを市民、税金に求めるは問題であり、議案第87号垂水市一般会計補正予算（第5号）案については反対をします。

○議長（川尻達志）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 今回の補正予算第5号の議案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、300万円という信憑性がどこにあるんだろうかという気がいたします。まずそれがあつ

て、あと傾斜配分いろいろ今から詰めていきますということですが、まず手順が違うんじゃないかと。しっかりとした予算をつくり、それを議会に示す。これが行政のあるべき姿じゃないかと私は思っております。

そしてまた、参考の予算を聴取したとありましたが、それも建設業者ではないという説明が商工観光課長からございました。まさにそういうことを議会に説明すること自体が議会軽視のものではないかと私は思っております。

それとあと実証実験の件ですが、垂水方式と言われております。一石三鳥の効果のあるテスト事業だったと、私もそれは大変評価しておりました。しかし、6月の提案では発酵槽のみの事業継承ということで、もうその時点で垂水方式は消えているわけでございます。そういうのをこの9月まで引っ張ってきたという行政のそのあり方、まず総括を先にして、そして解体の予算措置をするべきではないか。そのことがあって初めて議会にかけてほしいと思います。

この勇気ある撤退は評価いたします。ただし、手順がまるでなっていない。総括をし、予算措置をしっかりとして事業計画をつくり、それから我々議会に提案していただきたい。12月まではまだ時間がございます。10月でも11月でも臨時議会を開いて、やればいんじゃないですか、この件は。

そういう意味合いから、今回の補正予算に対しては反対をいたします。終わります。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第87号は起立により採決いたします。

議案第87号を原案のとおり決することに賛成

の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立少数です。

よって、議案第87号は否決されました。

△議案第88号～議案第99号一括上程

○議長（川尻達志）次に、日程第19、議案第88号から日程第30、議案第99号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

議案第88号 平成20年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成20年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成20年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成20年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

---

○議長（川尻達志）お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、

閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大菌藤幸議員、田平輝也議員、持留良一議員、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、北方貞明議員、森正勝議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第19号・意見書案第20号一括上程

○議長（川尻達志）日程第31、意見書案第19号及び日程第32、意見書案第20号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

意見書案第19号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

意見書案第20号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書について

---

○議長（川尻達志）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

---

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書  
(案)

公的医療費の抑制と共に自己負担は増大し、保険でも歯科医療を受けにくくなっていることから、患者の歯科受診の障害になっています。特に低所得・低資産層（年間世帯収入300万円未満かつ純金融資産300万円未満）においては深刻で、日本医療政策機構「日本の医療に関する2007年世論調査報告」において4割の人が「歯の治療が必要だったが、歯科医に行かなかったことがある」と回答しており、高所得・高資産層（年間世帯収入800万円以上かつ純金融資産2千万円以上）の13%を大きく上回っています。特に低所得・低資産層においてお金の心配無しに受診できるよう患者負担を減らす必要があります。

一方、現在の歯科医療は、公的医療費の抑制などにより、歯科診療報酬は特に低迷し続けており、「5人に1人は年収200万円以下」との見出しで報道されるように、大変厳しい経営状態を強いられています。厚生労働省の統計調査によると2000年には歯科診療医療費は右肩上がりが増える薬局調剤医療費を下回り近年では全体の8%を割り込んでいます。歯科診療報酬を医科と比べてもその状況は顕著に表れており、医科初診料（診療所）270点に対し歯科は182点、医科再診料71点に対し歯科は40点など、基礎的な技術料を初めとする多くの診療報酬で格差が大きくなり過ぎているのが実情です。また、保険の給付範囲も広がらないため、患者にとって必要な技術も保険で求められないままになっています。その上、歯科では30年以上据え置かれている治療技術が多数あり、消費者物価指数や人件費等の伸びと比較すればむしろ目減りしている状態です。上記の理由等により歯科業界に希望が持たず歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の志望者も減っており歯科医療の将来が危ぶまれていることも指摘されております。

近年、歯や口腔の機能が全身の健康、介護・医療上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の研究等で実証され、また山梨県歯科医師会の平成20年の調査によると高齢者において残存歯が多いほど医療費がかからないという結果も出ております。

以上のことにより、下記に掲げる事項を強く要望します。

記

- 1、患者負担を少なくとも2割へ軽減させるように対策を講じること。
- 2、より良質な歯科医療ができるように少なくとも10%診療報酬を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿  
財務大臣 藤井 裕久 殿

\_\_\_\_\_

E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、  
日米 F T A の推進に反対する意見書 案

F A O（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」と警告しています。農水省も「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。

こうした中であきらかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させる以外に

打開できないということです。

こういう事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界の農業に押しつけたWTO農業協定路線の見直しを強く求めています。

また、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線も同様に見直さなければなりません。

前政権は、2010年に向けたEPA工程表を打ち出し、既にメキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発行させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。また、新政権を担う民主党は、日米FTA交渉の促進を打ち出しましたが、主要農産物は「除外する」といいますが、相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一旦、交渉が開始されたら取り返しのつかない時代を招くことが懸念されます。日米FTAが締結されると、日米経済協議会の委託研究「日米EPA効果と課題」と題するレポートが08年7月に出されていますが、具体的な減数量として、コメで82.1%減、穀物で48%減、肉類で15.4%減少するとしています。これでは日本の農業や鹿児島県の農業は壊滅的な打撃を受けてしまいます。

今、求められていることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

よって、本市議会は以下の点について政府及び国会に対して、速やかに対策を講じられるように強く要望します。

#### 記

一、これまでのEPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

農林水産大臣 赤松 広隆 殿

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、意見書案第19号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第20号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会の所管事項調

査を行うことを決定しました。

△閉 会

○議長（川尻達志） これをもちまして、平成  
21年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会副議長  
(前副議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員